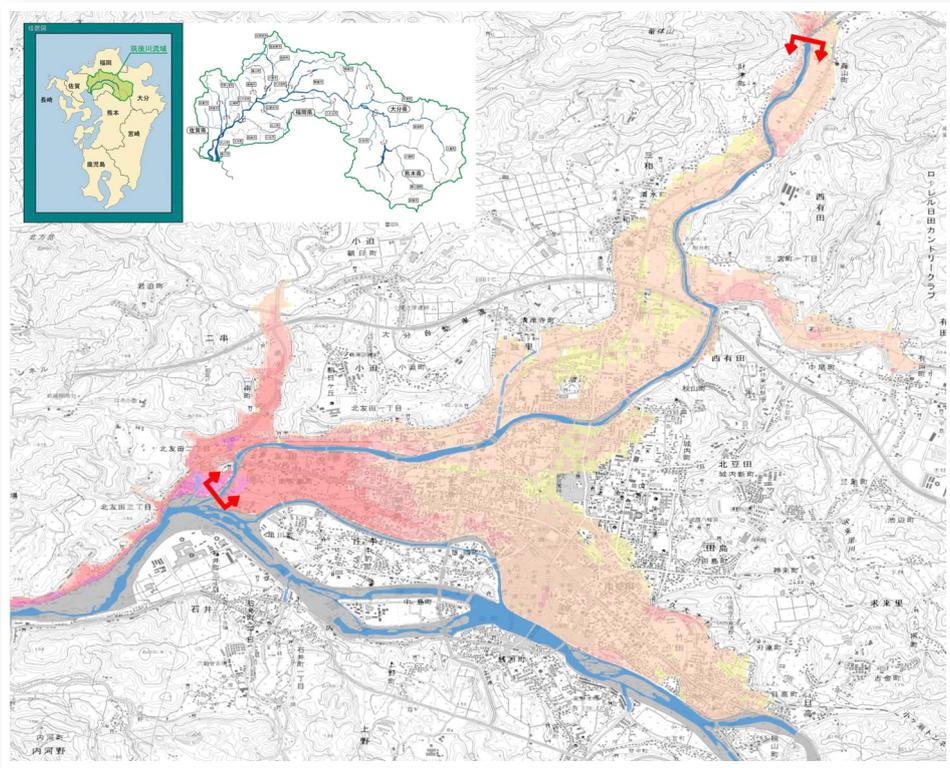


日田市災害廃棄物処理計画



平成 29 年 3 月

日 田 市

目 次

第 1 部 総則.....	1-1
第 1 章 背景及び目的.....	1-1
第 2 章 本計画の位置付け.....	1-2
第 3 章 基本的事項.....	1-3
1. 対象とする災害.....	1-3
2. 災害の規模.....	1-3
3. 対象とする廃棄物.....	1-7
4. 対象とする業務.....	1-8
5. 災害の発生場所.....	1-8
6. 災害の発生時期.....	1-8
7. 災害廃棄物処理の主体.....	1-8
8. 災害廃棄物処理の基本方針.....	1-9
9. 発災後における各主体の行動.....	1-10
第 2 部 災害廃棄物対策.....	2-1
第 1 章 組織体制・指揮命令系統.....	2-1
第 2 章 情報収集・連絡網.....	2-3
1. 災害廃棄物に関連して収集する情報.....	2-3
2. 大分県との情報共有項目.....	2-4
3. 応援要請先市町村との情報共有項目.....	2-5
4. 災害時の状況報告手段.....	2-5
第 3 章 協力・支援体制.....	2-7
1. 自衛隊・警察・消防との連携.....	2-7
2. 国、大分県、市町村等との相互協力体制.....	2-8
第 4 章 市民への広報.....	2-11
第 5 章 職員への教育訓練.....	2-12
第 6 章 一般廃棄物処理施設等.....	2-13
1. 一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備.....	2-13
2. 補修に必要な燃料等の備蓄.....	2-17
第 7 章 災害廃棄物処理（被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物を含む） ..	2-18
1. 発生量.....	2-18
2. 処理フロー.....	2-35
3. 処理可能量.....	2-36
4. 処理スケジュール.....	2-38
5. 仮置場.....	2-39
6. 収集運搬.....	2-46
7. 環境対策・モニタリング・火災対策.....	2-50
8. 処理能力の確保.....	2-51
9. 損壊家屋等の解体・撤去.....	2-53
10. 分別・処理・再資源化.....	2-55

11. 最終処分	2-58
12. 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策	2-58
13. 思い出の品等	2-59
14. 災害廃棄物処理事業の進捗管理	2-60
第 8 章 相談窓口の開設	2-61
第 9 章 処理事業費の管理	2-62

第 1 部 総 則

第 1 章 背景及び目的

大分県は地震や津波、風水害等の大規模災害に見舞われた過去をもっており、大きな被害がもたらされている。

このような状況の中、大分県では平成 19 年 3 月に「大分県災害廃棄物等処理基本方針」を作成し災害時の備えとしてきた。しかし、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、これまでの廃棄物処理対策が十分機能しなかったことから、国において平成 26 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」が策定された。当該指針等を参考とし、大分県では平成 28 年 3 月に「大分県災害廃棄物処理計画」を策定した。

日田市（以下、「本市」という。）においても、発災後、速やかに被災現場からがれき等を撤去し、適正かつ迅速な方法で処理していくとともに、避難所からのごみ・し尿処理問題等に対して、事前に十分な対策を講じておく必要がある。

本計画は、「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）」や「大分県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月、大分県）」を踏まえ、災害時に大量に発生する廃棄物の円滑かつ適正な処理を推進することを目的として策定するものである。

第 2 章 本計画の位置付け

本計画は、図 1-1 に示すとおり災害対策基本法に基づき策定された「防災業務計画（平成 24 年 9 月、環境省）」や「日田市地域防災計画」に基づき策定するものであり、「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）」や「大分県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月、大分県）」との整合性を図りながら、災害時における廃棄物処理の基本的な考え方や方針、廃棄物処理を適正かつ迅速に行うために必要となる事項についてとりまとめるものである。

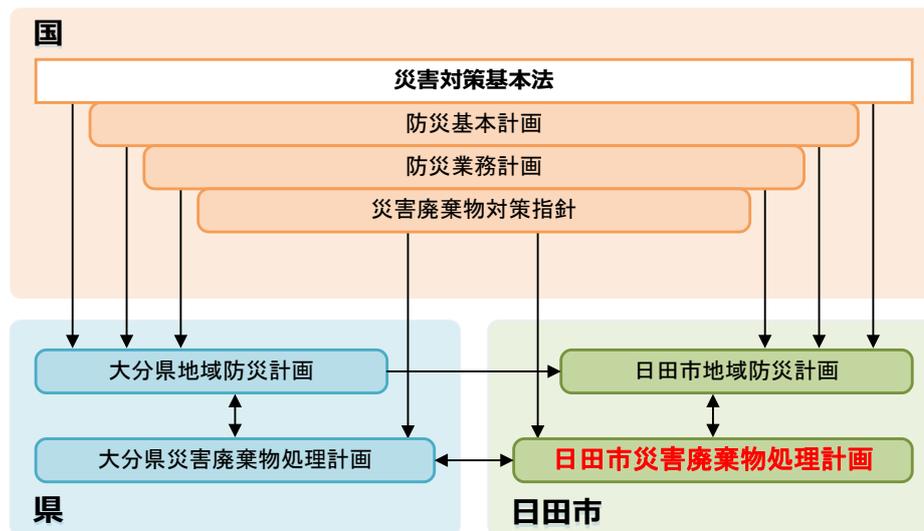


図 1-1 本計画の位置付け

第 3 章 基本的事項

1. 対象とする災害

本計画では、本市における建物被害棟数が大きくなると想定されている崩平山一万年山地溝北縁断層帯地震や、最大規模として想定されている 48 時間総雨量 810mm 時の水害を想定し、地震災害（地震による火災、爆発等）及び水害（洪水、浸水、冠水、土石流、山崩れ、崖崩れ等）を対象とする。

2. 災害の規模

(1) 地震災害

地震災害については、「大分県地震津波被害想定調査（平成 20 年 3 月、平成 25 年 3 月）」において、本市における建物被害棟数が最大になると推計されている崩平山一万年山地溝北縁断層帯地震を想定し、災害の規模を表 1-1 及び図 1-2 のとおり想定する。

表 1-1 想定する地震災害の規模

想定地震	タイプ	マグニチュード	震度
崩平山一万年山地溝北縁断層帯地震	活断層	6.8	6 弱 (局地的に 6 強)

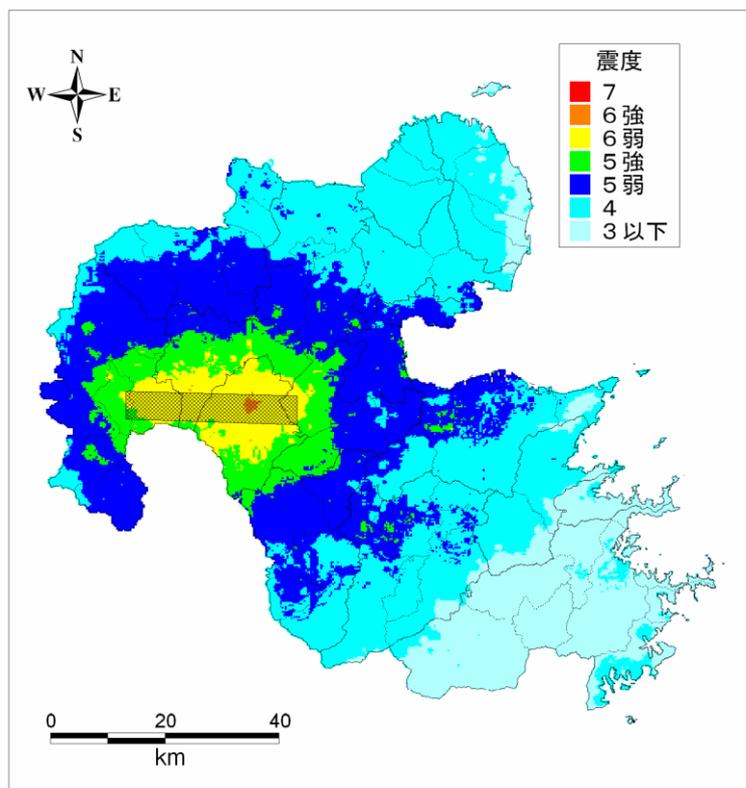


図 1-2 想定する地震災害の規模（震度分布）

出典：「大分県地震津波被害想定調査（平成 20 年 3 月、大分県）」

(2) 水害

水害については、次ページ表 1-2 に示す「河川毎の洪水浸水想定区域図（筑後川水系）（平成 28 年 6 月、国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所）」を参考に災害の規模を想定する。降雨量については、河川毎の洪水浸水想定区域図作成の前提となっている「荒瀬上流域の 48 時間総雨量 810mm」と想定する。また、浸水面積については、次ページ表 1-2 の市内を流れる花月川、庄手川及び玖珠川のうち、浸水面積が最大と想定され、上流にダムが設置されていない花月川における浸水面積 1,068ha と想定する。

【河川毎の洪水浸水想定区域図（次ページ表 1-2）に関する説明文及び基本事項等（花月川の場合）】

<説明文>

- ・この図は、筑後川水系花月川の水位周知区間について、水防法の規定により指定された想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。
- ・この洪水浸水想定区域図は、指定時点の花月川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水により花月川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。
- ・なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の決壊による氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

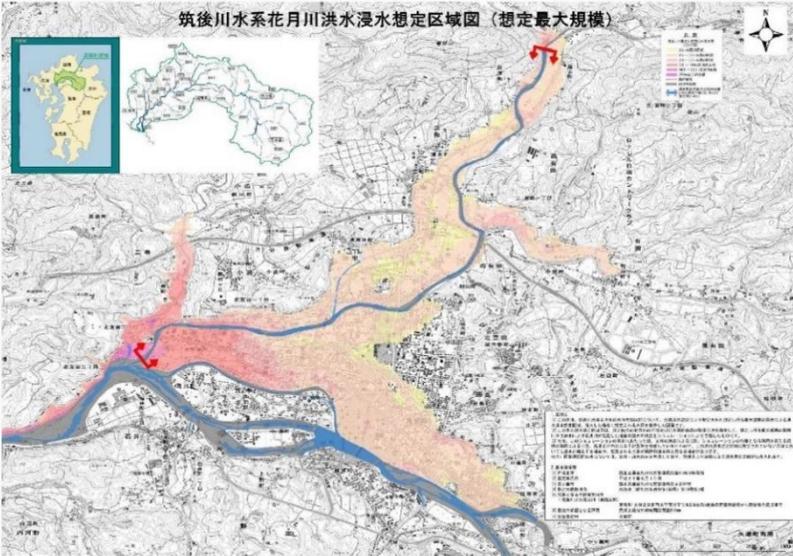
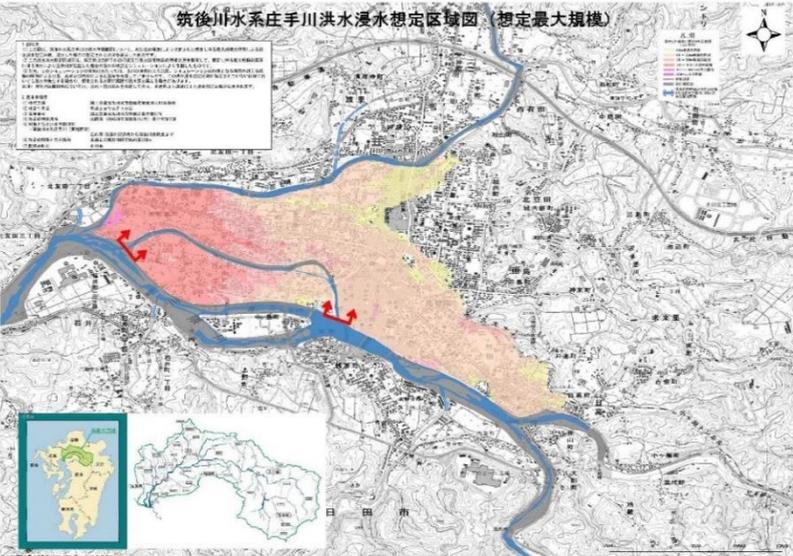
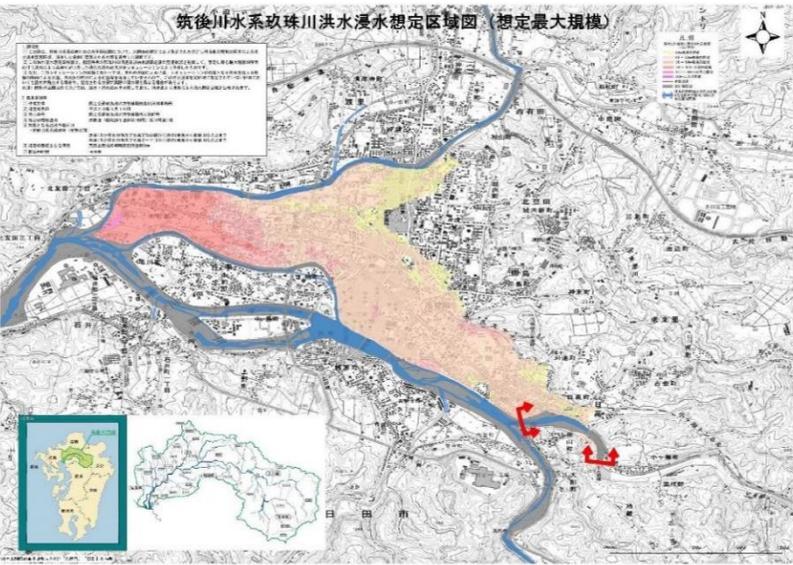
<基本事項等>

- ・作成主体 国土交通省九州地方整備局筑後川河川事務所
- ・指定年月日 平成 28 年 6 月 10 日
- ・告示番号 国土交通省九州地方整備局告示第 97 号
- ・指定の根拠法令 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 14 号第 1 項
- ・対象となる水位周知河川・筑後川水系花月川(実施区間)
左右岸:大分県日田市大字花月字ツル 335 番の 5 地先の市道明德橋から筑後川合流点まで
- ・指定の前提となる降雨 荒瀬上流域*の 48 時間総雨量 810 mm
- ・関係市町村 日田市

出典:河川毎の洪水浸水想定区域図(筑後川水系)(平成 28 年 6 月、国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所)

※ 荒瀬上流域とは、福岡県うきは市浮羽町三春から上流を示す。

表 1-2 市内を流れる河川の洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

	洪水浸水想定区域図（想定最大規模）	備考
花月川		<p>浸水面積：1,068ha</p> <p>上流にはダムが設置されていない。</p>
庄手川		<p>浸水面積：635ha</p> <p>上流には大山ダム、松原ダム及び下釜ダムが設置されている。</p>
玖珠川		<p>浸水面積：529ha</p> <p>上流には松木ダムが設置されている。</p>

出典：河川毎の洪水浸水想定区域図（筑後川水系）（平成 28 年 6 月、国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所）

【想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図のつくり方 国土交通省 九州地方整備局】

想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域図とは、現在の流域(河川)の状況で、過去にその地域で実際に降った降雨から想定される最大規模の降雨【以下、L2】により堤防が決壊したり、溢れたりした場合に、その氾濫水により浸水が想定される範囲と浸水深を示すものです。

具体的な検討手順は、次の3段階です。

- ①雨の量を想定(L2)
- ②決壊地点ごとに氾濫シミュレーションを実施
- ③決壊地点ごとのシミュレーションの重ね合わせ

①雨の量を想定します。

ステップ(1) 降雨特性を考慮した地域区分の設定

- ・日本列島は、南北に長く、山脈が連なることから、地域ごとに降雨特性が異なります。
- ・全国を降雨特性が似ている15の地域に分割。

ステップ(2) 地域ごとの最大降雨量の設定

- ・(1)の各地域について、その地域で過去に観測された降雨データをもとに、降雨継続時間別、河川の流域面積別に最大となる降雨量を算定します。

②決壊地点ごとに氾濫シミュレーションを実施

今の河川の測量断面(200mピッチ)をもとに、①の降雨によって増えた川の水が、現在の堤防で安全に流すことができる最大の流量に達した時点で、堤防が決壊するものと想定し、氾濫する水の流れや広がりをシミュレーションしました。

※堤内地の内水は考慮していません。

③決壊地点ごとの氾濫シミュレーションの重ね合わせ

すべての破堤点のシミュレーション結果を重ね合わせ、各地点の最も深い浸水深を表示しました。

3. 対象とする廃棄物

本計画の対象とする廃棄物は、地震災害及び水害により発生する廃棄物に加え、災害からの復旧・復興の過程において被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物とし、表 1-3 のとおりとする。

表 1-3 対象とする廃棄物

災害廃棄物の種類	内 容	
木くず	柱・梁・壁材、水害による流木等	
コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくず等	
金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材等	
可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物	
不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物	
腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品等	
廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの※	
廃自動車等	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車等※	
有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CGA・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等	
その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ガスボンベ等の危険物や、本市の施設では処理が困難なもの（レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む）、石膏ボード等	
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
	避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ等
	し尿	仮設トイレ等からの汲み取りし尿

※ リサイクル可能なものは各リサイクル法により処理を行う

4. 対象とする業務

本計画の対象とする業務は、表 1-4 に示すとおりである。

表 1-4 対象とする業務

項目	概要
撤去	災害廃棄物の撤去
解体・撤去	被災した建物等の解体・撤去
収集・運搬	災害廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物の収集・運搬
再資源化（リサイクル）	最終処分量の削減等を目的とした再資源化（リサイクル）
中間処理（破碎、焼却等）・最終処分	最終処分量の削減等を目的とした中間処理及び最終処分
二次災害の防止	強風による災害廃棄物の飛散、ハエ等の害虫の発生、発生ガスによる火災、感染症の発生、余震による建物の倒壊等の防止
進捗管理	災害廃棄物処理の進捗管理
広報	災害廃棄物処理状況の広報
上記業務のマネジメント及びその他廃棄物処理に係る事務	

5. 災害の発生場所

災害の発生場所は、市内全体とし、被災時の仮置場等の検討を行うものとする。

6. 災害の発生時期

災害の発生時期により災害廃棄物に対する留意事項が異なる。このことを踏まえ、災害の発生時期は夏季及び冬季とし、夏季における腐敗性廃棄物の迅速な処理や台風対策、冬季における乾燥に伴う仮置場の火災や積雪、強風等に配慮するものとする。

7. 災害廃棄物処理の主体

災害廃棄物処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、原則として本市が主体となり実施する。ただし、被害が甚大で、本市が主体となり災害廃棄物を処理することが困難な場合は、地方自治法第 52 条の 14 の規定に基づく事務の委託により、大分県が災害廃棄物処理を実施する場合がある。

8. 災害廃棄物処理の基本方針

本計画では、災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に行うための基本方針を以下のとおりとする。

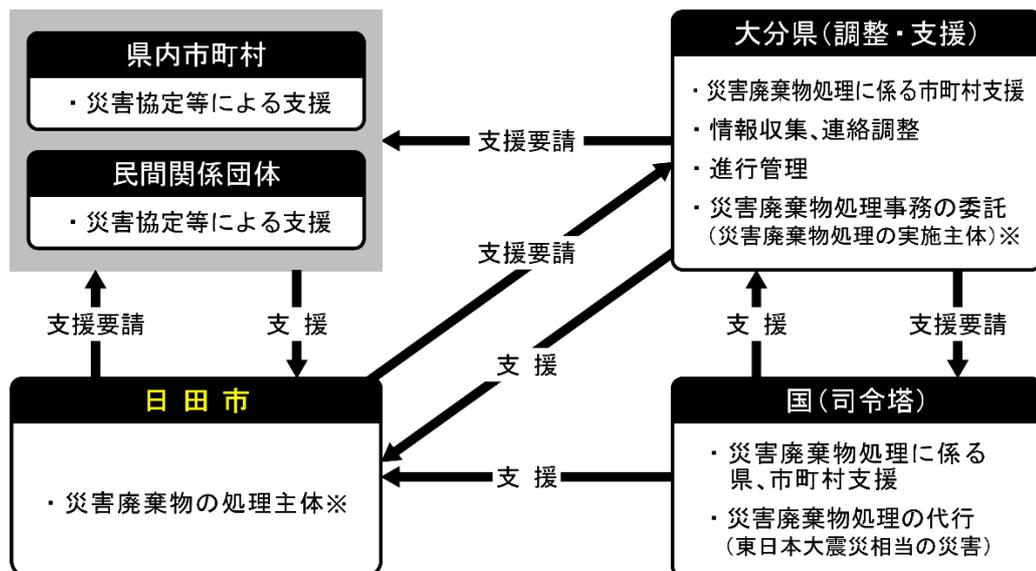
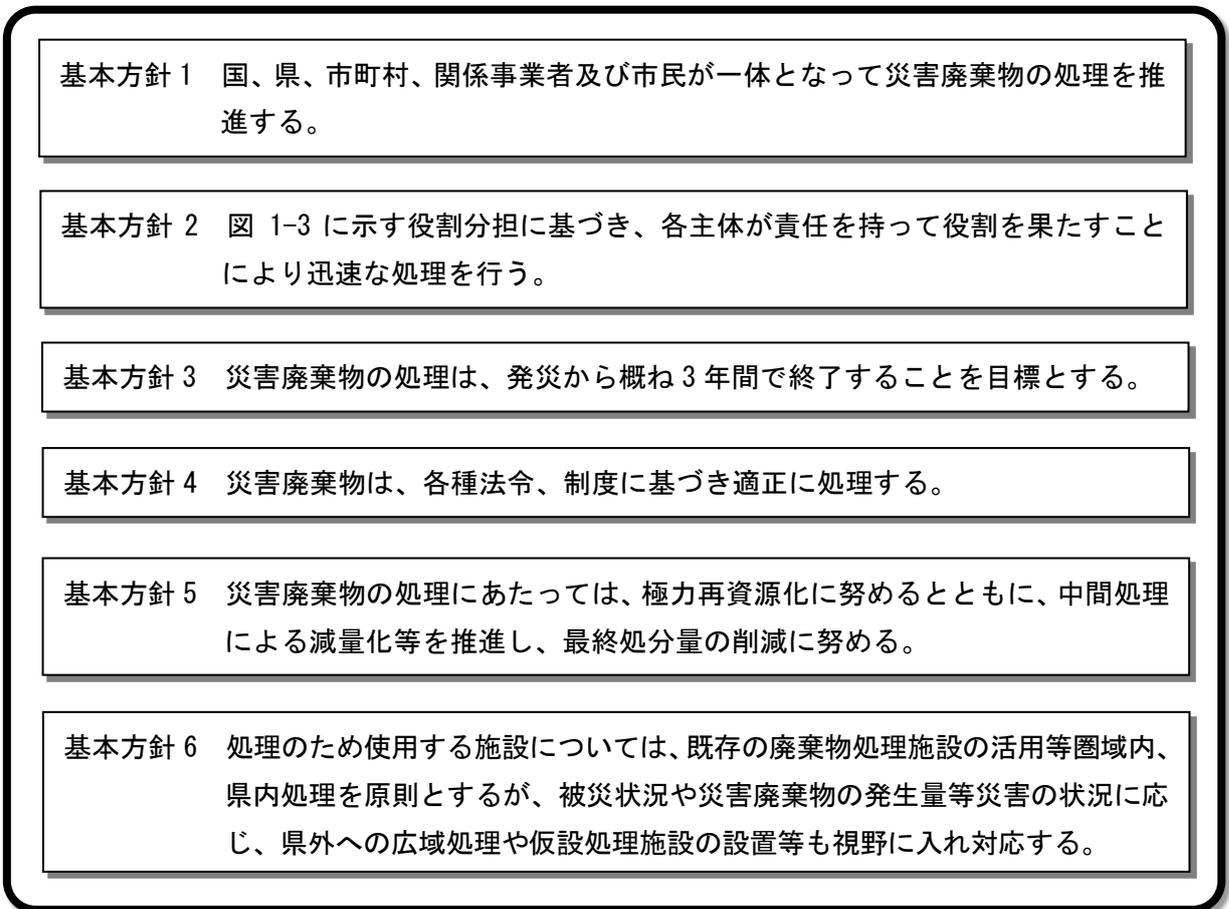


図 1-3 役割分担

※ 災害廃棄物処理は原則として本市が主体となり実施するが、第 3 章 7. 災害廃棄物処理の主体のとおり、被害が甚大な場合には大分県が実施する場合がある。

注) 県内市町村が被災し、被災市町村または大分県が本市に支援要請する場合は、本市が支援を行う。

9. 発災後における各主体の行動

(1) 体制の構築と各主体の行動

体制の構築と各主体の行動は、図 1-4 に示すとおりである。

発災後、本市は災害対策本部を立ち上げ県内市町村への支援要請を行う。また、大分県、国、応援要請先市町村及び民間事業者は、本市が主体となり実施する災害廃棄物処理の支援等を行う。

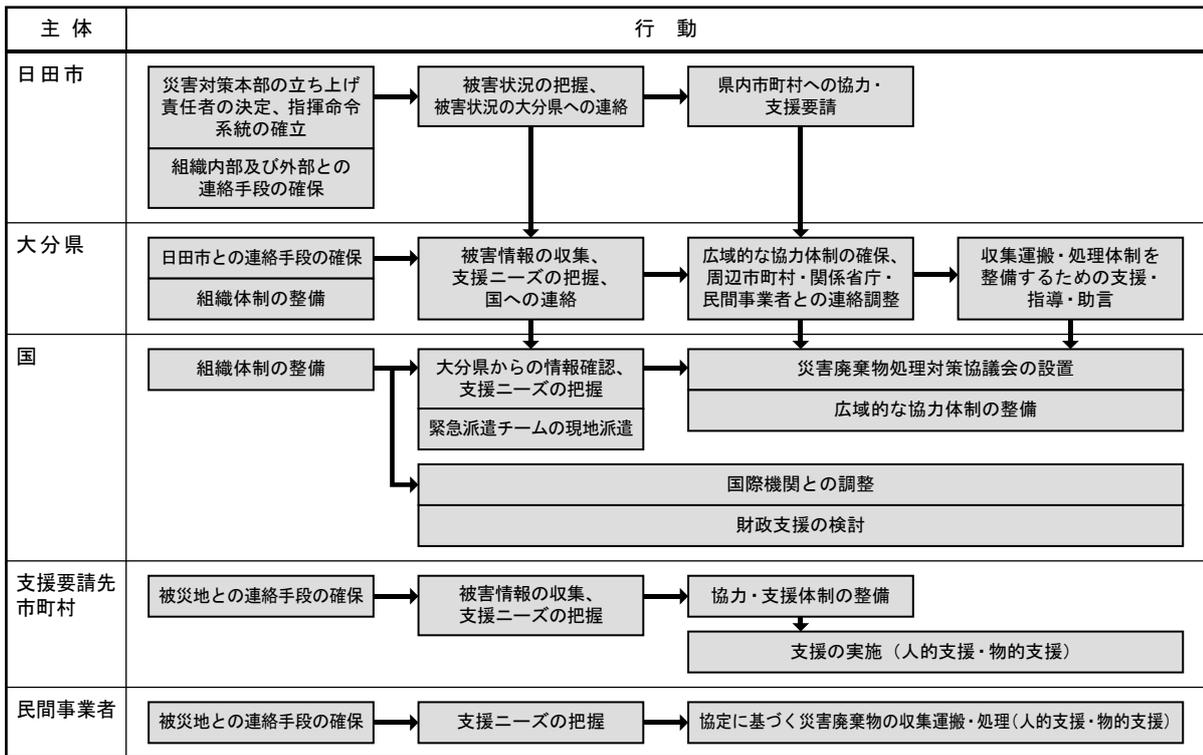


図 1-4 発災後における各主体の行動

注) 県内市町村が被災し、被災市町村または大分県が本市に支援要請する場合は、本市が支援を行う。

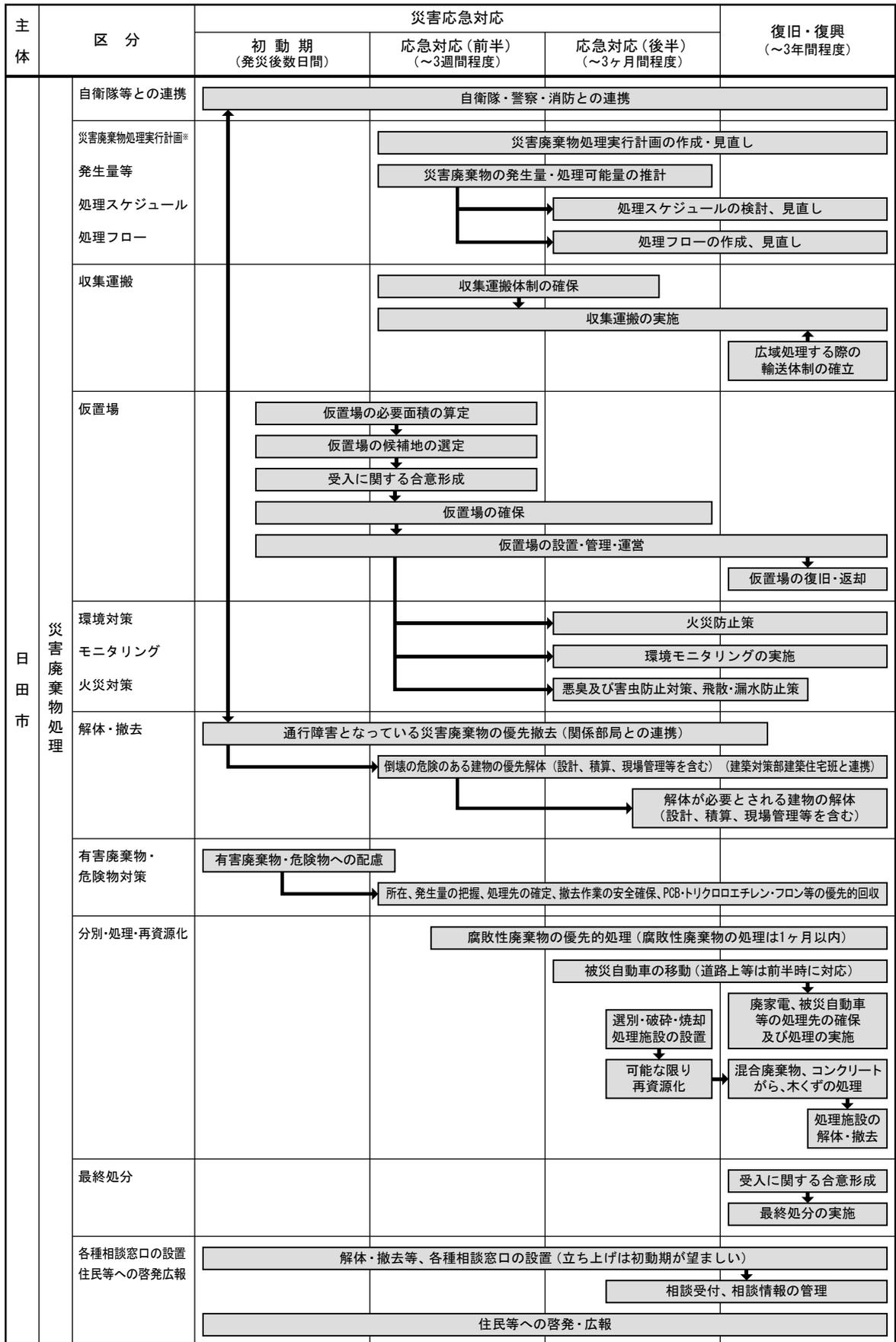
(2) 本市が主体となり実施する廃棄物処理

発災後の時期区分と特徴は表 1-5、本市が主体となり実施する廃棄物処理は図 1-5 に示すとおりである。

表 1-5 発災後の時期区分と特徴

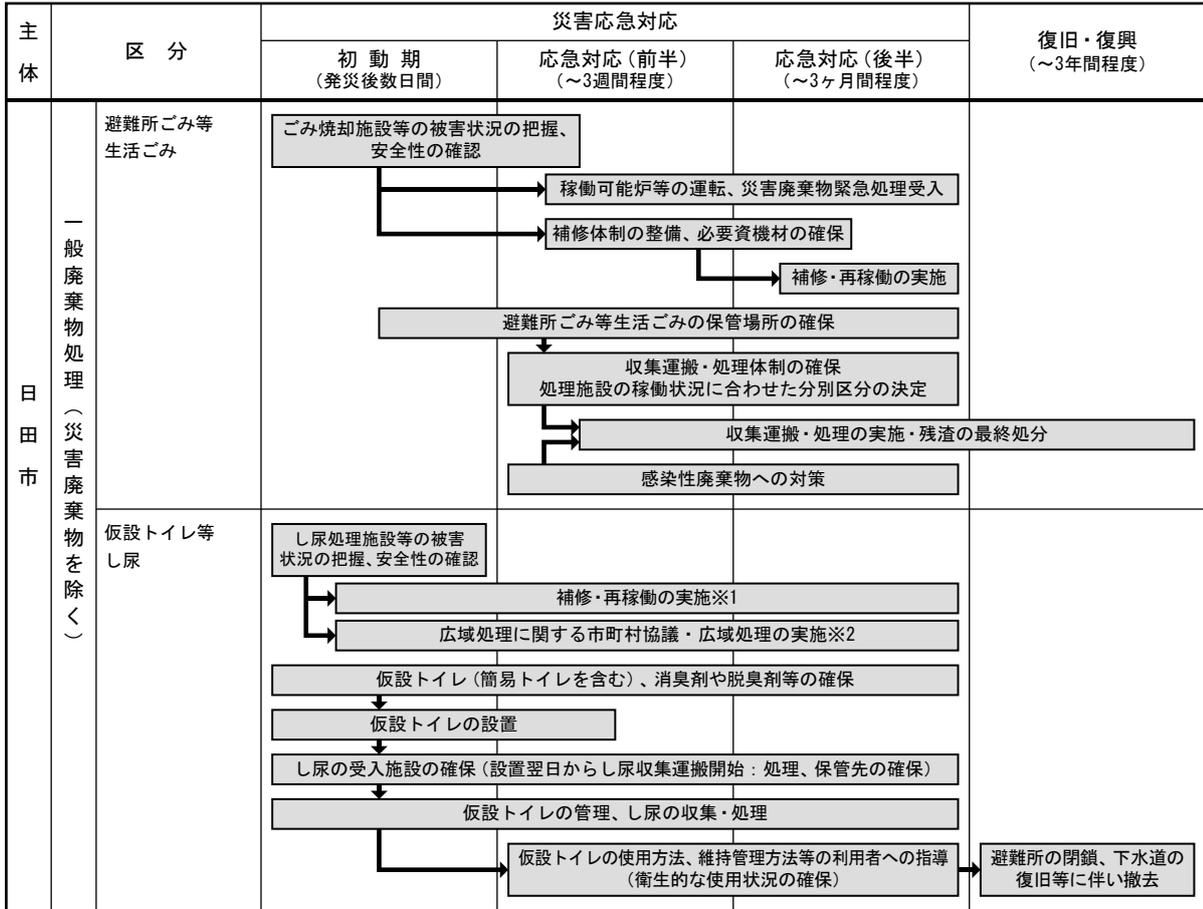
時期区分	時期区分の特徴	時期の目安※
初 動 期	人命救助が優先される時期(体制整備、被害状況の確認、必要資機材の確保等を行う)	発災後数日間
応急対応 (前半)	避難所生活が本格化する時期(主に優先的な処理が必要な災害廃棄物を処理する期間)	～3 週間程度
応急対応 (後半)	人や物の流れが回復する時期(災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う期間)	～3 ヶ月間程度
復 旧 ・ 復 興	避難所生活が終了する時期(一般廃棄物処理の通常業務化が進み、災害廃棄物の本格的な処理の期間)	～3 ヶ年程度

※ 時期の目安は、東日本大震災クラスの場合を想定した。



※ 災害廃棄物の発生量等を把握した上で、処理作業を実施するための計画

図 1-5 (1) 本市が主体となり実施する廃棄物処理(災害廃棄物)



※1 日田市環境衛生センターの補修・再稼働が可能な場合
 ※2 日田市環境衛生センターの補修・再稼働が不可能な場合

図 1-5 (2) 本市が主体となり実施する廃棄物処理 (一般廃棄物)

第 2 部 災害廃棄物対策

第 1 章 組織体制・指揮命令系統

組織体制は、本計画の関連計画である「日田市地域防災計画」に準じ、図 2-1 のとおり設定する。表 2-1 に示す災害廃棄物処理及び一般廃棄物処理（詳細は第 1 部 P. 1-11, 12）は、市民対策部廃棄物処理班・衛生班（環境課等）が主体となり実施する。

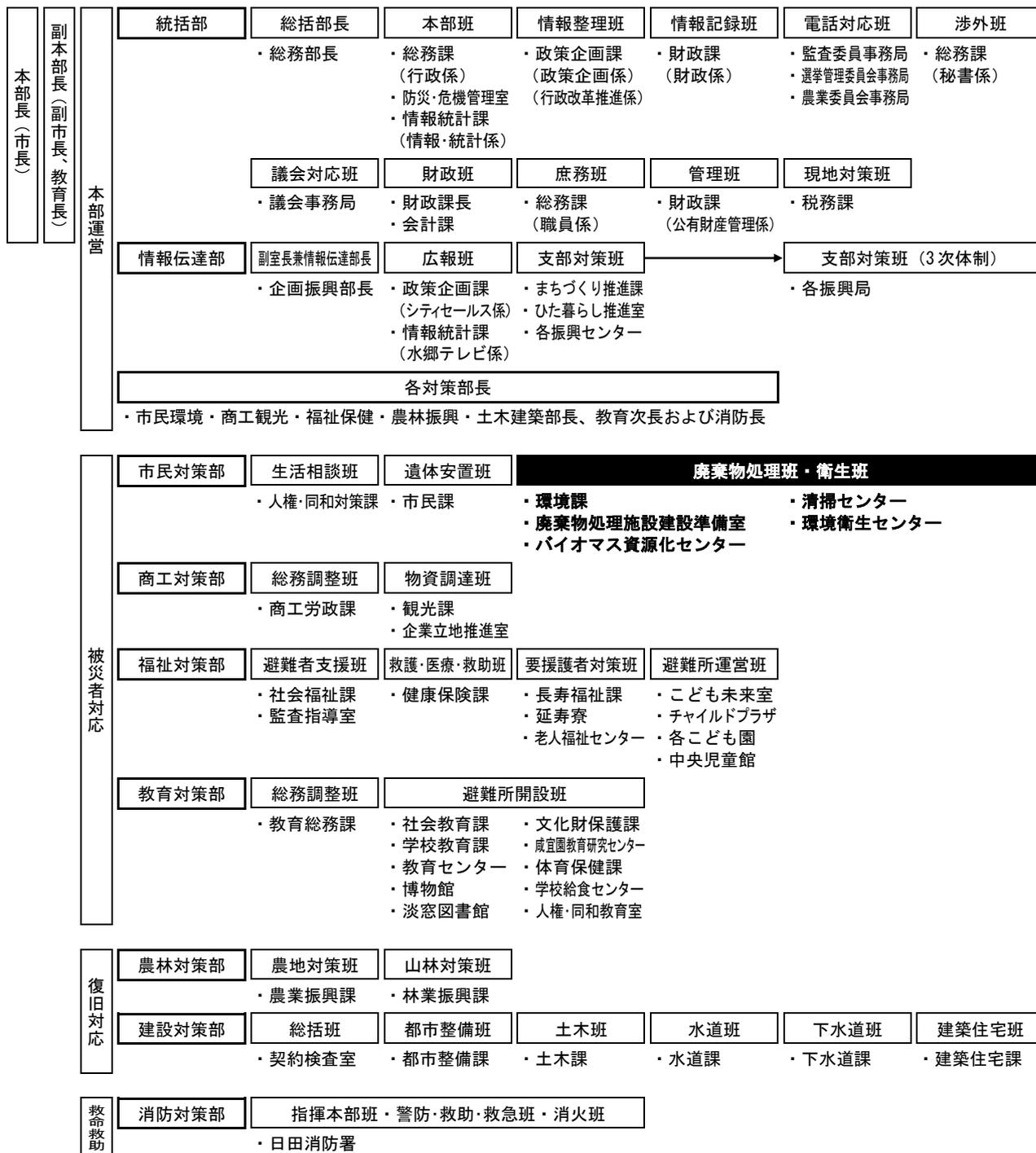


図 2-1 組織体制（平成 29 年 3 月時点）

表 2-1 災害廃棄物処理及び一般廃棄物処理の内容

災害廃棄物処理	災害廃棄物処理実行計画の策定
	収集運搬体制の確保等
	仮置場の確保等
	環境対策・モニタリング・火災対策
	解体・撤去
	有害廃棄物・危険物対策
	分別・処理・再資源化
	最終処分
	各種相談窓口の設置、住民等への啓発広報
一般廃棄物処理	避難所ごみ等生活ごみ処理
	仮設トイレ等し尿処理

【応急対応時】

- ・ 図 2-1 のとおり設定した組織体制・役割分担を参考として、指揮命令系統を確立する。
- ・ 統括部と連携すると共に、情報の一元化に努める。
- ・ 24 時間体制になることが想定されるため、責任者は 2 名以上にすることを検討する。

【復旧・復興時】

災害廃棄物処理の進捗状況に応じて、指揮命令系統の見直しを行う。

第2章 情報収集・連絡網

1. 災害廃棄物に関連して収集する情報

災害応急対策時において災害廃棄物に関連して収集する情報は、表 2-2 に示すとおりである。

発災直後は被災状況や収集・運搬体制に関する情報、発生量を推計するための情報を把握する。また、時間の経過とともに被害状況が明らかになるため、定期的に新しい情報を収集することを心がけ、その収集・発表日時を念頭に、正確に整理する。

表 2-2 災害廃棄物に関連して収集する情報

項目	内容	初動期～ 応急対応時 ^{※1}	応急対応時～ 復旧・復興時 ^{※2}
職員・施設被災	職員の参集状況（電話確認等）	◎	
	廃棄物処理施設の被災状況	◎	
	廃棄物処理施設の復旧計画／復旧状況	◎	◎
災害用トイレ	上下水道及び施設の被災状況	○	
	上下水道及び施設の復旧計画／復旧状況	○	◎
	災害用トイレの配置計画と設置状況	◎	
	災害用トイレの支援状況	◎	○
	災害用トイレの撤去計画・撤去状況		◎
	災害用トイレ設置に関する支援要請	◎	
し尿処理	収集対象し尿の推計発生量	◎	
	し尿収集・処理に関する支援要請	◎	
	し尿処理計画	○	○
	し尿収集・処理の進捗状況	○	○
	し尿処理の復旧計画・復旧状況		◎
生活ごみ処理	ごみの推計発生量	◎	○
	ごみ収集・処理に関する支援要請	◎	○
	ごみ処理計画	○	○
	ごみ収集・処理の進捗状況		◎
	ごみ処理の復旧計画・復旧状況		◎
災害廃棄物処理	家屋の倒壊及び焼失状況	◎	
	災害廃棄物の推計発生量及び要処理量	◎	○
	災害廃棄物処理に関する支援要請	◎	○
	災害廃棄物処理実施計画	◎	○
	解体撤去申請の受付状況	○	◎
	解体業者への発注・解体作業の進捗状況	○	◎
	解体業者への支払業務の進捗状況	○	◎
	仮置場の配置・開設準備状況	◎	
	仮置場の運用計画	○	
	仮設焼却施設の整備・運用計画		◎
	再利用・再資源化／処理・処分の計画	○	○
	再利用・再資源化／処理・処分の進捗状況		◎

注) 表内の◎は、情報収集にあたっての優先順位が高い項目を示す。

※1 初動期～応急対応時とは、体制整備等を行う発災後数日間から災害廃棄物の本格的な処理に向けた準備を行う3ヶ月間程度の時期のこと。

※2 応急対応時～復旧・復興時とは、災害廃棄物の本格的な処理を行う時期のこと。

2. 大分県との情報共有項目

大規模災害が発生した場合の大分県との情報共有項目は表 2-3、情報共有体制は図 2-2 に示すとおりである。

大分県が支援体制等を検討するために必要となる施設被災・災害廃棄物処理に関する情報は、市民対策部廃棄物処理班・衛生班（環境課等）が収集し、各種報告書様式*等により本部長（市長）が大分県災害対策本部に報告する。

また、仮設トイレの設置、災害廃棄物発生量の把握、仮置場必要面積の把握等を行うために必要となる避難所・被災状況に関する情報は本市が収集し、本部長（市長）が大分県災害対策本部に報告し集約されているため、必要に応じて大分県災害対策本部から提供を受ける。

※ 各種報告書様式については、資料編のとおり。

表 2-3 大分県との情報共有項目

情報共有項目		目的	
大分県災害対策本部が集約している情報	避難所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所名、所在地 ・ 各避難所の避難者数 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設トイレの設置 ・ 仮置場設置場所の判定等
	被災状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家屋の倒壊及び焼失状況 ・ 上下水道及び施設の被災状況 ・ 断水の状況と復旧の見込み ・ 主要道路・橋梁の被害状況と復旧の見込み 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物発生量等の把握 ・ 仮置場必要面積の把握等 ・ 仮設トイレの設置 ・ 仮置場設置場所の判定等 ・ 収集運搬体制の設定等
市民対策部廃棄物処理班・衛生班（環境課等）が収集する情報	施設被災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理施設等被災状況（応急対策の状況、復旧見込み等） ・ 必要な支援内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理体制の情報共有 ・ 大分県による支援体制の検討
	災害廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場の配置・開設準備状況 ・ 必要な支援内容 ・ 腐敗性廃棄物の発生状況 ・ 有害廃棄物の発生状況 	

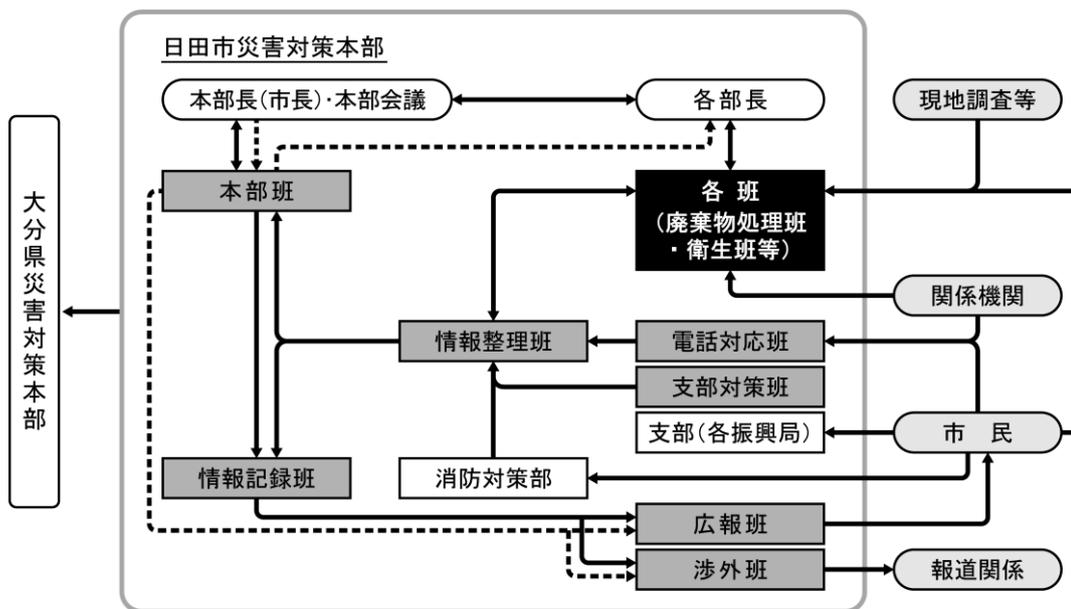


図 2-2 大分県との情報共有体制

3. 応援要請先市町村との情報共有項目

応援要請先市町村との情報共有項目は、表 2-4 に示すとおりである。

応援要請先市町村が支援体制等を検討するために必要となる施設被災・災害廃棄物処理に関する情報は、市民対策部廃棄物処理班・衛生班（環境課等）が収集し、各種報告書様式*等により本部長（市長）が応援要請先市町村に報告する。

※ 各種報告書様式については、資料編のとおり。

注) 県内市町村が被災し、被災市町村または大分県が本市に支援要請する場合は、本市が支援を行う。

表 2-4 応援要請市町村との情報共有項目

情報共有項目			目的
市民対策部 廃棄物処理班・衛生班（環境課等）が収集する 情報	施設被災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理施設等被災状況（応急対策の状況、復旧見込み等） ・ 必要な支援内容 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 処理体制の情報共有 ・ 大分県による支援体制の検討
	災害廃棄物 処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 仮置場の配置・開設準備状況 ・ 必要な支援内容 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 腐敗性廃棄物の発生状況 ・ 有害廃棄物の発生状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 優先処理事項の把握

4. 災害時の状況報告手段

災害時の状況報告手段は、「日田市地域防災計画」に準じ、以下のとおりとする。

【災害時の状況報告手段】
 把握した被害状況は、大分県災害対策本部へ防災 GIS（地理情報システム）により報告する。
 なお、通信の不通等により大分県に報告できない場合は、国へ直接報告することとし、通信回復後に大分県に報告する。

【応急対応時】

人命救助を優先しつつ、表 2-2 の情報について優先順位をつけて収集し、大分県へ連絡する。

【復旧・復興時】

電気や通信網の復旧に伴い、より確実な連絡手段を選択して情報収集を継続するとともに、大分県への報告を継続する。

第 3 章 協力・支援体制

1. 自衛隊・警察・消防との連携

被害が甚大で本市のみでの対応が困難な場合、初動期においては迅速な人命救助のために自衛隊や警察、消防と連携して道路上の災害廃棄物を撤去する必要がある。自衛隊の支援が必要な場合については、「日田市地域防災計画の資料様式-9※」により、**図 2-3** の流れで本部長（市長）または副本部長（副市長、教育長）が行う要請により派遣される自衛隊と連携し、迅速な人命救助等に必要となる災害廃棄物撤去を実施する。

※ 日田市地域防災計画の資料様式-9 に記載する内容は、以下のとおりである。

- ・ 災害の状況及び派遣を必要とする理由
- ・ 派遣を希望する期間
- ・ 希望する派遣区域及び活動内容
- ・ 要請責任者の職氏名
- ・ 災害派遣時における特殊携行装備又は作業種類
- ・ 派遣地への最適経路
- ・ 連絡場所及び現場責任者氏名並びに標識又は誘導地点及びその表示

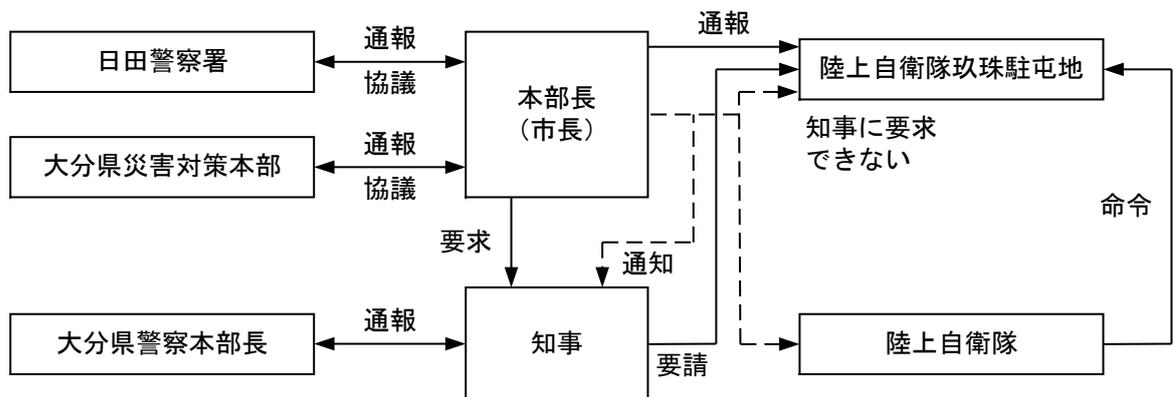


図 2-3 派遣及び撤収要請手続経路図

出典：日田市地域防災計画

2. 国、大分県、市町村等との相互協力体制

国、大分県、市町村等との災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制は、図 2-4 に示すとおりである。

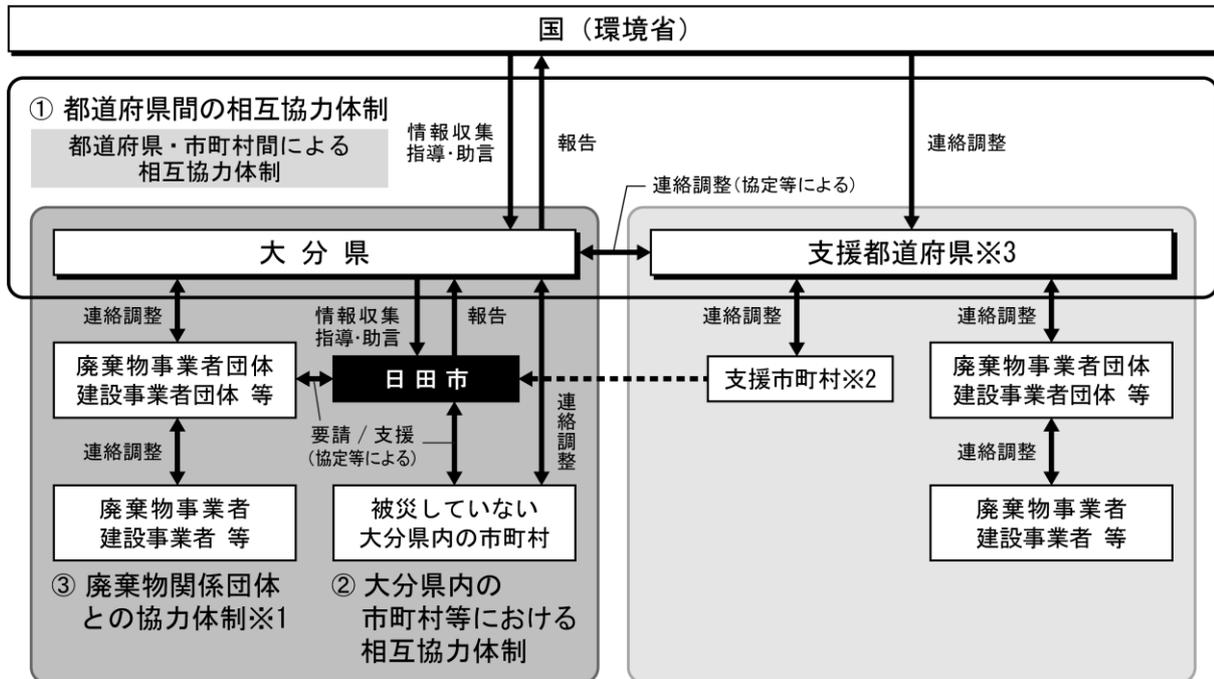


図 2-4 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制

※1 本市では、一般社団法人大分県産業廃棄物協会（名簿は資料編のとおり）、一般社団法人大分県建設業協会等の民間団体と災害廃棄物処理に関する協定を締結している（応援協定概略図資料編のとおり）。また、大分県内市町村と応援協定を締結している。なお、大分県では、一般社団法人大分県産業廃棄物協会、一般社団法人大分県建設業協会、大分県建造物解体工事業協同組合、大分県環境整備事業協同組合と「大分県災害廃棄物処理の応援に関する協定」、公益財団法人大分県環境管理協会と「災害時における浄化槽の点検・復旧に関する応援協定」を締結するとともに、太平洋セメント株式会社及び津久見市と「循環型社会の形成の推進に関する協定」を締結している。

※2 本市では、福岡県朝倉市、熊本県菊池市 小国町、茨城県水戸市と応援協定を締結している。

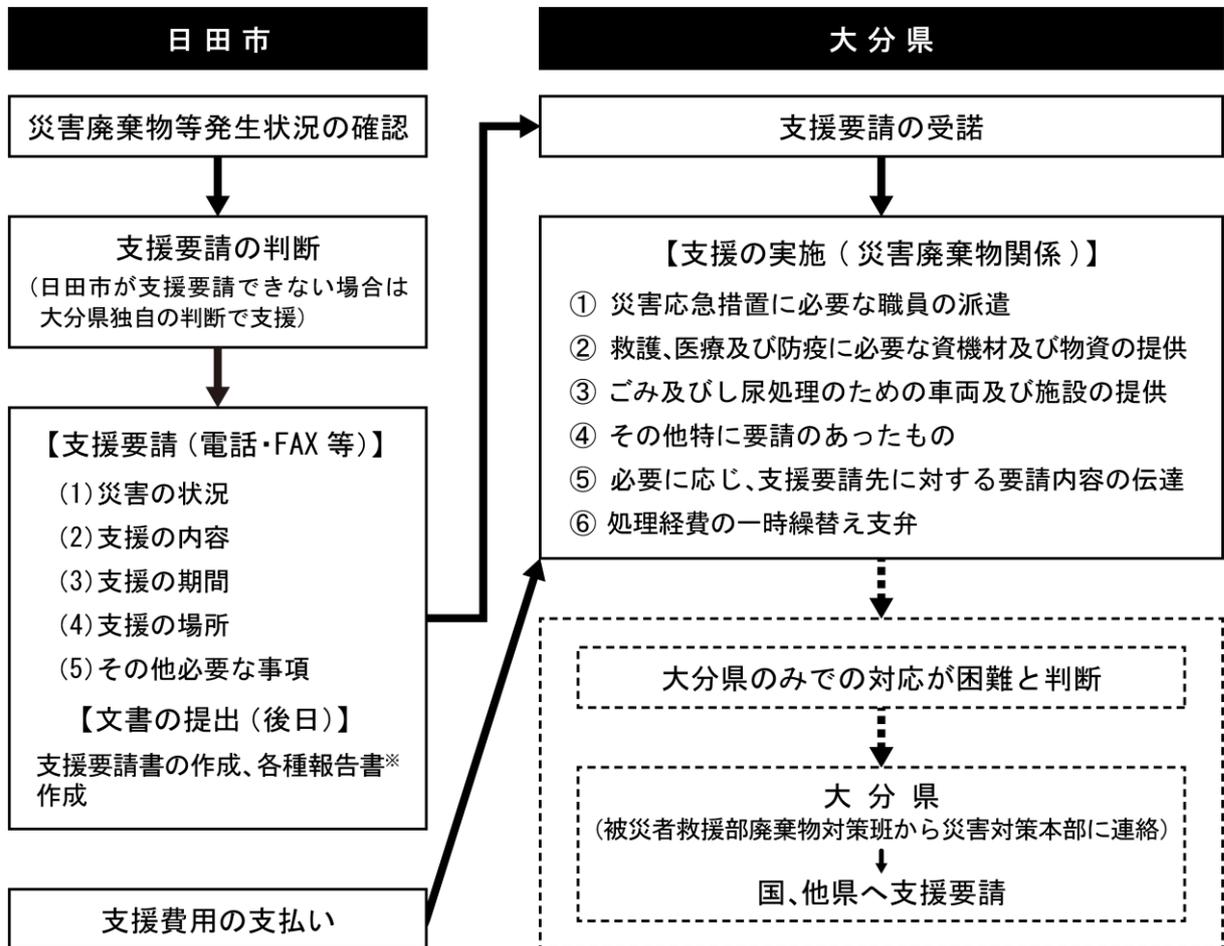
※3 現在、災害廃棄物の処理に関しては、近隣各県との協力・支援体制が構築されていないことから、「大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会」の場を通じて、近隣各県との支援体制が検討されている。

注) 県内市町村が被災し、被災市町村または大分県が本市に支援要請する場合は、本市が支援を行う。

(1) 協定に基づき大分県に支援要請する場合

協定に基づき大分県に支援要請する場合の手順は、図 2-5 に示すとおりである。

災害状況が特に緊急を要し、かつ本市が支援要請できない状況にあると判断される場合は、大分県が独自の判断で支援を実施する。



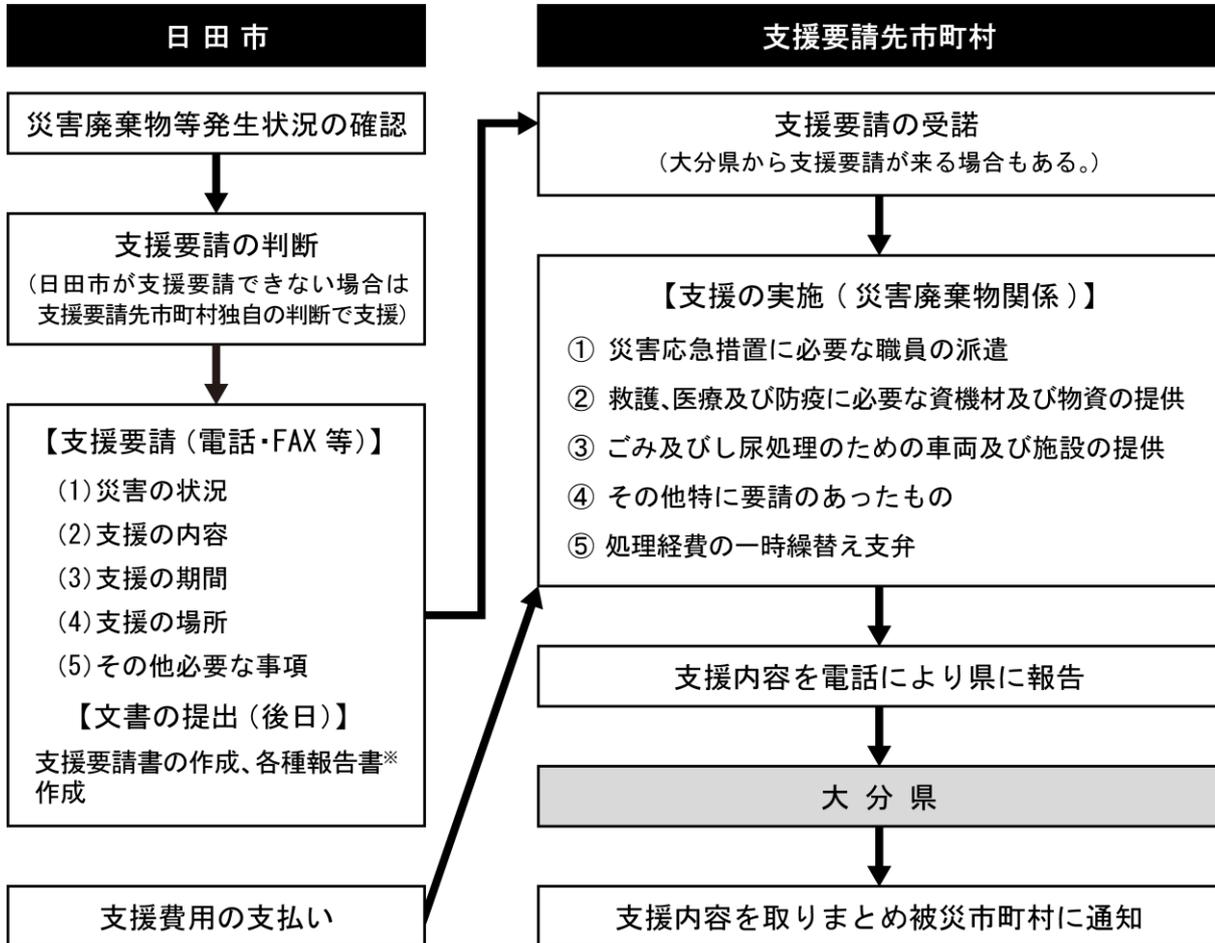
※各種報告書様式(廃棄物処理施設等被害報告書、避難場所・避難人数・仮設トイレの配置計画報告書、し尿の収集対象推計発生量報告書、家屋の倒壊及び焼失状況報告書、災害廃棄物の推計発生量報告書、ごみの推計発生量報告書)については、資料編のとおり。

図 2-5 協定に基づき大分県に支援要請する場合の手順

(2) 協定に基づき市町村に支援要請する場合

協定に基づき市町村に支援要請する場合の手順は、図 2-6 に示すとおりである。

市町村間で支援要請を行う場合は、要請を受けた市町村が支援内容を電話により大分県に報告する。その後、大分県が支援要請先市町村の支援内容を取りまとめ、本市に通知する。



※各種報告書様式(廃棄物処理施設等被害報告書、避難場所・避難人数・仮設トイレの配置計画報告書、し尿の収集対象推計発生量報告書、家屋の倒壊及び焼失状況報告書、災害廃棄物の推計発生量報告書、ごみの推計発生量報告書)については、資料編のとおり。

図 2-6 協定に基づき市町村に支援要請する場合の手順

注) 県内市町村が被災し、被災市町村または大分県が本市に支援要請する場合は、本市が支援を行う。

【応急対応時】

自衛隊・警察・消防と連携し、災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去を行う。特に初動期での災害廃棄物の撤去、倒壊した建物の解体・撤去は、人命救助の要素も含まれるため丁寧に行う。

【復旧・復興時】

応急対応時に引き続き、自衛隊・警察・消防と連携し災害廃棄物の撤去、倒壊した建物の解体・撤去を行う。

第 4 章 市民への広報

市民へ広報する情報は、表 2-5 に示すとおりである。

災害廃棄物処理を適正かつ迅速に行うためには、市民や事業者の理解が欠かせないものとなる。特にごみ分別の徹底や便乗ごみの排出を防止するためには、周知すべき情報を早期に分かりやすく提供するとともに、日頃から啓発等を行うものとする。

情報の発信方法としては、掲示板への掲示、テレビ・ラジオ、インターネット、ひた防災メール、防災行政無線、広報誌等印刷物、広報車を活用する。

なお、市民への広報は、統括部広報班と連携し行う。

表 2-5 市民へ広報する情報

時期の目安*	発信方法	発信内容
初動期 (発災後数日間)	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎、公民館等の公共施設 避難所、掲示板への掲示 ・テレビ、ラジオ ・インターネット ・ひた防災メール 	有害廃棄物等の取扱
		ごみ収集（収集する場所、 分別方法、収集頻度）
		し尿収集（収集する場所、 収集頻度）
		問い合わせ先
応急対応（前半） (～3週間程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・防災行政無線 ・広報誌等印刷物 ・広報車 	仮置場の設置状況（場所、 分別方法）
		被災自動車等の確認
		損壊家屋の取扱
応急対応（後半）以降 (～3ヶ月間程度以降)	<ul style="list-style-type: none"> ・初動期と応急対応（前半） に用いた発信方法 	全体の処理フロー
		処理・処分先等の最新情報

※ 時期の目安は、東日本大震災クラスの場合を想定した。

【応急対応時】

統括部広報班と連携し、市民に対して災害廃棄物に係る広報を行う。

【復旧・復興時】

応急対応時に引き続き、統括部広報班と連携し市民に対して広報を行う。

第 5 章 職員への教育訓練

第 2 章 情報収集・連絡網のとおり収集した情報について、災害時に的確に分析整理するために、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できる体制の整備に努める。

【職員への教育訓練の内容】

- ①災害時に本計画が有効に活用されるよう、記載内容について職員へ周知するとともに、計画を随時見直す。
- ②災害時に被災市町村へ派遣すること等を目的に、災害廃棄物処理の実務経験者や専門的な処理技術に関する知識・経験を有する者をリストアップし継続的に更新する。
- ③日田市防災週間（毎年 6 月 1 日から 7 日まで）等に組織体制等の確認を行い、本計画で定めた仮置場候補地の確認や処理技術面の向上を図る等、机上訓練等を実施する。また災害時に利用する連絡手段（防災 GIS）の訓練を行う。
- ④大分県等が実施する災害廃棄物対策に関する研修等に参加する。

第 6 章 一般廃棄物処理施設等

1. 一般廃棄物処理施設等の補修体制の整備

発災時には、表 2-6～表 2-9 の被災状況チェックリストに基づき、一般廃棄物処理施設の緊急点検を実施する。さらに、災害時の点検・補修に備え、本市処理施設を建設したプラントメーカー等との協力体制を確立する。また、日田市浄化センターについては、所管の下水道関係課から情報を収集する。

表 2-6 日田市清掃センター【ごみ焼却施設】被災状況チェックリスト

平成 年 月 日 時 分

設備区分	点検場所	点検内容	点検方法	点検結果	損傷・被災状況	応急措置
土 木 ・ 建 築 設 備	工場棟	外壁面	目視	異常なし ・ 破損		
	管理棟	外壁面	目視	異常なし ・ 破損		
	計量器	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
	煙突	外壁面	目視	異常なし ・ 破損		
電 気 設 備	高圧引込線	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
	受電設備	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
	電気室	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
	各トランス	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
	電力コンデンサー	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
灯 油 設 備	地下タンク	油漏れ	メーター確認	異常なし ・ 破損		
	配管	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
分 析 室	器具	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
LPガス設備	工場棟	ガス漏れ	臭気	異常なし ・ 破損		
	管理棟	ガス漏れ	臭気	異常なし ・ 破損		
	配管	配管状況	目視	異常なし ・ 破損		
焼 却 設 備	炉内	耐火物	目視	異常なし ・ 破損		
	炉壁	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
	配管、ダクト	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
クレーン設備	ガータ、クラブ上の機器	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
	レール	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
	ケーブル	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
給 水 ・ 温 水 設 備	各水槽	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
	配管	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
排 水 設 備	各水槽	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
	配管	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
ご み 切 断 設 備	本体	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
	油圧装置	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		

表 2-7 日田市清掃センター（最終処分場）被災状況チェックリスト

平成 年 月 日 時 分

設備区分	点検場所	点検内容	点検方法	点検結果	損傷・被災状況	応急措置
貯留構造物	擁壁	外壁面	目視	異常なし ・ 破損		
	調整池	外壁面	目視	異常なし ・ 破損		
しゃ水工設	しゃ水シート	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
	しゃ水壁	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
浸出水取水工設	バルブ、配管	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
	ポンプ	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
水処理調整工設	水槽	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
	配管	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
水処理設備	処理水配管	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
	薬品配管	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
	電気系統	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
	薬品溶解槽	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
	処理水槽及び機器	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
建築設備	管理棟	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
	倉庫(車庫)	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		
計量設備	計量器	破損状況	目視	異常なし ・ 破損		

表 2-8 日田市バイオマス資源化センター災害時チェックリスト

区 分	点検結果	設備名称	破損等の状況	応急措置
原料受入設備	異常なし・破損・その他()			
メタン発酵設備	異常なし・破損・その他()			
ガス貯留設備	異常なし・破損・その他()			
発電設備	異常なし・破損・その他()			
液肥貯留設備	異常なし・破損・その他()			
堆肥化設備	異常なし・破損・その他()			
水処理設備	異常なし・破損・その他()			
脱臭設備	異常なし・破損・その他()			
管理設備	異常なし・破損・その他()			

表 2-9 日田市環境衛生センター被災状況チェックリスト

設備区分	点検場所	点検内容	点検方法	点検結果	損傷・被災状況	応急措置
土木・建築設備	処理棟	外壁面・水槽	目視	異常なし ・ 破損		
	管理棟	外壁面	目視	異常なし ・ 破損		
	車庫棟	外壁面	目視	異常なし ・ 破損		
	計量棟	外壁面	目視	異常なし ・ 破損		
	トラックスケール	機器状況	動作チェック	異常なし ・ 破損		
	外構・植栽等	状況確認	目視	異常なし ・ 破損		
受入・貯留設備	受入室	自動扉	動作チェック	異常なし ・ 破損		
	〃	受入口	動作チェック	異常なし ・ 破損		
	〃	床面	目視	異常なし ・ 破損		
	ポンプ室	污水配管	目視	異常なし ・ 破損		
	〃	機器状況	目視	異常なし ・ 破損		
	前処理室	配管状況	目視	異常なし ・ 破損		
	〃	機器状況	目視	異常なし ・ 破損		
水処理設備	水処理室	機器状況	目視	異常なし ・ 破損		
	〃	配管状況	目視	異常なし ・ 破損		
	流動床室	配管状況	目視	異常なし ・ 破損		
汚泥処理設備	脱水機室	機器状況	目視	異常なし ・ 破損		
	〃	配管状況	目視	異常なし ・ 破損		
	ホッパ室	機器状況	目視	異常なし ・ 破損		
薬品貯留設備	薬品タンク室	配管状況	目視	異常なし ・ 破損		
	〃	タンク状況	目視	異常なし ・ 破損		
	〃	防液堤状況	目視	異常なし ・ 破損		
	薬品倉庫(2階)	荷置状況	目視	異常なし ・ 破損		
	水質試験室	薬品庫状況	目視	異常なし ・ 破損		
	灯油地下タンク	タンク状況	メーター確認	異常なし ・ 破損		
	メタノール地下タンク	タンク状況	漏えい検査	異常なし ・ 破損		
LPガスポンベ	ポンベ状況	メーター確認	異常なし ・ 破損			
資源化設備	堆肥化室	配管状況	目視	異常なし ・ 破損		
	〃	機器状況	目視	異常なし ・ 破損		
脱臭設備	脱臭室	配管状況	目視	異常なし ・ 破損		
	〃	機器状況	目視	異常なし ・ 破損		
	臭突(屋上)	状態確認	目視・臭気	異常なし ・ 破損		
電気設備	受電室	設備状況	目視	異常なし ・ 破損		
	各操作盤	状況確認	タッチパネル	異常なし ・ 破損		
取水設備	上水道	漏水	メーター確認	異常なし ・ 破損		
	井水(プロセス用水)	漏水	ロガー確認	異常なし ・ 破損		

2. 補修に必要な燃料等の備蓄

「政府業務継続計画（首都直下地震対策）（案）」（平成 26 年 3 月）を踏まえ、1 週間分程度の燃料・薬品を備蓄するものとする。

【応急対応時】

一般廃棄物処理施設及び運搬ルート of 被害内容を確認するとともに、安全性の確認を行う。なお、一般廃棄物処理施設の被害内容等の確認には、表 2-6～表 2-9 の被災状況チェックリストを活用する。

【復旧・復興時】

適正に廃棄物処理施設の復旧を図る。また、施設の復旧事業を実施している間に排出される廃棄物を処理するための施設を確保する。

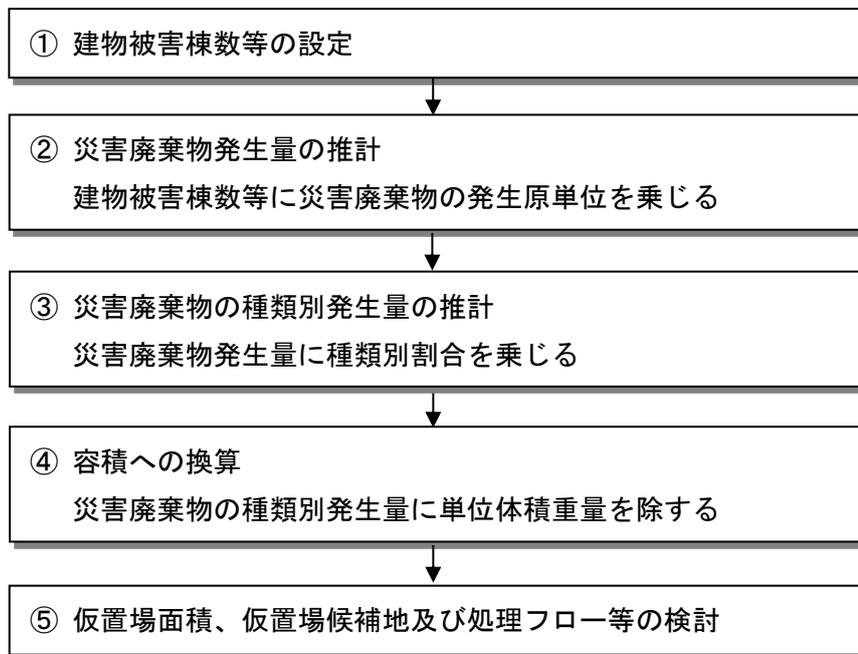
第 7 章 災害廃棄物処理(被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物を含む)

1. 発生量

(1) 災害廃棄物

ア. 地震災害

地震災害時の災害廃棄物発生量の推計フローは、[図 2-7](#) に示すとおりである。



[図 2-7](#) 地震災害時の災害廃棄物発生量の推計フロー

① 建物被害棟数等の設定

地震災害時の建物被害棟数は、「大分県地震津波被害想定調査（平成 20 年 3 月、平成 25 年 3 月）」において検討されている。本市における建物被害棟数が最大となる崩平山一万年山地溝北縁断層帯地震においては、表 2-10 に示すとおり被害建物棟数が推計されている。

なお、同調査においては、本市における急傾斜地崩壊（全壊）、火災（全焼）及び津波（全壊、半壊、床上浸水、床下浸水）はないものと想定されている。

表 2-10 地震災害時の建物被害棟数（^{くえのひらやま}崩平山一^{はねやま}万年山地溝北縁断層帯地震）

		棟 数	
木 造	揺 れ	全 壊	517
		半 壊	835
	液状化	全 壊	8
		半 壊	13
	小 計	全 壊	525
		半 壊	848
非木造	揺 れ	全 壊	32
		半 壊	31
	液状化	全 壊	2
		半 壊	3
	小 計	全 壊	34
		半 壊	34
合 計		全 壊	559
		半 壊	882

出典：大分県地震津波被害想定調査（平成 20 年 3 月）

② 災害廃棄物発生量の推計

災害廃棄物の発生原単位は表 2-11、災害廃棄物発生量の推計結果は表 2-12 に示すとおりである。

表 2-11 災害廃棄物の発生原単位

項目		定義	災害廃棄物の発生原単位 ^{※2}
建物被害	全壊 ^{※1}	住家 ^が その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの	117t/棟
	半壊	住家 ^が その居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの	23t/棟
	木造火災（全焼）	全焼した木造家屋	78t/棟
	非木造火災（全焼）	全焼した非木造家屋	98t/棟
	床上浸水	浸水深が 0.5m 以上 1.5m 未満の被害	4.60t/世帯 ^{※3}
	床下浸水	浸水深が 0.5m 未満の被害	0.62t/世帯 ^{※3}

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 技 1-11-1-1（平成 26 年 3 月、環境省）

※1 火災（全焼）による全壊は除く

※2 推計対象地域における住宅・非住宅建物（大規模建物や公共建物を含む）及び公共施設系（インフラ等）の災害廃棄物を含んだ全体の発生量を算出する原単位という特徴を有し、単位は「t/棟」になるが、単純に建物 1 棟の解体に伴う発生量を表すものではない。

※3 世帯数を把握できない場合は「t/棟」とする。

表 2-12 災害廃棄物発生量の推計結果（^{くえのひらやま}崩平山一^{はねやま}万年山地溝北縁断層帯地震）

項目		数式等	数値
建物被害棟数	A 全壊	出典：大分県地震津波被害想定調査（平成 20 年 3 月）	559 棟
	B 半壊	出典：大分県地震津波被害想定調査（平成 20 年 3 月）	882 棟
	C 木造火災（全焼）	出典：大分県地震津波被害想定調査（平成 20 年 3 月）	0 棟
	D 非木造火災（全焼）	出典：大分県地震津波被害想定調査（平成 20 年 3 月）	0 棟
	E 床上浸水	出典：大分県地震津波被害想定調査（平成 20 年 3 月）	0 棟
	F 床下浸水	出典：大分県地震津波被害想定調査（平成 20 年 3 月）	0 棟
瓦礫発生量	G 全壊	559 棟 × 117t/棟	65,403t
	H 半壊	882 棟 × 23t/棟	20,286t
	I 木造火災（全焼）	0 棟 × 78t/棟	0t
	J 非木造火災（全焼）	0 棟 × 98t/棟	0t
	K 床上浸水	0 棟 × 4.60t/棟	0t
	L 床下浸水	0 棟 × 0.62t/棟	0t
	M 合計	G+H+I+J+K+L	85,689t

③ 災害廃棄物の種類別発生量の推計

災害廃棄物の種類別割合は表 2-13、災害廃棄物の種類別発生量の推計結果は表 2-14 に示すとおりである。

表 2-13 災害廃棄物の種類別割合

種類	全 壊	半 壊	火災 (全焼)		床上浸水	床下浸水
			木造	非木造		
可燃物	18%	18%	0.1%	0.1%	56%	56%
不燃物	18%	18%	65%	20%	39%	39%
コンクリートがら	52%	52%	31%	76%	0%	0%
金属	6.6%	6.6%	4%	4%	5%	5%
柱角材	5.4%	5.4%	0%	0%	0%	0%

表 2-14 災害廃棄物の種類別発生量の推計結果 (くまのひらやま はねやま 崩平山一万年山地溝北縁断層帯地震)

項目		数式等	数値
瓦礫 発生量	A 全壊	559 棟 × 117t/棟	65,403t
	B 半壊	882 棟 × 23t/棟	20,286t
	C 木造火災 (全焼)	0 棟 × 78t/棟	0t
	D 非木造火災 (全焼)	0 棟 × 98t/棟	0t
	E 床上浸水	0 棟 × 4.60t/棟	0t
	F 床下浸水	0 棟 × 0.62t/棟	0t
	G 合計	A+B+C+D+E+F	85,689t
種類別 発生量	H 可燃物	$A \times 18\% + B \times 18\% + C \times 0.1\% + D \times 0.1\% + E \times 56\% + F \times 56\%$	15,424t
	I 不燃物	$A \times 18\% + B \times 18\% + C \times 65\% + D \times 20\% + E \times 39\% + F \times 39\%$	15,424t
	J コンクリートがら	$A \times 52\% + B \times 52\% + C \times 31\% + D \times 76\%$	44,558t
	K 金属	$A \times 6.6\% + B \times 6.6\% + C \times 4\% + D \times 4\% + E \times 5\% + F \times 5\%$	5,655t
	L 柱角材	$A \times 5.4\% + B \times 5.4\% + C \times 0\% + D \times 0\%$	4,628t
	M 合計	H+I+J+K+L	85,689t

④ 容積への換算

災害廃棄物の容積への換算結果は、表 2-15 に示すとおりである。

災害廃棄物の単位体積重量は、「災害廃棄物対策指針 技術資料 技 1-11-1-1 (平成 26 年 3 月、環境省)」を参考に、可燃性のものが 0.4t/m³、不燃性のものが 1.1t/m³と設定する。

表 2-15 災害廃棄物の容積への換算結果 (^{くえのひらやま} 崩平山 - ^{はねやま} 万年山地溝北縁断層帯地震)

項目		数式等	数値
瓦礫 発生量	A 全壊	559 棟 × 117t/棟	65,403t
	B 半壊	882 棟 × 23t/棟	20,286t
	C 木造火災 (全焼)	0 棟 × 78t/棟	0t
	D 非木造火災 (全焼)	0 棟 × 98t/棟	0t
	E 床上浸水	0 棟 × 4.60t/棟	0t
	F 床下浸水	0 棟 × 0.62t/棟	0t
	G 合計	A+B+C+D+E+F	85,689t
種類別 発生量	H 可燃物	$A \times 18\% + B \times 18\% + C \times 0.1\% + D \times 0.1\% + E \times 56\% + F \times 56\%$	15,424t
	I 不燃物	$A \times 18\% + B \times 18\% + C \times 65\% + D \times 20\% + E \times 39\% + F \times 39\%$	15,424t
	J コンクリートがら	$A \times 52\% + B \times 52\% + C \times 31\% + D \times 76\%$	44,558t
	K 金属	$A \times 6.6\% + B \times 6.6\% + C \times 4\% + D \times 4\% + E \times 5\% + F \times 5\%$	5,655t
	L 柱角材	$A \times 5.4\% + B \times 5.4\% + C \times 0\% + D \times 0\%$	4,628t
	M 合計	H+I+J+K+L	85,689t
種類別 換算容積	N 可燃物	$H \div 0.4\text{t/m}^3$	38,560m³
	O 不燃物	$I \div 1.1\text{t/m}^3$	14,022m³
	P コンクリートがら	$J \div 1.1\text{t/m}^3$	40,507m³
	Q 金属	$K \div 1.1\text{t/m}^3$	5,141m³
	R 柱角材	$L \div 0.4\text{t/m}^3$	11,570m³
	S 合計	N+O+P+Q+R	109,800m³

イ. 水害

水害時の災害廃棄物発生量の推計フローは、図 2-8 に示すとおりである。

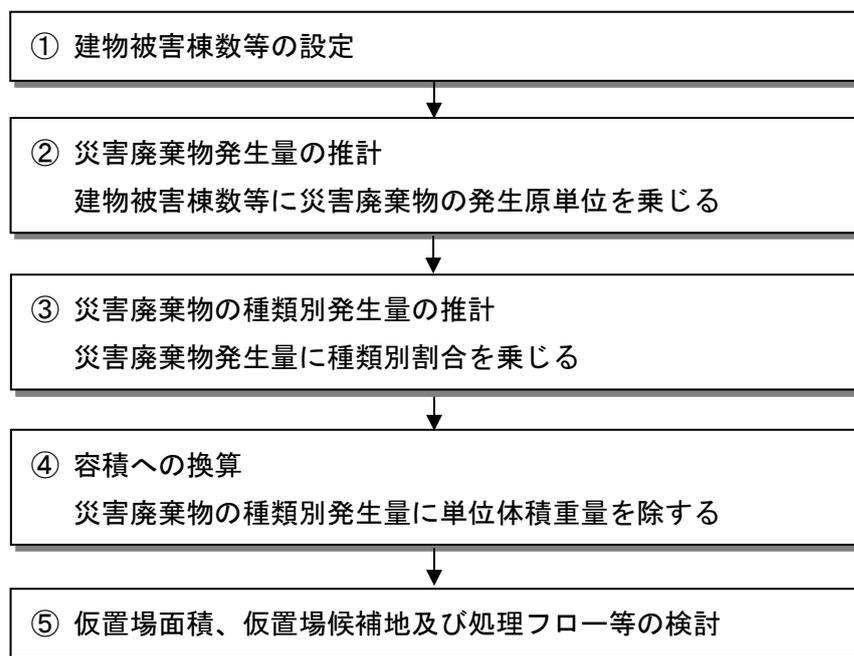


図 2-8 水害時の災害廃棄物発生量の推計フロー

① 建物被害棟数等の設定

水害時の建物被害棟数は、平成 24 年 7 月に発生した九州北部豪雨における建物被害棟数を参考に設定する。本計画では、今後、九州北部豪雨の 8.8 倍^{*}の被害が発生する可能性を想定し、表 2-16 に示すとおり被害建物棟数を見込むこととする。

※ 九州北部豪雨（48 時間総雨量 521mm）の浸水面積 121ha に対し、「河川毎の洪水浸水想定区域図（筑後川水系）（平成 28 年 6 月、国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所）」では想定最大規模（48 時間総雨量 810mm）の浸水面積が 1,068ha（筑後川水系 花月川）と見込んでいることから、被害建物棟数を 8.8 倍に見込むこととする。

表 2-16 水害時の建物被害棟数

	九州北部豪雨	設定値 (九州北部豪雨時の 8.8 倍)
全壊	13 棟	114 棟
半壊	417 棟	3,670 棟
床上浸水	155 棟	1,364 棟
床下浸水	126 棟	1,109 棟
合計	711 棟	6,257 棟

資料：「災害廃棄物処理事業報告（国庫補助金申請）」を参考に設定

② 災害廃棄物発生量の推計

災害廃棄物の発生原単位は表 2-17、災害廃棄物発生量の推計結果(水害)は表 2-18 に示すとおりである。

表 2-17 災害廃棄物の発生原単位

項目		定義	災害廃棄物の発生原単位 ^{※1}
建物被害	全壊	住家 ^が その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの	117t/棟
	半壊	住家 ^が その居住のための基本的機能の一部を喪失したものの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの	23t/棟
	床上浸水	浸水深が 0.5m 以上 1.5m 未満の被害	4.60t/世帯 ^{※2}
	床下浸水	浸水深が 0.5m 未満の被害	0.62t/世帯 ^{※2}

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 技 1-11-1-1 (平成 26 年 3 月、環境省)

※1 推計対象地域における住宅・非住宅建物(大規模建物や公共建物を含む)及び公共施設系(インフラ等)の災害廃棄物を含んだ全体の発生量を算出する原単位という特徴を有し、単位は「t/棟」になるが、単純に建物 1 棟の解体に伴う発生量を表すものではない。

※2 世帯数を把握できない場合は「t/棟」とする。

表 2-18 災害廃棄物発生量の推計結果(水害)

項目		数式等	数値
建物被害棟数	A 全壊	九州北部豪雨の 8.8 倍	114 棟
	B 半壊	九州北部豪雨の 8.8 倍	3,670 棟
	C 床上浸水	九州北部豪雨の 8.8 倍	1,364 棟
	D 床下浸水	九州北部豪雨の 8.8 倍	1,109 棟
瓦礫発生量	E 全壊	127 棟 × 114t/棟	14,478t
	F 半壊	3,670 棟 × 23t/棟	84,410t
	G 床上浸水	1,364 棟 × 4.60t/棟	6,274t
	H 床下浸水	1,109 棟 × 0.62t/棟	688t
	I 合計	E+F+G+H	105,850t

③ 災害廃棄物の種類別発生量の推計

災害廃棄物の種類別割合は表 2-19、災害廃棄物の種類別発生量の推計結果（水害）は表 2-20 に示すとおりである。

表 2-19 災害廃棄物の種類別割合

種類	全 壊	半 壊	床上浸水	床下浸水
可燃物	18%	18%	56%	56%
不燃物	18%	18%	39%	39%
コンクリートがら	52%	52%	0%	0%
金属	6.6%	6.6%	5%	5%
柱角材	5.4%	5.4%	0%	0%

表 2-20 災害廃棄物の種類別発生量の推計結果（水害）

項目		数式等	数値
瓦礫 発生量	A 全壊	127 棟 × 114t/棟	14,478t
	B 半壊	3,670 棟 × 23t/棟	84,410t
	C 床上浸水	1,364 棟 × 4.60t/棟	6,274t
	D 床下浸水	1,109 棟 × 0.62t/棟	688t
	E 合計	A+B+C+D	105,850t
種類別 発生量	F 可燃物	$A \times 18\% + B \times 18\% + C \times 56\% + D \times 56\%$	21,699t
	G 不燃物	$A \times 18\% + B \times 18\% + C \times 39\% + D \times 39\%$	20,515t
	H コンクリートがら	$A \times 52\% + B \times 52\%$	51,421t
	I 金属	$A \times 6.6\% + B \times 6.6\% + C \times 5\% + D \times 5\%$	6,875t
	J 柱角材	$A \times 5.4\% + B \times 5.4\%$	5,340t
	K 合計	F+G+H+I+J	105,850t

④ 容積への換算

災害廃棄物の容積への換算結果(水害)は、表 2-21 に示すとおりである。

災害廃棄物の単位体積重量は、「災害廃棄物対策指針 技術資料 技 1-11-1-1 (平成 26 年 3 月、環境省)」を参考に、可燃性のものが 0.4t/m³、不燃性のものが 1.1t/m³と設定する。

表 2-21 災害廃棄物の容積への換算結果(水害)

項目		数式等	数値
瓦礫 発生量	A 全壊	127 棟×114t/棟	14,478t
	B 半壊	3,670 棟×23t/棟	84,410t
	C 床上浸水	1,364 棟×4.60t/棟	6,274t
	D 床下浸水	1,109 棟×0.62t/棟	688t
	E 合計	A+B+C+D	105,850t
種類別 発生量	F 可燃物	$A \times 18\% + B \times 18\% + C \times 56\% + D \times 56\%$	21,699t
	G 不燃物	$A \times 18\% + B \times 18\% + C \times 39\% + D \times 39\%$	20,515t
	H コンクリートがら	$A \times 52\% + B \times 52\%$	51,421t
	I 金属	$A \times 6.6\% + B \times 6.6\% + C \times 5\% + D \times 5\%$	6,875t
	J 柱角材	$A \times 5.4\% + B \times 5.4\%$	5,340t
	K 合計	F+G+H+I+J	105,850t
種類別 換算容積	L 可燃物	$F \div 0.4\text{t/m}^3$	<u>54,248m³</u>
	M 不燃物	$G \div 1.1\text{t/m}^3$	<u>18,650m³</u>
	N コンクリートがら	$H \div 1.1\text{t/m}^3$	<u>46,746m³</u>
	O 金属	$I \div 1.1\text{t/m}^3$	<u>6,250m³</u>
	P 柱角材	$J \div 0.4\text{t/m}^3$	<u>13,350m³</u>
	Q 合計	L+M+N+O+P	<u>139,244m³</u>

ウ. まとめ

前述のとおり、地震災害による災害廃棄物の容積は 109,800m³、水害による災害廃棄物の容積は 139,244m³であり、水害による災害廃棄物発生量のほうが多い。

したがって、仮置場面積等は、表 2-22 の災害廃棄物発生量等に基づき検討するものとする。

表 2-22 仮置場面積等を検討する上で設定した災害廃棄物発生量等

項目		数式等	数値
建物被害棟数	A 全壊	九州北部豪雨の 8.8 倍	114 棟
	B 半壊	九州北部豪雨の 8.8 倍	3,670 棟
	C 床上浸水	九州北部豪雨の 8.8 倍	1,364 棟
	D 床下浸水	九州北部豪雨の 8.8 倍	1,109 棟
瓦礫発生量	E 全壊	127 棟 × 114t/棟	14,478t
	F 半壊	3,670 棟 × 23t/棟	84,410t
	G 床上浸水	1,364 棟 × 117t/棟	6,274t
	H 床下浸水	1,109 棟 × 23t/棟	688t
	I 合計	E+F+G+H	105,580t
種類別発生量	J 可燃物	$E \times 18\% + F \times 18\% + G \times 56\% + H \times 56\%$	21,699t
	K 不燃物	$E \times 18\% + F \times 18\% + G \times 39\% + H \times 39\%$	20,515t
	L コンクリートがら	$E \times 52\% + F \times 52\%$	51,421t
	M 金属	$E \times 6.6\% + F \times 6.6\% + G \times 5\% + H \times 5\%$	6,875t
	N 柱角材	$E \times 5.4\% + F \times 5.4\%$	5,340t
	O 合計	J+K+L+M+N	105,850t
種類別換算容積	P 可燃物	$J \div 0.4t/m^3$	54,248m ³
	Q 不燃物	$K \div 1.1t/m^3$	18,650m ³
	R コンクリートがら	$L \div 1.1t/m^3$	46,746m ³
	S 金属	$M \div 1.1t/m^3$	6,250m ³
	T 柱角材	$N \div 0.4t/m^3$	13,350m ³
	U 合計	P+Q+R+S+T	139,244m³

【応急対応時】

環境省が作成する災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）を基本として、本市の実情に配慮した基本方針を作成する。また、被害状況を踏まえ災害廃棄物の発生量・処理可能量を推計し、廃棄物処理施設の被害状況等を把握した上で、災害廃棄物処理実行計画を作成する。

【復旧・復興時】

発災直後に把握できなかった被害の詳細や災害廃棄物処理にあたっての課題等が次第に判明することから、処理の進捗に応じて災害廃棄物処理実行計画の見直しを行う。また、災害廃棄物処理の進捗状況に応じて処理見込量を適宜見直す。

(2) 被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物

ア. 仮設トイレ等し尿処理

① 仮設トイレの需要量

地震災害時の仮設トイレの需要量は、「大分県地震津波被害想定調査（平成 20 年 3 月、平成 25 年 3 月）」において検討されている。本市における仮設トイレの需要量が最大となる崩平山一万年山地溝北縁断層帯地震においては、表 2-23 に示すとおり仮設トイレの需要者数が 1,675 人、仮設トイレの需要量が 17 基と推計されている。

一方、「平成 24 年梅雨前線豪雨災害 復旧・復興推進計画（平成 24 年 8 月 27 日、大分県水害対策会議）」及び「国土技術政策総合研究所研究資料（平成 25 年 11 月、国土交通省国土技術政策総合研究所）」によると、九州北部豪雨においては避難者が最大で 1,625 人となった上、347 世帯で断水が発生した。本計画では、今後、九州北部豪雨の 8.8 倍※の被害が発生する可能性を想定し、避難者数を 14,300 人、断水世帯数を 3,054 世帯と見込むこととする。この場合、仮設トイレの需要数は次ページのとおり 244 基となり、地震災害時よりも多くなることが見込まれる。

以上より、本計画では仮設トイレの需要量を 244 基と想定する。

なお、現在は、市役所本庁舎及び振興局等に 158 個の携帯トイレを分散して備蓄しているが、仮設トイレは備蓄していない状況にあるため、レンタル等による仮設トイレの確保体制を整える。

※九州北部豪雨（48 時間総雨量 521mm）の浸水面積 121ha に対し、「河川毎の洪水浸水想定区域図（筑後川水系）（平成 28 年 6 月、国土交通省九州地方整備局 筑後川河川事務所）」では想定最大規模（48 時間総雨量 810mm）の浸水面積が 1,068ha と見込んでいることから、避難者数及び断水世帯数を 8.8 倍に見込むこととする。

表 2-23 仮設トイレの需要量（崩平山一万年山地溝北縁断層帯地震）

			数式等
A	仮設トイレ需要者数	1,675 人	—
B	仮設トイレ需要量	17 基	$A \div 100$ 人/基

資料：「大分県地震津波被害想定調査（平成 20 年 3 月）」を参考に整理した。

仮設トイレの必要基数の推計式
仮設トイレ必要基数＝①仮設トイレ必要人数/②仮設トイレ設置目安
<p>①仮設トイレ必要人数 [人]＝避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難者数 [人]：九州北部豪雨における最大避難者数の 8.8 倍である 14,300 人と設定 ・ 断水による仮設トイレ必要人数 [人] $= \{ \text{水洗化人口}^{※1} - \text{避難者数} \times (\text{水洗化人口}^{※1} / \text{総人口}^{※1}) \} \times \text{上水道支障率}^{※2} \times 1/2^{※3}$ <p>※1 水洗化人口 55,170 人、総人口 67,893 (平成 27 年度の実績値) ※2 11.4%：3,054 世帯÷26,778 世帯 (平成 24 年 3 月 31 日の本市の実績) ※3 断水により仮設トイレを利用する住民は上水道支障世帯のうち 1/2 の住民と仮定</p>
<p>②仮設トイレ設置目安</p> <p>＝仮設トイレの容量^{※4}/し尿の 1 人 1 日平均排出量^{※5}/収集計画^{※6}</p> <p>※4 他事例に基づき 400L と設定 ※5 1.94L/人・日 (平成 27 年度の実績値) ※6 他事例に基づき 3 日に 1 回の頻度での収集を設定</p>

資料：「災害廃棄物対策指針 技術資料 技 1-11-1-2 (平成 26 年 3 月、環境省)」を参考に推計した。

【算定結果】

仮設トイレの必要数

$$\begin{aligned}
 &= \text{①仮設トイレ必要人数} / \text{②仮設トイレ設置目安} \\
 &= \{ 14,300 + (55,170 - 14,300 \times 55,170 / 67,893) \times 11.4\% \times 1/2 \} / (400 / 1.94 / 3) \\
 &= 16,782 / (400 / 1.94 / 3) \quad \div \quad \mathbf{244 \text{ [基]}}
 \end{aligned}$$

② し尿収集必要量

し尿収集必要量は、以下のとおり 52kL/日と見込まれる。

し尿収集必要量の推計式
し尿収集必要量 = <u>災害時におけるし尿収集必要人数</u> × 1 人 1 日平均排出量 = <u>(①仮設トイレの需要者数 + ②非水洗化区域し尿収集人口)</u> × ③1 人 1 日平均排出量
①仮設トイレ必要人数 [人] = 避難者数 + 断水による仮設トイレ必要人数 ・ 避難者数 [人] : 九州北部豪雨における最大避難者数の 8.8 倍である 14,300 人と設定 ・ 断水による仮設トイレ必要人数 [人] $= \{ \text{水洗化人口}^{\ast 1} - \text{避難者数} \times (\text{水洗化人口}^{\ast 1} / \text{総人口}^{\ast 1}) \} \times \text{上水道支障率}^{\ast 2} \times 1/2^{\ast 3}$ ※1 水洗化人口 55,170 人、総人口 67,893 人 (平成 27 年度の実績値) ※2 11.4% : 3,054 世帯 ÷ 26,778 世帯 (平成 24 年 3 月 31 日の本市の実績) ※3 断水により仮設トイレを利用する住民は上水道世帯のうち 1/2 の住民と仮定
②非水洗化区域し尿収集人口 [人] = 計画収集人口 ^{※4} - 避難者数 × (計画収集人口 ^{※4} / 総人口 ^{※4}) ※4 計画収集人口 12,723 人、総人口 67,893 人 (平成 27 年度の実績値)
③1 人 1 日平均排出量 1.94L/人・日 ^{※5} ※5 平成 27 年度の実績値

[推計結果]

し尿収集必要量

$$\begin{aligned}
 &= (\text{①仮設トイレの需要者数} + \text{②非水洗化区域し尿収集人口}) \times \text{③1 人 1 日平均排出量} \\
 &= [\{ 14,300 + (55,170 - 14,300 \times 55,170 / 67,893) \times 11.4\% \times 1/2 \} \\
 &\quad + \{ 12,723 - 14,300 \times (12,723 / 67,893) \}] \times 1.94 \\
 &= (16,782 + 10,043) \times 1.94 \approx \mathbf{52 \text{ [kL/日]}}
 \end{aligned}$$

③ 浄化槽汚泥収集必要量

浄化槽汚泥収集必要量は、以下のとおり 26kL/日と見込まれる。

浄化槽汚泥収集必要量の推計式
浄化槽汚泥収集必要量＝①浄化槽汚泥収集人口（合併）×②1人1日平均排出量 ＋③浄化槽汚泥収集人口（単独）×④1人1日平均排出量
①浄化槽汚泥収集人口（合併）[人]＝合併処理浄化槽人口 ^{※1} －避難者数 ^{※2} ×（合併処理浄化槽人口/総人口 ^{※1} ） ※1 合併処理浄化槽人口 9,881 人、総人口 67,893 人（平成 27 年度の実績値） ※2 避難者数：九州北部豪雨における最大避難者数の 8.8 倍である 14,300 人と設定
②1人1日平均排出量 3.10L/人・日 ^{※3} ※3 平成 27 年度の実績値
③浄化槽汚泥収集人口（単独）[人]＝単独処理浄化槽人口 ^{※4} －避難者数×（単独処理浄化槽人口/総人口 ^{※4} ） ※4 単独処理浄化槽人口 1,359 人、総人口 67,893 人（平成 27 年度の実績値）
④1人1日平均排出量 1.32L/人・日 ^{※5} ※5 平成 27 年度の実績値

【推計結果】

浄化槽汚泥収集必要量

$$\begin{aligned}
 &= \text{①浄化槽汚泥収集人口（合併）} \times \text{②1人1日平均排出量} \\
 &\quad + \text{③浄化槽汚泥収集人口（単独）} \times \text{④1人1日平均排出量} \\
 &= (9,881 - 14,300 \times 9,881 / 67,893) \times 3.10 + (1,359 - 14,300 \times 1,359 / 67,893) \times 1.32 \\
 &= 7,800 \times 3.10 + 1,073 \times 1.32 \quad \approx \mathbf{26 \text{ [kL/日]}}
 \end{aligned}$$

④ 農業集落排水汚泥収集必要量

農業集落排水汚泥収集必要量は、以下のとおり 3kL/日と見込まれる。

浄化槽汚泥収集必要量の推計式
浄化槽汚泥収集必要量＝①農業集落排水汚泥収集人口×②1人1日平均排出量
①農業集落排水人口 [人]＝農業集落排水人口 ^{※1} －避難者数 ^{※2} ×(農業集落排水人口/総人口 ^{※1})
※1 農業集落排水人口 1,947 人、総人口 67,893 人 (平成 27 年度の実績値)
※2 避難者数：九州北部豪雨における最大避難者数の 8.8 倍である 14,300 人と設定
②1人1日平均排出量
2.08L/人・日 ^{※3}
※3 平成 27 年度の実績値

【推計結果】

農業集落排水汚泥収集必要量

$$\begin{aligned}
 &= \text{①農業集落排水汚泥収集人口} \times \text{②1人1日平均排出量} \\
 &= (1,947 - 14,300 \times 1,947 / 67,893) \times 2.08 \\
 &= 1,537 \times 2.08 \approx \mathbf{3 \text{ [kL/日]}}
 \end{aligned}$$

【応急対応時】

避難所における避難者の生活に支障が生じないように必要な数の仮設トイレ(簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等を含む)の確保体制を整える。設置後は計画的に管理を行うとともに、し尿の収集・処理を行う。

【復旧・復興時】

避難所の閉鎖にあわせ平常時のし尿処理体制へ移行する。閉鎖された避難所については、仮設トイレの撤去を行う。

イ. 避難所ごみ

① 避難所ごみ量

避難所ごみ量は、以下のとおり 8.1t/日と見込まれる。

避難所ごみ量の推計式
避難所ごみ量 = ①避難者数 × ②1人1日あたりの家庭系ごみ排出量
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">①避難者数 [人]</div> <p style="margin-left: 20px;">九州北部豪雨における最大避難者数の 8.8 倍である 14,300 人と設定</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">②1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 [g/人・日]</div> <p style="margin-left: 20px;">566.0g/人・日*</p> <p style="margin-left: 20px;">※ 平成 27 年度の実績値</p>

[推計結果]

避難所ごみ量 [t/日]

$$= \text{避難者数} \times 1 \text{人} 1 \text{日あたりの家庭系ごみ排出量} / 10^6$$

$$= 14,300 \times 566.0 / 10^6 \approx \mathbf{8.1 [t/日]}$$

② 保管場所・方法

本市によるごみの収集が再開するまでは、避難所ごみを避難所にて保管する。なお、避難所ごみの保管にあたっては、その後の処理をスムーズに行うために分別後に行うことが望ましい。また、資源ごみについては、本市によるごみ収集の再開後も保管が可能であれば避難所にて保管するものとする。

避難所ごみの保管場所設置に関する留意点は以下、避難所ごみの保管方法は表 2-24 に示すとおりである。

【避難所ごみの保管場所設置に関する留意点】	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 収集車が出入り可能な場所 ・ 住居スペースに臭い等がもれない場所 ・ 調理場所等の衛生に注意を払わなければならない場所から離れた場所 ・ 直射日光が当たりにくい場所 	

表 2-24 避難所ごみの保管方法

種類	発生源	保管方法
腐敗性廃棄物	残飯等	ハエ等の害虫の発生が懸念されるため、袋に入れて分別保管し、早急に処理を行う。
段ボール	食料等の包装	分別して保管する。
ビニール袋、プラスチック類	食料・水の容器包装等	袋に入れて分別保管する。
し尿	簡易トイレ、仮設トイレ	ポリマーで固められた尿は衛生的な保管が可能だが、感染や臭気の面でもできる限り密閉する管理が必要である。
感染性廃棄物	医療行為	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保管のための専用容器の安全な設置及び管理 ・ 収集方法に係る医療行為との調整（回収方法、修理方法等）

資料：「災害廃棄物対策指針 技術資料 技 1-11-1-2（平成 26 年 3 月、環境省）」を参考に整理した。

<p>【応急対応時】 避難所ごみの計画的な収集運搬を行い、仮置場には搬入せず既存の施設で処理を行う。</p> <p>【復旧・復興時】 避難所の閉鎖にあわせ応急仮設住宅からのごみ対策も含めて平常時の処理体制へ移行する。</p>
--

2. 処理フロー

災害廃棄物の処理フローは、「東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録（平成 27 年 2 月、岩手県）」を参考に、**図 2-9** のとおり整理した。

再生利用率は、60%程度と想定するが、可能な限り再生利用率を向上させるために、災害廃棄物の分別徹底に努める。

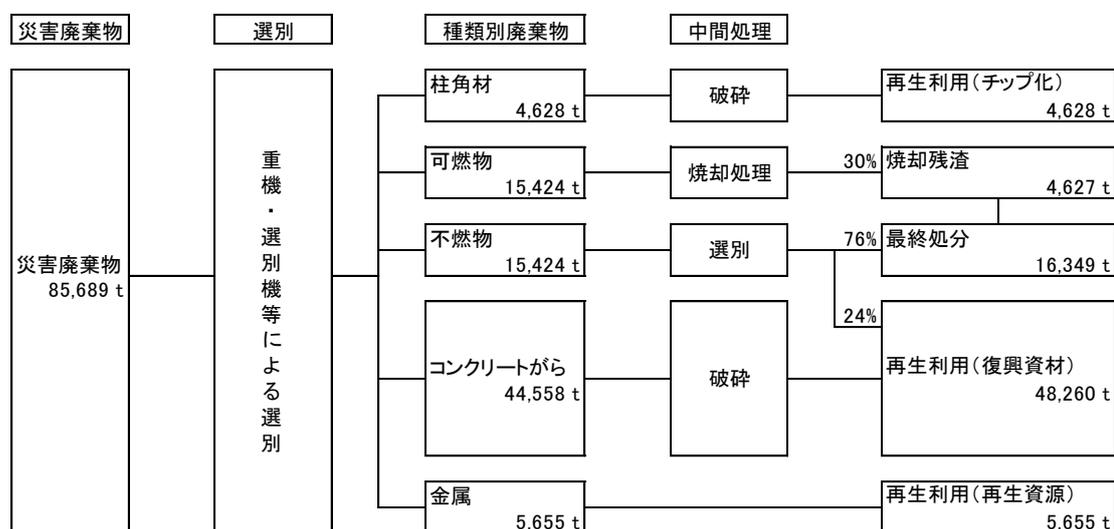


図 2-9 (1) 処理フロー（地震災害時）

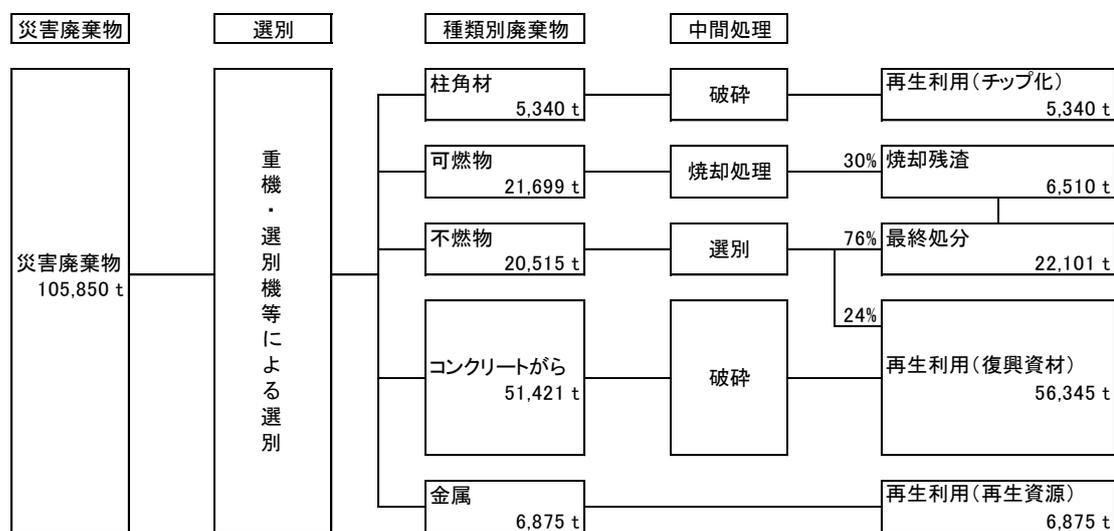


図 2-9 (2) 処理フロー（水害時）

【応急対応時】

処理方針、発生量・処理可能量、廃棄物処理施設の被害状況を踏まえ、本計画にて作成した処理フローを参考に、被災状況を加味して作成する。

【復旧・復興時】

災害廃棄物の処理の進捗や性状の変化などに応じ、応急対応時に作成した処理フローの見直しを行う。

3. 処理可能量

(1) 既存施設の状況

既存施設の概要は表 2-25～表 2-28 に示すとおりである。

現在、本市で可燃物及び金属類等は、日田市清掃センターにて処理・保管、焼却残渣等は日田市清掃センター最終処分場に処分、し尿等は日田市環境衛生センターにて処理している。

表 2-25 日田市清掃センターの概要

施設設置及び管理者	日田市
所在地	日田市緑町 1 丁目 5-1
敷地面積	44,000 m ²
処理方式	准連続燃焼方式（流動床式）
処理能力	90 t/日（45 t/16 h × 2 炉）
ストックヤード	有害物（乾電池・蛍光灯・体温計） 空き缶・小型金属・大型金属 びん、ペットボトル・資源物（紙類・布類）
建築年度	着工：昭和 63 年 6 月 竣工：平成 2 年 3 月 【大規模改修：平成 9 年 12 月～平成 11 年 3 月】

表 2-26 日田市清掃センター最終処分場の概要

施設設置及び管理者	日田市
所在地	日田市大山町東大山 6-3
敷地面積	40,600 m ²
埋立面積	16,000 m ²
全体容量	113,575 m ³
埋立累計	69,608 m ³ （平成 28 年 3 月末時点）
残余容量	43,967 m ³
浸出水処理施設	処理能力：47 m ³ /日（最大 236m ³ /日） 処理方式：回転円板法＋凝集沈澱法＋砂ろ過＋活性炭吸着法
建設年度	着工：昭和 60 年 11 月 竣工：昭和 61 年 6 月

表 2-27 日田市バイオマス資源化センターの概要

施設設置及び管理者	日田市
所在地	日田市清水町 1906 番地
敷地面積	15,452 m ²
処理方式	中温湿式メタン発酵
処理能力	80 t/日 $\left(\begin{array}{l} \text{生ごみ} \quad 24 \text{ t} \\ \text{豚糞尿} \quad 50 \text{ t} \\ \text{農業集落排水汚泥} \quad 6 \text{ t} \end{array} \right)$
発電能力	340 KW（170 kW × 2 台）
建築年度	着工：平成 17 年 5 月 竣工：平成 18 年 3 月

表 2-28 日田市環境衛生センターの概要

施設設置及び管理者	日田市
所在地	日田市南友田町 651 番地
敷地面積	7,582.45m ²
処理能力	82kL/日 (し尿：42kL/日 浄化槽汚泥：40kL/日)
建築年度	着工：平成 10 年 5 月 12 日 竣工：平成 13 年 3 月 20 日

(2) 処理可能量

ア. ごみ焼却施設 (日田市清掃センター)

処理能力及び年間処理量実績に基づき、処理可能量を算定すると表 2-29 のとおりとなる。

表 2-29 処理可能量 (ごみ焼却施設)

	処理能力 [t/日]	稼働日数 [日/年]	年間処理能力 [t/年]	年間処理量 [t/年]	余裕分 [t/年]	処理可能量 [t/年]
現有施設	90	246※	22,140	16,134 (平成 27 年度)	6,006	6,006
次期施設 (予定)	60	246※	14,760	13,228 (平成 35 年度)	1,532	1,532

※ 土曜日、日曜日、祝日：112 日、盆休み：3 日、年末年始：4 日を除く。

イ. 最終処分場 (日田市清掃センター)

10 年後残余容量に基づき、災害廃棄物最終処分可能量を算定すると表 2-30 のとおりとなる。

表 2-30 処理可能量 (最終処分場)

全体容量 [m ³]	埋立容量 [m ³ /年]	残余容量 [m ³]	10 年後残余容量 [m ³]	災害廃棄物最終 処分可能量 [m ³]
113,575	2,690 (平成 27 年度)	43,967 (平成 27 年度)	17,613 ^{※1} 19,374t ^{※2}	17,613 19,374t

※1 10 年後残余容量は、日田市一般廃棄物処理基本計画 (平成 29 年 3 月) を参考に設定した。

※2 容量から重量へは、平成 27 年度の実績値 1.1t/m³を用いて換算した。

ウ. し尿処理施設 (日田市環境衛生センター)

し尿処理施設の処理能力と災害時における要処理量は、表 2-31 のとおりである。

なお、平成 27 年 4 月からは、農業集落排水汚泥も当施設において処理している。

表 2-31 処理能力と災害時における要処理量 (し尿処理施設)

処理能力 [kL/日]	日処理量 [kL/日]		災害時における要処理量 [kL/日]	
82	61	し尿：25 浄化槽汚泥：32 農業集落排水汚泥：4 (平成 27 年度)	81	し尿：52 浄化槽汚泥：26 農業集落排水汚泥：3

4. 処理スケジュール

処理スケジュールは、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）（平成 23 年 5 月、環境省）及び岩手県及び宮城県の処理計画を参考に、災害廃棄物を発災後 3 年間で処理するよう表 2-32 のとおり設定する。なお、被害状況に応じて、可能な限り早期に処理する計画とする。

表 2-32 処理スケジュール

大項目	小項目	1年目				2年目				3年目				
		1～3ヶ月	4～6ヶ月	7～9ヶ月	10～12ヶ月	1～3ヶ月	4～6ヶ月	7～9ヶ月	10～12ヶ月	1～3ヶ月	4～6ヶ月	7～9ヶ月	10～12ヶ月	
検討・各種調整	処理処分先の検討・検討策定	→												
	処理処分先との調整	→												
	仮置場跡地利用照会	→												
仮置場 処理 施工	一次 集積 所	用地選定	→											
		搬入・仮置	→											
		粗選別	→											
		跡地調査・整地・土地返却	→											
	二次 集積 所	用地選定	→											
		処理設備搬入・組立	→											
		破碎・選別	→											
		処理設備解体・撤去	→											
		跡地調査・整地・土地返却	→											
		焼却	→											
本市既設焼却施設	焼却	→												
	市内既設焼却施設 (必要に応じて)	市町村協議	→											
		試験焼却(必要とする市町村)	→											
仮設焼却炉 (必要に応じて)	設計・建設・試運転	→												
	焼却	→												
	解体	→												
最終処分場	最終処分	→												
広域処理 (必要に応じて)	し尿処理	→												
	焼却・最終処分	→												

※ 県内市町村が被災し、被災市町村または大分県が本市に支援要請する場合は、本市が支援を行う。

【応急対応時】

本計画の処理スケジュールを基に、職員の被災状況、災害廃棄物の発生量及び処理施設の被害状況等を考慮した処理可能量等を踏まえた処理スケジュールを検討する。

【復旧・復興時】

処理の進捗に応じ、施設の復旧状況や稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員数、資機材（重機や収集運搬車両、薬剤等）の確保状況等を踏まえ処理スケジュールの見直しを行う。場合によっては広域処理や仮設処理施設の必要性が生じることも想定する。

5. 仮置場

(1) 仮置場面積

1. 発生量 (1) 災害廃棄物 ウ. まとめのとおり、仮置場面積は表 2-33 に示す九州北部豪雨の 8.8 倍の水害による災害廃棄物容積に基づき検討する。

「災害廃棄物対策指針 技術資料 技 1-14-4 (平成 26 年 3 月、環境省)」を参考に設定した仮置場面積は、以下のとおり 55,698m²となる。

表 2-33 仮置場面積を検討する上で設定した災害廃棄物容積

項目		容積
九州北部豪雨の 8.8 倍	可燃物	54,248m ³
	不燃物	18,650m ³
	コンクリートがら	46,746m ³
	金属	6,250m ³
	柱角材	13,350m ³
	合計	139,244m ³

【仮置場面積の設定方法】

①必要面積の目安

がれき等は継続して発生するものの順次処理していくため、必要面積の全てを一度に確保する必要がない場合がある。しかし、本市は山間部に位置するため、必要面積の 100%以上の確保を目指す。

②設定方法

必要面積 = 仮置容積 ÷ 積み上げ高さ × (1 + 作業スペース割合) × 100%

- ・ 積み上げ高さ : 5m
- ・ 作業スペース割合 : 100%

③仮置場面積の設定

仮置場面積 = 139,244m³ ÷ 5m × (1 + 1) × 100% = 55,698m²

資料 : 「災害廃棄物対策指針 技術資料 技 1-14-4 (平成 26 年 3 月、環境省)」を参考に設定した。

(2) 仮置場等の種類

本計画では、仮置場の種類を用途面から表 2-34 のとおり定義する。

「住民用仮置場と一次集積所」または「一次集積所と二次集積所」を一体的に運用する場合がある。本市においては、九州北部豪雨の際に、幅員の広い道路に面する地域の災害廃棄物は当該道路に仮置きし、幅員の狭い道路に面している地域の災害廃棄物は直接二次集積所に搬入するものとした経験がある。

本計画では、災害廃棄物発生量として九州北部豪雨時の約 25 倍と見込まれることから、一次集積所と二次集積所は個別に設置し、必要に応じて住民用仮置場を設置することを基本とする。

表 2-34 仮置場の種類

名称	定義	設置期間
住民用仮置場	被災した住民が、自ら災害廃棄物を持ち込むことのできる搬入場。被災後速やかに被災地域に近い場所に設置し、期間を限定して受け付ける。	被災直後に確保が必要となる。仮置場整備後は徐々に縮小していく。住環境に近いことからできるだけ早く閉鎖することが望ましい。
一次集積所	災害廃棄物の前処理（粗選別）を行い、二次集積所へ積み替える拠点としての機能を有する。発災現場から災害廃棄物（可能な限り発災現場で分別したもの）を仮置場で集積しながら、粗選別を行う。	被災直後から災害応急対応時に確保が必要となる。同時に前処理を行う委託業務を発注する必要がある（収集業務と一緒に発注するケースも想定される）。粗選別が進み二次集積所が確保できれば、選別物が二次集積所に搬出され、徐々に縮小していく。
二次集積所	住民用仮置場や一次集積所から運ばれてきた災害廃棄物を中間処理（破碎・選別、焼却等）するとともに、再資源化された復興資材を保管する機能を持つ。	災害応急対応時から災害復旧・復興時に確保が必要となる。搬入された災害廃棄物の処理がすべて終わるまで存続する。

(3) 仮置場の選定基準及び選定手順

仮置場は、以下の選定基準を参考に、公有地から選定する。

また、仮置場の選定手順は表 2-35 に示すとおりである。

【仮置場の選定基準】	
①	法律・条例により土地利用が制限されていない区域
②	病院・学校・水源などに近接していない場所
③	幹線道路に近く、大型トラックや重機が進入できる場所
④	応急仮設住宅など、他用途の土地利用のニーズがない場所
⑤	火災の可能性があるため、防火・消火用水が確保できる場所
⑥	大規模災害発生時に仮設の破碎・選別・焼却等を行う二次集積所については、一時的な仮置きだけを行う一次集積所よりも広い用地が求められるとともに、一次集積所から災害廃棄物を集積することを踏まえ、その位置を考慮して設定
⑦	一次集積所及び二次集積所は複数年設置することが想定されるため、特に環境上の配慮が必要であり、仮置場を撤去した後の土地利用方法、周辺地域における住居等、保全対象の状況を勘案して選定

表 2-35 仮置場の選定手順

手順	内容
STEP1 仮置場候補地の抽出	選定基準を参考に候補地をピックアップする。なお、避難所等の他の用途に使用される可能性があるため、多めに選定した。
STEP2 候補地の絞り込み	以下の優先順位で候補地を絞り込んだ ・ 廃棄物処理施設、管理型最終処分場、最終処分場跡地を抽出 ・ 公園、グラウンド、公民館等の公有地（市有地、県有地、国有地等）を抽出
STEP3 一次集積所・二次集積所等の選定	・ 仮置場を撤去した後の土地利用方法や周辺地域における住居等、保全対象の状況を勘案して選定 ・ 二次集積所については、破碎選別施設や焼却炉が仮設されることを想定し、必要な面積が確保でき、一次集積所からの運搬を考慮して土地を選定
STEP4 仮置場の面積確認	・ 推計した災害廃棄物量から算出した仮置場面積と比較して選定した仮置場の面積が適正か確認
STEP5 仮置場の選定	・ 現地確認と仮置場整備構想を作成する。 ・ 総合評価を行う。（選定基準への適合状況等から総合的に点数評価→最終候補地を選定）

(4) 仮置場の選定

ア. 仮置場候補地の抽出・候補地の絞り込み

仮置場候補地は公有地のうち、他の用途として活用する予定がない箇所かつ、アクセスに難がなく学校や水源等に近接しない箇所から抽出する。

イ. 一次集積所・二次集積所等の選定

二次集積所（案）としては、災害廃棄物のうち可燃物を焼却処理する日田市清掃センターへの運搬を考慮し、日田市清掃センター（グラウンド）を選定する。

なお、仮置場の抽出条件を満たす公有地の面積は表 2-36 に示すとおりであり、地域毎に住民用仮置場及び一次集積所を選定する場合は、各地域の公有地の被害状況等を踏まえ選定するものとする。

表 2-36 仮置場の抽出条件を満たす公有地の面積

	仮置場の抽出条件※を満たす 公有地の面積 (m ²)
日田地域	239,000
前津江地域	0
中津江地域	4,040
上津江地域	16,828
大山地域	14,965
天瀬地域	91,726
合計	366,559

※ 仮置場の抽出条件は、他の用途として活用する予定がない箇所かつ、アクセスに難がなく学校や水源等に近接しないこと。

(5) 仮置場運用上の注意点等

ア. 仮置場運用上の注意点

仮置場運用上の注意点は、表 2-37 に示すとおりである。

表 2-37 仮置場運用上の注意点

項目	内容
災害廃棄物の分別	分別等は、各現場で作業を行う被災者やボランティアの余力や認識、采配に相当依存しており、担当者やリーダーを決め、可能な範囲で行う。ボランティア活動との連携を図りつつ、安全確保及び情報共有を徹底するためには、災害廃棄物早見表を活用する等の方法がある。
搬入・搬出管理	災害廃棄物処理の作業効率を高め、さらに不法投棄を防止するためには、正確で迅速な搬入・搬出管理が必要である。また、その後の処理量やコストを見積もる上でも、量や分別に対する状況把握を日々行うことが望ましい。
野焼きの防止	仮置場の設定が遅くなる、または周知が徹底しない場合、野焼きをする住民が出てくる可能性がある。環境・人体への健康上、野焼きの禁止を呼びかけておく必要がある。
仮置場の安全管理	作業員は、通常の安全・衛生面に配慮した服装に加え、石綿の排出に備え、必ず防じんマスク及びメガネを着用する。靴については、破傷風の原因となる釘等も多いため、安全長靴を履くことが望ましいが、入手困難な場合、長靴に厚い中敷きを入れるなどの工夫をする。
仮置場の衛生管理	害虫や悪臭の発生を防止するために、消毒・消臭、監視体制に配慮するとともに、水分を含む腐敗性廃棄物等を優先的に処理する必要がある。
仮置場の路盤整備	仮置場の地面について、特に土の上に集積する場合、散水に伴う建設機械のワーカビリティを確保するため、仮設用道路等に使う敷鉄板を使用する。
搬入路の整備	アクセス・搬入路については、大型車がアクセスできる舗装された道路（幅 12m 程度以上）を確保し、必要に応じて地盤改良を行う。なお、発生した災害廃棄物を、事後の復旧を考慮した上で浸水地区への仮設道路の基盤材として使うことも可能である。

イ. 借地・返却時のルール

仮置場は公有地から優先的に選定するが、必要面積を確保できない等の場合には、民有地を借地する可能性がある。そのため借地契約、使用中の立会及び返却等について予めルールを定めておく必要がある。民有地を借地する際に予め検討しておく項目は、以下に示すとおりである。

【民有地を借地する際に予め検討しておく項目】

- ①返却時に土地をどの時点の状態に原状回復するか土地所有者と協議する。
- ②土地をいつまで借りることができるか確認する。
- ③土地の賃借料について事前に協議する。
- ④仮置場として使用する前に、土地所有者立会いの下で土地の状況写真を撮影し保管する。
- ⑤使用前の状態の表層土壌を採取し保管する。土地使用後に土壌調査を実施し、土壌汚染が確認された場合は、土壌汚染の有無についてバックグラウンドデータとして利用する。

【応急対応時】

被害状況を反映した発生量を基に必要面積の見直しを行い、仮置場候補地の被害状況及び表 2-37 の仮置場運用上の注意点に留意し、仮置場を確保する。

【復旧・復興時】

設定した処理期間内に既存施設で災害廃棄物処理が完了できない場合、広域処理や仮設による破碎・焼却処理を行う仮置場の設置が必要となる。

また、仮置場の設置にあたっては、効率的な受入・分別・処理ができるよう、また周辺住民への環境影響を防ぐよう、大分県が示す一次集積所レイアウト案(図 2-10)、国が示す機械選別や焼却処理等を行う仮置場のレイアウトイメージ(図 2-11)を参考に、設置場所・レイアウト・搬入動線等を検討する。

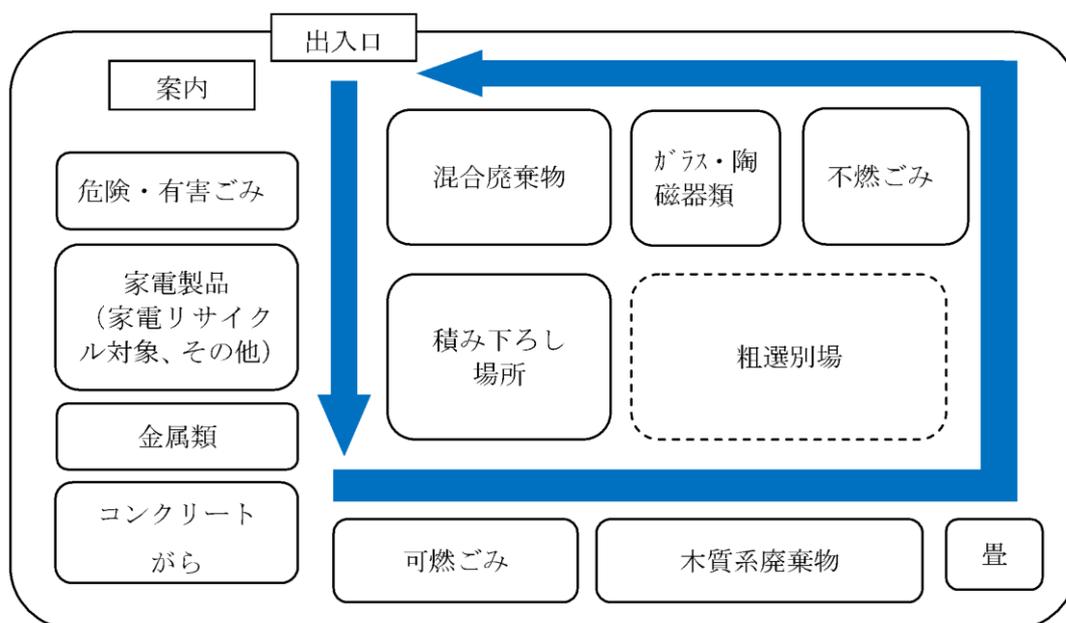


図 2-10 一次集積所レイアウト案

出典：大分県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月、大分県）

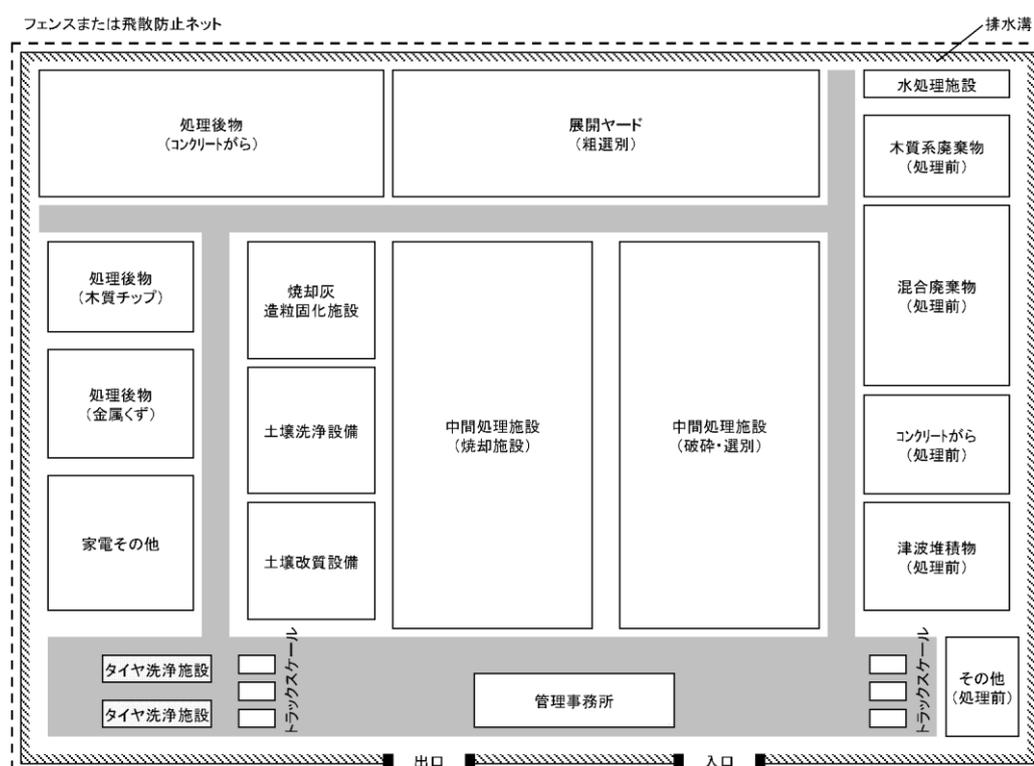


図 2-11 機械選別や焼却処理等を行う仮置場のレイアウトイメージ

出典：災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）

6. 収集運搬

(1) 収集運搬方法・ルート

住民用仮置場及び一次集積所からの災害廃棄物の流れは図 2-12 に示すとおりであり、一次処理した後、金属等の直接リサイクルできるものは民間リサイクル事業者等へ、可燃物等の直接リサイクルできないものは二次処理した後、民間リサイクル事業者等へ運搬する。

また、避難所ごみの流れは図 2-13 に示すとおりであり、本市によるごみの収集が再開した後は避難所から日田市清掃センター（将来的には次期焼却施設）に運搬し、処理した後、民間リサイクル事業者等へ運搬する。

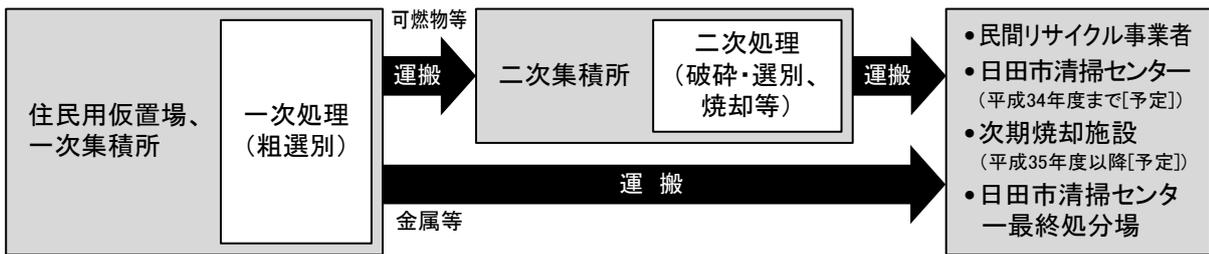


図 2-12 住民用仮置場及び一次集積所からの災害廃棄物の流れ



図 2-13 避難所ごみの流れ

指定避難場所の位置図は、図 2-14 に示すとおりである。

収集運搬ルートは、一般国道及び県道等の主要道路から設定することを基本とし、道路及び道路周辺の通行止めや通行規制の状況を踏まえ設定するものとする。

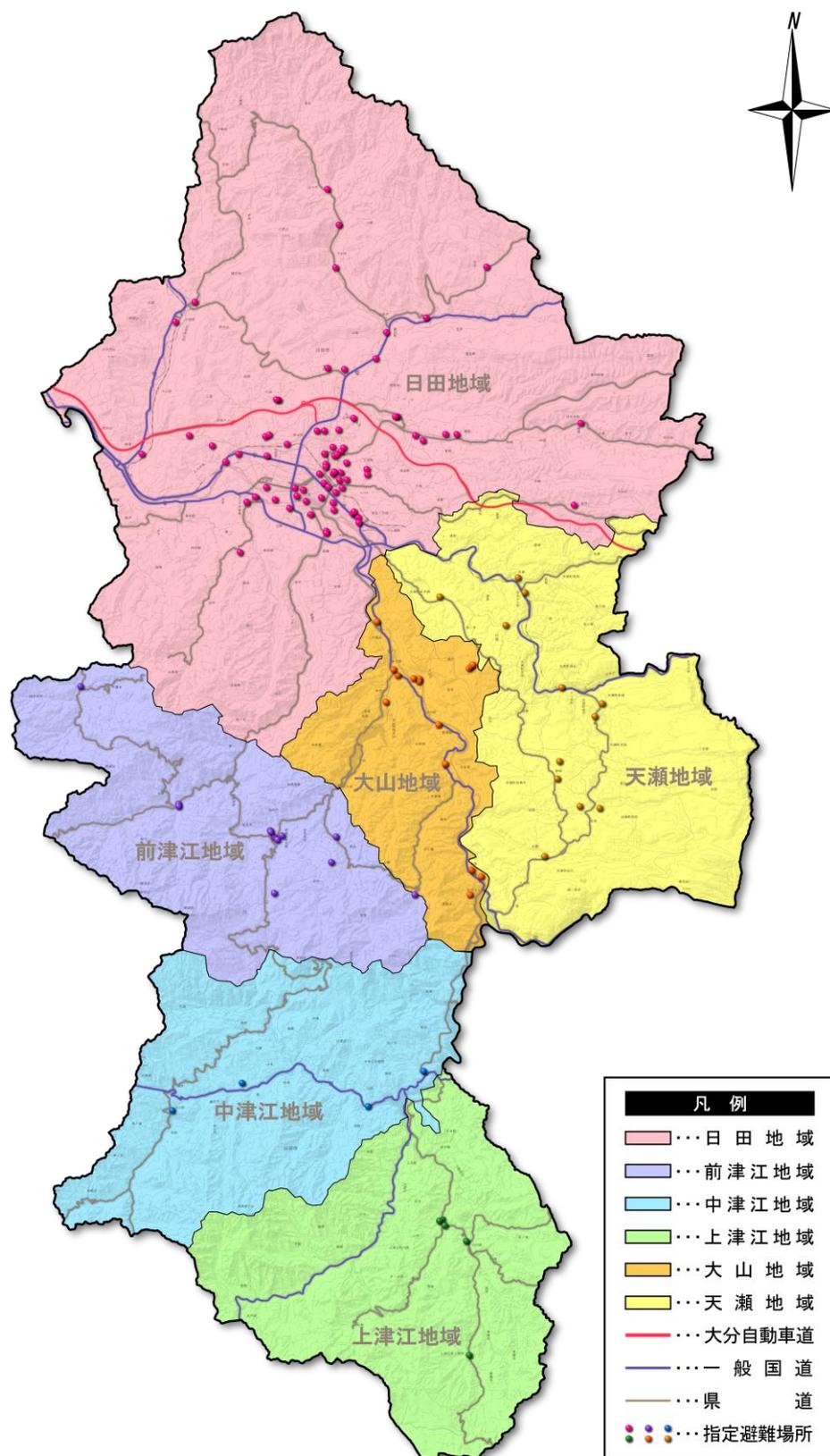


図 2-14 指定避難場所の位置図

(2) 必要資機材

災害廃棄物は、通常のごみとは異なり建物の倒壊物や粗大ごみが大量に発生するため、通常の収集運搬体制のみでは対応できず、ダンプトラック等の収集運搬車両やバックホウ、つかみ機、ブルドーザー等の重機が必要となる。また、災害廃棄物は、生活圏等の発生現場から仮置場へ速やかに移動する必要がある。

災害廃棄物の収集運搬に必要なとなる想定車両台数は表 2-38、収集運搬車両等の種類は資料編に示すとおりである。

表 2-38 災害廃棄物の収集運搬に必要なとなる想定車両台数

災害廃棄物発生量	105,580t
収集対象量※ ¹	44,344t
想定車両台数※ ²	延べ 1,944 台 (13 台/日)

※¹ 東日本大震災発災後 5 ヶ月間で収集した割合である 42%を災害廃棄物発生量に乗じた。

※² 1 台あたりの収集回数を 4 回/日、車両の平均積載量を 5.7t と設定した。

【応急対応時】

道路及び道路周辺の通行止めや通行規制の状況を踏まえ、収集運搬体制を整備する。
なお、収集運搬体制の整備にあたっての検討事項は、次ページ表 2-39 に示すとおりである。

【復旧・復興時】

道路の復旧状況や周辺の生活環境の状況、仮置場の位置を踏まえ、収集運搬方法の見直しを行う。

表 2-39 収集運搬体制の整備にあたっての検討事項

	検討事項
収集運搬車両の位置付け	・ 地域防災計画の中に緊急車両として位置付ける。
優先的に回収する災害廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害廃棄物・危険物を優先回収する。 ・ 冬季は着火剤などが多く発生することが想定され、混合状態となると爆発や火災等の事故が懸念されるため、これらのものが発見された際は優先的に回収する。 ・ 夏季は上記に加え、腐敗性廃棄物についても優先回収する。
収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戸別収集またはステーション収集 (仮置場への個人の持込みを認めた場合、仮置場周辺において渋滞が発生することも懸念される。) ・ 陸上運搬（鉄道運搬を含む） (道路などの被災状況により収集運搬方法を決定する。場合によっては、鉄道輸送の可能性も調査する。例えば、被災現場と処理現場を結ぶ経路に鉄道があり、事業者の協力が得られ、これらを利用することで経済的かつ効率的に収集運搬することが可能であると判断される場合など。)
収集運搬ルート 収集運搬時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民の生活環境への影響や交通渋滞の発生防止など総合的な観点から収集運搬ルートを決する。 ・ 収集運搬ルートだけでなく、収集運搬時間についても検討する。
必要資機材 (重機・収集運搬車両など)	・ 水分を含んだ畳等の重量のある廃棄物が発生する場合は、積込み・積降ろしに重機が必要となる。収集運搬車両には平積みダンプ等を使用する。
連絡体制・方法	・ 収集運搬車両に無線等を設置するなど、災害時における収集運搬車両間の連絡体制を確保する。
住民への周知	・ 収集ルートや日時などを住民に周知する。
その他	・ 収集運搬車両からの落下物防止対策などを検討する。

出典：災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）

7. 環境対策・モニタリング・火災対策

環境対策・モニタリング・火災対策の実施場所等は、表 2-40 に示すとおりとする。

本市は、災害廃棄物処理に伴う環境負荷の低減、市民及び作業員への健康被害防止のため、周辺環境の調査を定期的に行うとともに、必要に応じて環境対策を実施するものとする。

表 2-40 環境対策・モニタリング・火災対策の実施場所等

項目	実施場所等	モニタリング項目	環境対策
大 気	仮設焼却炉の排ガス	硫黄酸化物 窒素酸化物 ばいじん 塩化水素 ダイオキシン類	・排ガス処理設備の維持管理の徹底
	仮置場の敷地境界	粉じん	・定期的な散水 ・装置に屋根を設置 ・周囲に飛散防止ネットを設置 ・フレコンバッグでの保管 ・搬入路に鉄板を敷設
	解体・撤去現場	石綿	・分別や目視による石綿分別の徹底 ・作業環境、敷地境界での石綿測定
	収集運搬ルート	窒素酸化物 浮遊粒子状物質	・車両退出時のタイヤ洗浄
騒音・振動	仮置場の敷地境界	騒音レベル 振動レベル	・装置の周囲に防音シートを敷設 ・低騒音・低振動の機械、重機の使用
	収集運搬ルート	騒音レベル 振動レベル	・規制速度の遵守
土 壌 等	仮置場	有害物質等	・敷地内に遮水シートを敷設 ・PCB 等の有害物質を分別保管
臭 気	仮置場の敷地境界	特定悪臭物質濃度 または臭気指数	・腐敗性廃棄物を優先的に処理 ・消臭剤等の散布 ・シートによる被覆
水 質	仮置場近傍の公共用水域	環境基準項目	・敷地内に遮水シートを敷設 ・敷地内で発生する排水・雨水の処理 ・水たまりを埋めて腐敗防止
火 災	仮置場	廃棄物温度 一酸化炭素 目視・臭気確認	・積み上げ高さの制限 ・危険物の分別による可燃性ガス発生や火災発生の抑制

【応急対応時】

地域住民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の使用・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

【復旧・復興時】

労働災害や周辺環境への影響を防ぐために、建物の解体・撤去現場や仮置場において環境モニタリングを実施する。

8. 処理能力の確保

本計画では、3年以内に災害廃棄物等の処理を終えることを目標としており、これを実現するためには近隣市町村と協定を締結して広域で処理を行うことや、民間事業者と協定を締結し処理を委託すること、既存施設の処理能力を補完する処理施設の仮設を検討する必要がある。

なお、広域処理の協定締結にあたっては、各種報告書様式※を活用する。

また、処理施設の仮設については、以下のように災害廃棄物等の発生量を把握し、仮設処理施設の必要性及び必要な処理能力を算定するとともに、設置場所を選定する。設置場所の決定後、速やかに環境影響評価、都市計画決定、工事発注作業、設置工事等を進める。

※ 各種報告書様式については、資料編のとおり。

(1) 主な仮設処理施設

処理施設を仮設する場合、主な仮設処理施設による年間処理量は表 2-41 に示すとおりとなる。

表 2-41 年間処理量

施設種別		処理対象物	要処理量 ^{※1} [t]	年間処理量 ^{※2} [t/年]
焼却 施設	現有施設稼働中	可燃物	3,681	1,841
	次期施設稼働後		17,730	8,865
木くず破碎施設		柱角材	5,340	2,670
コンクリートがら破碎施設		コンクリートがら	51,421	25,711
不燃物選別施設		不燃物	20,515	10,258

※1 要処理量 [t] = 災害廃棄物発生量 [t] - 現有施設または次期施設の処理可能量 [t/年] × 3年

※2 年間処理量 [t/年] = 要処理量 [t] ÷ 2 [年] (実質2年間で処理するものとする)

(2) 設置の手続きの概要

仮設処理施設の設置の手続きの概要は、図 2-15 に示すとおりである。

都市計画決定、環境影響評価等の手続きを出来る限り簡略化し、速やかに稼動できるように関係部署と協議をする。

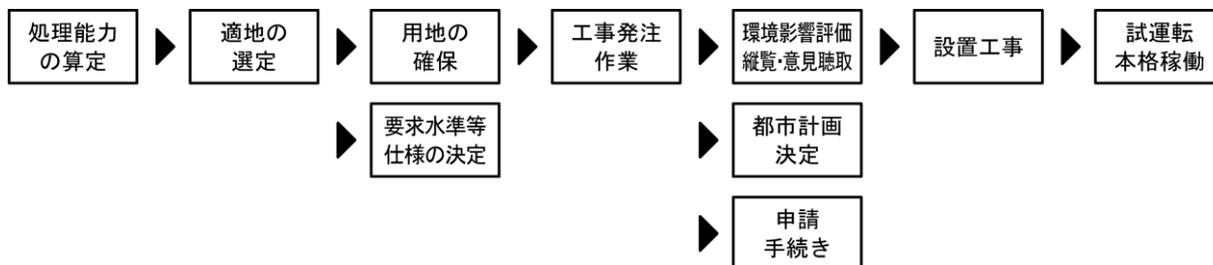


図 2-15 仮設処理施設の設置までの手続き

出典：災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）

(3) 管理運営

災害破棄物処理が円滑に進むよう適切な管理運営に努めることに加え、余震に備えた安全対策、関係法令を遵守した公害対策を徹底する。

(4) 仮設処理施設の撤去

仮置場の災害破棄物等の処理の進捗状況を把握した上で、仮設処理施設の撤去に関する計画を立て、その計画に沿って仮設処理施設を撤去する。

なお、使用が終わった仮設焼却炉の解体・撤去にあたっては、ダイオキシン類や有害物質等に汚染されている場合があるので、関係法令を順守し、労働基準監督署等の関係者と十分に協議した上で解体・撤去方法を検討する。

【復旧・復興時】

- ・被害状況を踏まえ、広域処理の必要性について検討する。また、各種報告書様式に基づき手続きを行い、取決めに従い災害廃棄物を搬送する。
- ・仮設処理施設の必要性及び必要基数を検討する。

9. 損壊家屋等の解体・撤去

地震災害や水害で損壊した家屋については、人命救助や捜索活動、防疫、防火活動、社会生活の回復等のため、速やかに対応する必要がある。しかし、損壊家屋等の解体・撤去にあたっては、所有権や家屋内部の貴重品、思い出の品等の取扱があり、基本的には所有者の承諾が必要となるため、慎重な対応が必要となる。

東日本大震災の際に損壊家屋等の解体・撤去に関して通知された「東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針（平成 23 年 3 月、被災者生活支援特別対策本部長及び環境大臣）」の概要は、以下に示すとおりである。また、「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）」において示されている損壊家屋等の解体・撤去に関する作業・処理フローは図 2-16、損壊家屋等の解体・撤去に関する留意事項は次ページに示すとおりである。

本市においても、これらの指針等に基づくとともに、建設対策部建築住宅班と連携し損壊家屋等の解体・撤去を行うものとする。

【東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針の概要】

- ①倒壊してがれき状態になっている建物及び元の敷地外に流出した建物については、地方公共団体が所有者など利害関係者の連絡承諾を得て、または連絡が取れず承諾がなくても撤去することができる。
- ②一定の原型を留め敷地内に残った建物については、所有者や利害関係者の意向を確認するのが基本であるが、関係者へ連絡が取れず倒壊等の危険がある場合には、土地家屋調査士の判断を求め、建物の価値がないと認められたものは、解体・撤去できる。その場合には、現状を写真等で記録する。
- ③建物内の貴金属やその他の有価物等の動産及び位牌、アルバム等の個人にとって価値があると認められるものは、一時又は別途保管し所有者等に引き渡す機会を提供する。所有者が明らかでない動産については、遺失物法により処理する。また、上記以外のものについては、撤去・廃棄できる。

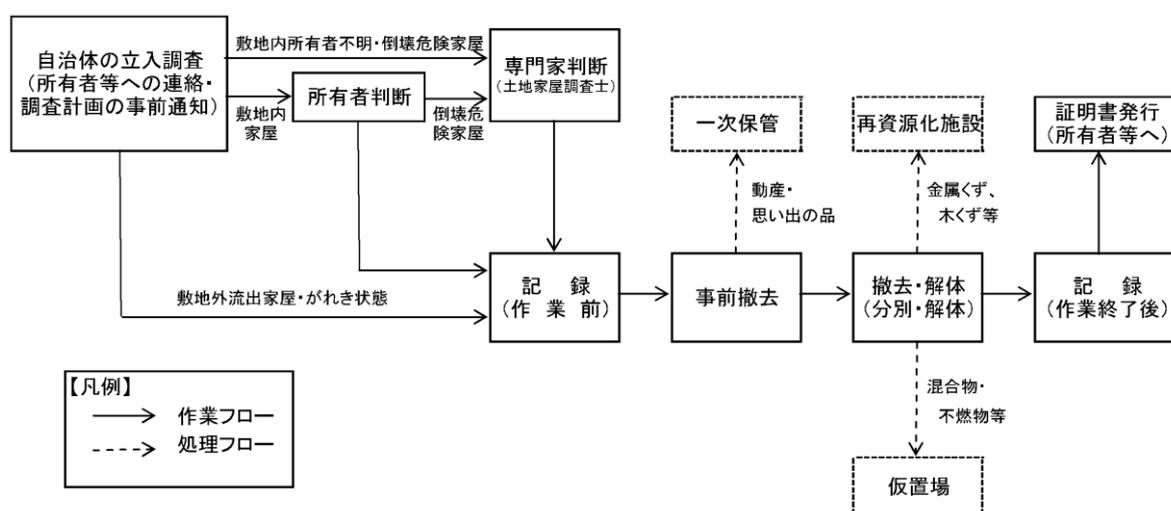


図 2-16 損壊家屋等の解体・撤去に関する作業・処理フロー

出典：災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）

【損壊家屋等の解体・撤去に関する留意事項】

- ①可能な限り所有者等へ連絡を行い、調査計画を事前に周知した上で被災物件の立ち入り調査を行う。
- ②一定の原型を留めた建物及び倒壊の危険があるものは土地家屋調査士を派遣し、建物の価値について判断を仰ぐ。
- ③撤去・解体の作業開始前および作業終了後に、動産、思い出の品等を含めて、撤去前後の写真等の記録を作成する。
- ④撤去及び解体作業においては、安全確保に留意し、適宜散水を行うとともに、適切な保護具を着用して作業を実施する。
- ⑤廃棄物を仮置場へ撤去する場合は、木くず、がれき類、金属くず等の分別に努め、できるだけ焼却及び埋立の処分量の減量化に努める。

出典：災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）

【応急対応時】

通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。

【復旧・復興時】

優先順位の高い建物の解体・撤去完了後も引き続き必要な建物の解体・撤去を順次行う。

10. 分別・処理・再資源化

可燃物と不燃物の混合廃棄物について、宮城県石巻ブロック中間処理施設では図 2-17 のようなフローで処理が行われた。選別後の可燃物は焼却処理され、焼却灰は造粒固化後に土木工事用再生土砂として再利用された。コンクリート殻、アスファルト及び金属はリサイクルされた。木くずはチップ化され、マテリアルリサイクルまたは焼却処理された。土砂は振動ふるいや比重差選別により選別され、細粒分は土壌洗浄設備及び土壌改質設備を通じて土木工事用再生土砂として利用された。

また、「大分県災害廃棄物処理計画（平成 28 年 3 月、大分県）」では災害廃棄物の再生処理及び用途が表 2-42、「災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）」では再資源化の方法例が表 2-43 のとおり示されている。

本市は、本計画の基本方針 5 に基づき最終処分量の削減に努めるために、大分県が示している表 2-42 の災害廃棄物の再生処理及び用途に基づき、災害廃棄物の分別・処理・再資源化を行うものとする。

なお、焼却灰については、大分県が太平洋セメント株式会社及び津久見市と「循環型社会の形成の推進に関する協定」を締結し、焼却残渣をセメント原料として再生利用することを目指していることを踏まえ、今後、本協定の活用について検討する。

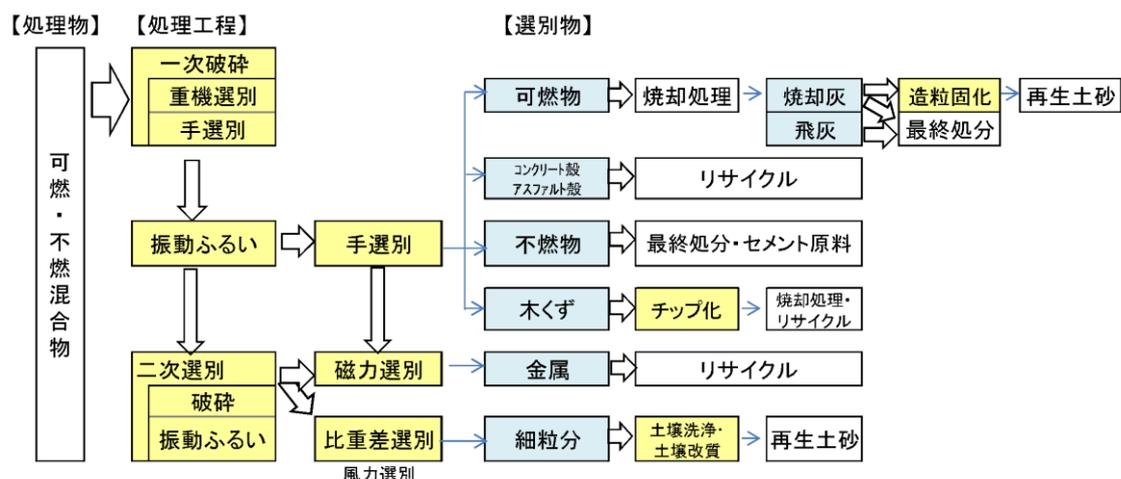


図 2-17 混合廃棄物処理フローの例

表 2-42 災害廃棄物の再生処理及び用途

災害廃棄物	再生処理	再生資材	用途等
コンクリートがら	選別・破碎	再生砕石	復興資材 ・防潮堤材料 ・道路路盤材など
金属系廃棄物	選別（磁選、手選）	金属	金属くず ・精錬や金属回収による再資源化
木質系廃棄物	選別・破碎、除塩	木質ペレットやチップ	木質チップ／バイオマス ・マテリアルリサイクル原料 ・サーマルリサイクル原料
混合廃棄物（不燃物等）	破碎・選別、除塩	セメント	・セメント原料 ※可燃物や焼却残渣も原料となりうる。

表 2-43 再資源化の方法例

災害廃棄物		処理方法（最終処分、リサイクル方法）
可燃物	分別可能な場合	・家屋解体廃棄物、畳・家具類は生木、木材等を分別し、塩分除去を行い木材として利用。 ・塩化ビニル製品はリサイクルが望ましい。
	分別不可能な場合	・脱塩・破碎後、焼却し、埋立等適性処理を行う。
コンクリートがら		・40mm 以下に破碎し、路盤材（再生クラッシャーラン）、液状化対策材、埋立材として利用。 ・埋め戻し材・裏込め材（再生クラッシャーラン・再生砂）として利用。最大粒径は利用目的に応じて適宜選択し中間処理を行う。 ・5～25mm に破碎し、二次破碎を複数回行うことで再生粗骨材 M に利用。
木くず		・生木等はできるだけ早い段階で分別・保管し、製紙原料として活用。 ・家屋系廃木材はできるだけ早い段階で分別・保管し、チップ化して各種原料や燃料として活用。
金属くず		・有価物として売却。
家電	リサイクル可能な場合	・テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、乾燥機等は指定引取場所に搬入してリサイクルする。
	リサイクル不可能な場合	・災害廃棄物として他の廃棄物と一括で処理する。
自動車		・自動車リサイクル法に則り、被災域からの撤去・移動、所有者もしくは処理業者引渡しまで一次集積所で保管する。
廃タイヤ	使用可能な場合	・現物のまま公園等で活用。 ・破碎・裁断処理後、タイヤチップ（商品化）し製紙会社、セメント会社等へ売却する。 ・丸タイヤのままの場合域外にて破碎後、適宜リサイクルする。 ・有価物として買取業者に引き渡し後域外にて適宜リサイクルする。
	使用不可能な場合	・破碎後、埋立・焼却を行う。
木くず混入土砂		・最終処分を行う。 ・異物除去・カルシウム系改質材添加等による処理により、改質土として有効利用することが可能である。その場合除去した異物や木くずもリサイクルを行うことが可能である。

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 技 1-18-1（平成 26 年 3 月、環境省）

【応急対応時】

応急対応時においても、今後の処理や再資源化を考慮し、可能な限り分別を行う。

【復旧・復興時】

復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、復興計画や復興事業の進捗にあわせて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資源化の実施にあたっては、廃棄物の種類毎の性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

11. 最終処分

災害廃棄物処理に伴い発生する焼却残渣及び再生利用できない不燃物は、日田市清掃センター最終処分場に処分することとする。

なお、大分県が太平洋セメント株式会社及び津久見市と「循環型社会の形成の推進に関する協定」を締結し、焼却残渣をセメント原料として再生利用することを目指していることを踏まえ、今後、本協定の活用について検討する。

【復旧・復興時】

焼却残渣及び再生利用できない不燃物を埋め立てるため、最終処分必要量の確保が重要である。処分先が確保できない場合は広域処理となるが、協定により利用できる最終処分場が確保できている場合は、搬送開始に向けた手続きを行う。

12. 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

有害物質が漏洩等により災害廃棄物に混入すると、災害廃棄物の処理に支障をきたすこととなる。このため、有害物質取扱事業所を所管する関係機関と連携し、厳正な保管及び災害時における対応を講ずるよう協力を求める。

本市にて把握している有害廃棄物の発生源となり得る施設数等は、表 2-44 に示すとおりである。

表 2-44 有害廃棄物の発生源となり得る施設数等

	件数	事業所を所管する関係機関
給油所	70	日田玖珠広域消防組合日田消防署
病院	17	大分県医療政策課 大分県西部保健所

【応急対応時】

有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的に行い、保管または早期の処分を行う。人命救助の際には特に注意を払う。

PCB 等の適正処理が困難な廃棄物は、平常時と同様に排出者が事業者へ引き渡すなど適切な処理を行う。応急的な対応としては、本市が回収を行った後に、まとめて事業者へ引き渡すなどの公的な関与による対策を行う場合がある。

【復旧・復興時】

災害応急対応に引き続き、有害廃棄物や危険物を発見次第、優先的に回収する。

13. 思い出の品等

以下に示す思い出の品や貴重品等は、被災者にとっては所有権や財産的価値で計ることができない重要なものであることを認識した上で、災害廃棄物の処理にあたる必要がある。このため、以下のとおり取扱ルールを設定し、作業にあたっては保管等の対応を行うものとする。

【思い出の品や貴重品等として想定されるもの】

位牌、アルバム、写真、財布、通帳、手帳、ハンコ、貴金属類、賞状、成績表、PC、HDD、携帯電話、ビデオ、デジカメなど

【思い出の品等の取扱ルール】

- ① 損壊家屋等を解体・撤去する場合は、思い出の品等を取り扱うことを前提として作業を行う。
- ② 思い出の品等を発見した場合は発見日時、場所、発見者、品目、確認者等を記録し、あらかじめ定めた場所に保管する。
- ③ 損壊家屋等を解体・撤去する場合は、できるだけ所有者などの立会いのもとで実施し、思い出の品等が発見された場合、確認を行う。
- ④ 現金、貴金属、預金通帳、金庫、猟銃等を発見した場合は、速やかに警察に届け出る。
- ⑤ 土や泥等で汚れている場合が多いため、一度集めて汚れを落とす。
- ⑥ パソコン、携帯電話、デジカメ・ビデオ等記録媒体に伴うものは「思い出の品」として取り扱う。
- ⑦ 保管にあたっては、写真等の劣化やカビの発生がないよう清潔に保管することを心がける。
- ⑧ 返却は面会引き渡しを基本とする。本人が確認できる場合は郵送引き渡しを行う。

【応急対応時】

本計画にて検討したルールに従い、思い出の品等の回収・保管・運営・返却を行う。また、歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないよう、処理の留意点を周知徹底する。

【復旧・復興時】

応急対応時からの作業を継続的に実施する。また、歴史的遺産、文化財等が他の災害廃棄物と混在しないような措置を行い、保護・保全に努める。

14. 災害廃棄物処理事業の進捗管理

応急対応時、復旧・復興時には、以下のとおり災害廃棄物処理事業の進捗管理を行う。

【応急対応時】

仮置場への搬入・搬出量、解体家屋数、処分量などの量的管理に努め、災害廃棄物処理事業の進捗管理につなげる。

【復旧・復興時】

被害状況に応じた災害廃棄物処理事業を実施する。実施にあたっては、進捗管理の方法を慎重に検討し、実行に移す。

なお、専門職員が不足する場合は、災害廃棄物処理の管理業務をコンサルタント事業者へ委託することを検討する。

また、処理が長期間にわたる場合は、総合的、計画的に処理を進める観点から、必要に応じ図 2-18 のような関係機関による連絡会を設置し、全体の進捗管理を行う。

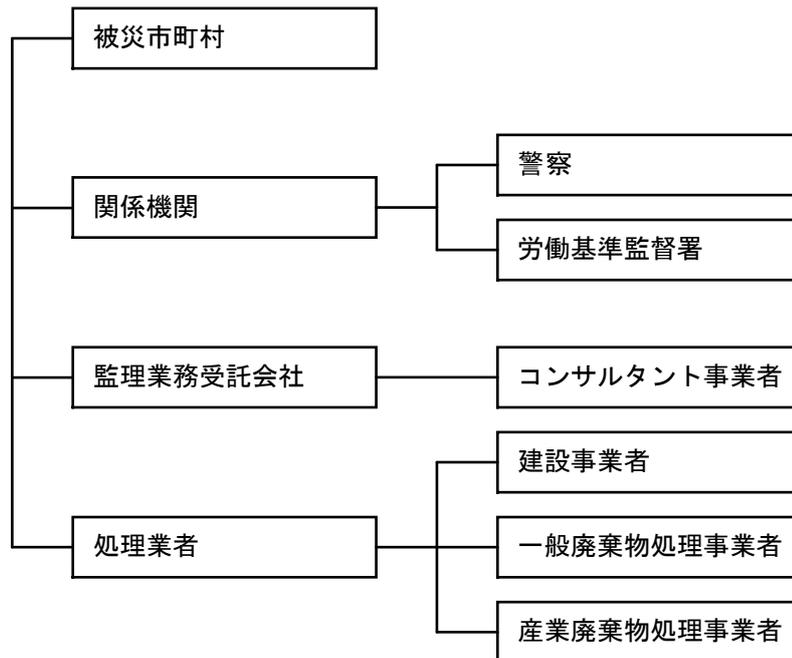


図 2-18 関係機関による連絡会の設置 (例)

出典：災害廃棄物対策指針（平成 26 年 3 月、環境省）

第 8 章 相談窓口の開設

災害時においては、被災者から様々な相談・問い合わせが寄せられることが想定されるため、相談窓口を市民対策部廃棄物処理班・衛生班（環境課等）に開設する。

【応急対応時】

各種相談窓口を開設し、被災者からの相談・問い合わせを受け付ける。

【復旧・復興時】

応急対応時に引き続き、被災者からの各種相談窓口での受付を継続する。

第 9 章 処理事業費の管理

復旧・復興時には、災害廃棄物処理事業費について、表 2-45 に示す過去の災害における処理事業費（処理単価）を参考に、適切な価格であるか確認を行う。

表 2-45 災害廃棄物の処理事業費（処理単価）

①	阪神・淡路大震災 H7.01.17	災害廃棄物発生量 事業費 処理単価	約 1,450 万 t 約 3,246 億円 約 2.2 万円/t
②	新潟県中越地震 H16.10.23	災害廃棄物発生量 事業費 処理単価	約 60 万 t 約 195 億円 約 3.3 万円/t
③	岩手・宮城内陸地震 H20.06.14	災害廃棄物発生量 事業費 処理単価	約 0.44 万 t 約 6,841 万円 約 1.5 万円/t

出典：災害廃棄物対策指針 技術資料 参 19（平成 26 年 3 月、環境省）

資料編

1. 各種報告書様式 資料-1
2. 一般社団法人大分県産業廃棄物協会 会員名簿..... 資料-11
3. 日田市における他団体との応援協定概略図..... 資料-16
4. 収集運搬車量等の種類 資料-17
5. 災害廃棄物処理に係る法律等の整理 資料-27

様式 1

廃棄物処理施設等被害報告書

[第 報]

市町村名		
報告者氏名		(電話)
報告年月日		年 月 日 時現在
内 容		
被害区分		<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設 ・ごみ処理施設 ・埋立処分地施設 ・産業廃棄物処理施設 ・コミュニティプラント ・生活排水処理施設 ・その他 ()
発 生	日 時	日 時 分
	場 所	
	原 因	
状 況	被害個所 被害状況 (概要)	
	応急対策 の 状 況	
	復旧見込み	
	そ の 他 参考事項	

避難場所・避難人数・仮設トイレの配置計画報告書

市町村名				
報告者氏名	(電話)			
報告年月日	年	月	日	時現在
報告の回数	第	次報告		

避難場所及び仮設トイレの設置計画

No.	避難場所名 (設置予定場所名)	避難人数	設置予定数	既設置数

仮設トイレの不足状況

No.	トイレの種類	必要数	現在の調達数	不足数

し尿の収集対象推計発生量報告書

市町村名				
報告者氏名				
報告年月日	年	月	日	時現在
報告の回数	第	次報告		

対象区分	し尿収集対象推計発生量
避難所から発生するし尿	
断水による仮設トイレ利用から発生するし尿	
通常時からし尿収集を行っている世帯から発生するし尿	
合 計	

今後の収集対象発生量の推移に関する予測と処理能力

--

家屋の倒壊及び焼失状況報告書

市町村名	
報告者氏名	
報告年月日	年 月 日 時現在
報告の回数	第 次報告

全体の倒壊および焼失棟数

全壊棟数	合計
全壊（棟）	
半壊（棟）	
木造火災（全焼）（棟）	
非木造火災（全焼）（棟）	
床上浸水（世帯又は棟）	
床下浸水（世帯又は棟）	
津波浸水面積（㎡）	

災害廃棄物の推計発生量報告書

市町村名				
報告者氏名				
報告年月日	年	月	日	時現在
報告の回数	第	次	報告	

被害状況	被害棟数 ①	災害廃棄物発生原単位 ¹⁾ ②	災害廃棄物発生量 ③=①×② t	種類別割合 ③×組成割合				
				可燃	不燃	コンクリート がら	金属	柱角材
全壊		117t/棟		18%	18%	52%	6.6%	5.4%
半壊		23t/棟		18%	18%	52%	6.6%	5.4%
木造火災 (全焼)		78t/棟		0.1%	65%	31%	4%	0%
非木造火災 (全焼)		98t/棟		0.1%	20%	76%	4%	0%
床上浸水		4.60 t / 世帯 ²⁾		56%	39%		5%	
床下浸水		0.62 t / 世帯 ²⁾		56%	39%		5%	
津波堆積物	浸水面積 (m ²)	0.024t/m ²						

備考：1) 推計対象地域における住宅・非住宅建物（大規模建物や公共建物を含む）及び公共施設系（インフラなど）の災害廃棄物を含んだ全体の発生量を算出する原単位という特徴を有し、単位は「トン/棟」になるが、単純に建物1棟の解体に伴う発生量を表すものではない。

2) 災害時に世帯数で把握できない場合はt/棟とする。

ごみの推計発生量報告書

市町村名			
報告者氏名			
報告年月日	年	月	日 時現在
報告の回数	第	次	報告

避難所から発生する家庭ごみ	
避難所避難人口	ごみ推計発生量

住宅から発生する家庭ごみ	
住宅在宅人口	ごみ推計発生量

粗大ごみ・大型ごみの推計発生量	
-----------------	--

ごみ発生推計量の合計量	
-------------	--

今後の発生量の推移の予測

様式7

年 月 日

大分県知事 殿
(担当課気付)

(市町村名)

災害時応援協定に基づく応援調整要請について

上記のことについて下記のより応援を要請します。

1 災害の状況

災害の種類

災害の発生日時

災害発生場所

災害による被災の状況

2 応援要請内容

[ごみ関係]

収 集 車	t車 台(必用人数 名) t車 台(必用人数 名) 期 間 年 月 日～ 年 月 日
仮 置 場	ごみの種類及び保管量 期 間 年 月 日～ 年 月 日 t
焼却等中間処理	ごみの種類及び焼却等中間処理量 期 間 年 月 日～ 年 月 日 t
最 終 処 分 場	ごみの種類及び焼却等中間処理量 期 間 年 月 日～ 年 月 日 t
そ の 他	

[し尿関係]

収 集 車	t車 台(必用人数 名) t車 台(必用人数 名) 期 間 年 月 日～ 年 月 日 応援要請場所
処 理	処理量 期 間 年 月 日～ 年 月 日
そ の 他	

3 連絡先

担当課

連絡責任者

電話

FAX

電子メールアドレス

年 月 日

市町村長 殿
(課気付)

(市町村名)

災害時応援協定に基づく応援要請について

上記のことについて下記のより応援を要請します。

1 災害の状況

- 災害の種類
- 災害の発生日時
- 災害発生場所
- 災害による被災の状況

2 応援要請内容

[ごみ関係]

収 集 車	t車 台 (必用人数 名) t車 台 (必用人数 名) 期 間 年 月 日～ 年 月 日
仮 置 場	ごみの種類及び保管量 t 期 間 年 月 日～ 年 月 日
焼却等中間処理	ごみの種類及び焼却等中間処理量 t 期 間 年 月 日～ 年 月 日
最 終 処 分 場	ごみの種類及び焼却等中間処理量 t 期 間 年 月 日～ 年 月 日
そ の 他	

[し尿関係]

収 集 車	t車 台 (必用人数 名) t車 台 (必用人数 名) 期 間 年 月 日～ 年 月 日 応援要請場所
処 理	処理量 期 間 年 月 日～ 年 月 日
そ の 他	

3 連絡先

- 担当課
- 連絡責任者
- 電話
- FAX
- 電子メールアドレス

災害廃棄物処理の応援に関する協定書に基づく応援要請書
(災害廃棄物、仮置場の運営委託関係)

市 町 村 名	
要 請 年 月 日	

担 当 者 氏 名	
所 属	
電 話 番 号	
ファックス番号	

応 援 要 請 期 間	
応 援 要 請 内 容	

現在支援を受けている場合にはその状況

災害廃棄物処理の応援に関する協定書に基づく応援要請書
(し尿関係)

市 町 村 名	
要 請 年 月 日	

担 当 者 氏 名	
所 属	
電 話 番 号	
ファックス番号	

応 援 要 請 期 間	
応 援 要 請 内 容	

現在支援を受けている場合にはその状況

利用に当たってのお願い

- この名簿は、平成28年版のものです。
- この名簿は、支部の五十音順に収録したものです。
- 名簿に記載されております各会員の「取り扱う産業廃棄物」は、「産業廃棄物の種類を限定している場合もありますので、処理を委託する場合には、ご注意ください。
- 処理委託の詳細については、各会員にお問い合わせください。

日田・玖珠支部

6月現在 18社

法改正に伴う産業廃棄物収集運搬業許可の合理化について

平成22年5月19日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成23年4月1日に施行されました。今までは、大分市を含む大分県全域で(特別管理)産業廃棄物の収集運搬業務を行う場合には、大分県及び大分市両方の収集運搬業許可が必要でしたが、平成23年4月1日以降については、許可権限が原則として県に一本化され、県許可のみで県全域での収集運搬業務を行うことができます。ただし、大分市内において積替え又は保管を行う場合には、従前の通り大分市の許可が必要となります。

(1) 大分市の許可のみを取得している業者

平成23年4月1日以降も収集運搬業務を行う範囲が大分市内に限定される場合、引き続き大分市許可のみで業を行うことができます。ただし、大分県許可を新規で取得した場合は原則として大分市許可が失効することになります。(県・市両許可を持つ場合は(3)を確認してください)

(2) 大分県の許可のみを取得している業者

平成23年4月1日以降は、大分市内においても大分県許可の範囲において収集運搬業務を行うことができます。

(3) 県と市両方の許可を取得している業者

県と市の許可品目が一致する場合、若しくは県の許可品目が市の許可品目より多い場合には、原則として平成23年4月1日以降は県の許可が大分市内においても有効となり、市の許可は自動的に失効となります。ただし、県の許可品目が市の許可品目より少ない場合には、経過措置として大分市許可の有効期限内においては現許可証で営業ができますが、それ以降については大分市内においても大分県許可の範囲内において業を行うことになるので、必要に応じて大分県に変更許可申請を行い、許可品目を一致させてください。

許可期限	備考	他県の許可状況	電子マニフェストシステム	保管	許可区分	取扱産業廃棄物
平成33年5月8日 平成33年4月4日	破砕・選別			積置・保管の許可	大分市 大分県	その他特定有害廃棄物 廃石綿(アスベスト) 感染性廃棄物 13号廃棄物 ばいじん 家畜の死体 家畜のふん尿 がれき類 紙さい ガス・コンクリ・陶磁器類 金属くず
平成30年8月9日		福岡県・熊本県 佐賀県				
平成32年8月27日		熊本県				
平成31年1月10日						
平成33年6月21日 平成28年7月14日 平成28年7月14日	破砕・選別 埋立	福岡県 佐賀県				
平成30年9月7日 平成32年1月20日	破砕	福岡県				FAX: 0973-28-5760
平成32年4月19日 平成32年4月19日	埋立					
平成32年4月30日						

日田・玖珠支部

代表者氏名	住所	業の区分	取扱産業廃棄物
有限会社 梅本士砂 代表取締役 梅本 誠二	日田市大字求楽里40番地 〒877-0021 TEL: 0973-22-6718 FAX: 0973-57-2984	取集運搬 中間処理	ゴムくず 動物系固形不要物 動植物性残さ 繊維くず 木くず 紙くず 廃プラスチック類 廃アルカリ 廃酸 廃油 汚泥 炭やがら
株式会社 合谷産業運輸 代表取締役 合谷 文彦	日田市高井町129-1 〒877-0067 TEL: 0973-24-5207 FAX: 0973-22-2883	取集運搬	処理場: (木くず)(コンクリ)日田市天瀬町大字馬原 他 TEL: 0973-57-2385 TEL: 0973-57-2970
株式会社 浄化環境センター 代表取締役 安部 裕一郎	日田市亀川町854-1 〒877-0076 TEL: 0973-23-8169 FAX: 0973-23-4053	取集運搬	
新日本緑地株式会社 代表取締役 鳥井 金方	日田市小々瀬町2757番地 〒877-0032 TEL: 0973-24-0636 FAX: 0973-24-7788	取集運搬	
有限会社 西郡開発 代表取締役 千原 成文	日田市大字東有田2819-3 〒877-1371 TEL: 0973-24-1388 FAX: 0973-28-5760	取集運搬 中間処理 最終処分	処理場: 日田市大字東有田2819-3 TEL: 0973-24-1388
有限会社 タカシマ運送 代表取締役 高嶋 美智子	日田市大字石井289-6 〒877-0061 TEL: 0973-23-1525 FAX: 0973-23-2100	取集運搬 中間処理	処理場: 日田市大字石井289-6 TEL: 0973-24-1388
株式会社 谷組 代表取締役 大関 明	日田市大字日高3040番地 〒877-0032 TEL: 0973-22-7175 FAX: 0973-24-6183	取集運搬 最終処分	処理場: 日田市川下コノエ432
有限会社 手島建設 代表取締役 手島 勝馬	日田市大字友田3667番地 〒877-0078 TEL: 0973-22-4506 FAX: 0973-22-9058	取集運搬	処理場: 日田市大字日高字高馬原3165-1 他

産業廃棄物についてのご相談は、下記へお問い合わせ下さい。

組織名	所在地	代表電話	庁舎
東 部 保 健 所	〒874-0840 別府市大字鶴見字下田井14-1	(0977) 67-2511	別府総合庁舎
東 部 保 健 所 国 東 保 健 部	〒873-0504 国東市国東町安国寺786-1	(0978) 72-1127	国東総合庁舎
中 部 保 健 所	〒875-0041 臼杵市大字臼杵字洲崎72-34	(0972) 62-9171	単独庁舎
中 部 保 健 所 由 布 保 健 部	〒879-5421 由布市庄内町柿原337-2	(097) 582-0660	単独庁舎
南 部 保 健 所	〒876-0844 佐伯市向島1-4-1	(0972) 22-0562	単独庁舎
豊 肥 保 健 所	〒879-7131 豊後大野市三重町市場334-2	(0974) 22-0162	単独庁舎
西 部 保 健 所	〒877-0025 日田市田島2-2-5	(0973) 23-3133	単独庁舎
北 部 保 健 所	〒871-0024 中津市中央町1-10-42	(0979) 22-2210	単独庁舎
北部保健所豊後高田保健部	〒879-0621 豊後高田市是永町39	(0978) 22-3165	高田総合庁舎

■ 大 分 県

〒870-0022
大分市大手町3丁目1番1号
大分県生活環境部産業廃棄物対策課
TEL:097-536-1111(代表)

■ 大 分 市

〒870-0046
大分市荷揚町2番31号
大分市環境部産業廃棄物対策課
TEL:097-534-6111(代表)

賛 助 会 員

社 名	住 所	電 話	F A X
かなざわ行政書士事務所 金澤 徹二	〒870-0955 大分市下郡南4丁目1-6 三和コーポ下郡505号	090-9408-7343	097-554-8138
キャタビラー九州株式会社 大分支店 支店長 矢野 公一	〒870-0856 大分市大字畑中宇素川701	097-544-4135	097-544-4147
コマツ建機販売株式会社 西日本カンパニー 大分支店 支店長 村橋 隆幸	〒879-7761 大分市大字中戸次4770-2	097-597-3331	097-597-7161
株式会社 セキ土運 代表取締役 磯崎 雄二	〒879-2201 大分市佐賀岡町大字岡4の3341の4	097-575-1120	097-575-0522
太平洋セメント 株式会社 大分工場 工場長 小池 敦裕	〒879-2471 津久見市合ノ元町2-1	0972-82-3115	0972-82-7603
株式会社 日田ビル管理センター 代表取締役 長 信明	〒877-0017 日田市玉川町3丁目624-22	0973-22-2525	0973-22-1023

お問合せ
一般社団法人 大分県産業廃棄物協会

〒870-0905
大分県大分市向原西1丁目1-27
大分県トラック会館 4階

http://www.oita-sanpaikyoo.or.jp
E-mail: info@oita-sanpaikyoo.or.jp

TEL 097-503-0350
FAX 097-503-0351

<公共団体 国関係>

国交省 筑後川河川事務所
(河川情報、カメラ映像の提供)
H13年9月3日締結

国交省 九州地方整備局
(災害応急対応、連絡員派遣)
H23年9月22日締結

<公共団体 自治体関係>

大分県内市町村(大分県市長会)
(災害時物資、医療提供、職員派遣相互応援協定)
H10年5月18日締結

熊本県 菊池市
(災害時物資、医療提供、職員派遣相互応援協定)
H23年2月2日締結

茨城県 水戸市
(災害時物資、医療提供、職員派遣相互応援協定)
H24年3月1日締結

福岡県 朝倉市
(災害時物資、医療提供、職員派遣相互応援協定)
H24年4月1日締結

熊本県 小国町
(災害時物資、医療提供、職員派遣相互応援協定)
H24年4月12日締結

日田市社会福祉協議会
(日田市災害ボランティアセンターの設置・運営)
H26年4月1日締結



<民間団体>

大分県LPガス協会日田支部
(災害時LPガス、器具の優先供給)
H17年11月16日締結

イオンストア九州株式会社
(物資供給)※(株)ダイエーより継承。
H27年9月1日締結(当初締結H20年4月1日)

日田市管工事協同組合
(市の水道施設応急復旧工事)
H20年5月12日締結

九州電力株式会社
(災害時電力施設の優先復旧)
H22年10月13日覚書

日本郵政(株)かんぼの宿
(災害時施設を避難所として提供)
H23年4月1日締結

NPO法人コメリ災害対策センター
(物資供給)
H23年4月28日締結

株式会社マルミヤストアー
(物資供給)
H23年9月22日締結

大分県電気工事業工業組合日田支部
(災害時発電機設置等の停電対応)
H23年9月22日締結

医療法人咸宜会日田中央病院
(災害時飲料用地下水の提供)
H24年2月8日締結

日田市民生活協同組合
(物資供給)
H24年11月28日締結

大分県建設業協会日田支部
(災害発生前後の緊急作業)
H25年4月10日締結

日田市タクシー協会
(災害発生前後の優先的輸送)
H25年4月10日締結

日本郵便株式会社
(災害時の郵便業務等)
H27年8月12日締結

一般社団法人大分県産業廃棄物協会
(災害発生後の大量の廃棄物処理)
H28年1月29日締結

災害時に不足することが予想される資機材については、あらかじめリストアップしておき、可能なものについては市町村で備蓄しておくとともに、関係団体等の所有する資機材のリストを事前に作成し、連絡・協力体制を確立しておく。

(1) 収集運搬車両

生活ごみの発生量は通常時と大きく変わらないと想定されるものの、粗大ごみやし尿が多く発生することを想定し、必要な車両を確保する。

【収集運搬車両（災害廃棄物用）の例】

・深あおり式清掃ダンプトラック

廃棄物の積み込みは、ボディ後部又は上部から行い、排出は後部扉を開いて排出する。構造は、土砂などを運搬するダンプ車と同じであるが、積載効率を高めるためにボディを深あおりにしたものである。構造が単純であるため、生活ごみ、粗大ごみ、産業廃棄物の収集運搬に幅広く活用されている汎用車である。



・天蓋付き清掃ダンプトラック

走行中に廃棄物の飛散や悪臭を防止するために油圧で開閉する天蓋を取り付けたダンプ車である。

天蓋の開閉は、約 80 度の半開式とボディ側面まで開く全開式がある。排出は、後部扉を開いて排出する。



・ダンプトレーラー

セミトレーラーやフルトレーラーにダンプ機構を兼ね備えているトラックで、通常のトラックでは運べないような大きな荷物やより多くの荷物を一度に運ぶ。普通のダンプよりも粉粒体運搬が多く出来、産業廃棄物や土砂、飼料や燃料などの運搬に用いられる。1999 年に行われた規制の緩和により、ダンプトレーラーでの土砂の運搬もできるようになっている。

収集運搬車両等の種類

・脱着装置付コンテナ自動車

脱着装置付コンテナ自動車（アーム式ローダ車）は、トラックの荷台を着脱でき、1台のトラックと複数個のコンテナの組合せにより、廃棄物の貯留、収集、輸送までをシステム化できる車両である。L型の強力な鋼鉄製のアームにより、自力で荷台の積降ろしを行い、安定した作業能力を持っている。



・床面搬送装置装着車

床面搬送装置はトラックやトレーラの荷台フロア長さのアルミ製フロアスラット及び油圧ユニットで構成されている。このスラットは、油圧シリンダにより、水平を維持した状態で前後方向に4段階で往復運動をすることにより、積載物を効率的に搬送することができる。



・ユニック車

小型クレーンを装備しているトラック。クレーン付きトラックとしては一般的にユニック車という呼び名が定着している。アームは360度回転することが可能で、建築資材など重量物の積載運搬に使われており、重量物の積み下ろしや、高所へ（高所から）の荷物の積み下ろし、資材の搬出入、工場機械の搬出入などに使われている。自動車免許で運転できる。通常、クレーンと平トラックが2台必要な現場でも、高い場所への搬入、重量物の搬入作業も一台ですみ、輸送コストも削減できる。

・フォークリフト

災害廃棄物が保管されたコンテナ等の積み下ろしや積み重ね保管のために用いられる荷役機械。走行できる車両の車体に油圧で上下し、前後に傾くことのできるフォークを取り付けられている。



・ラフテレーンクレーン

ホイールクレーンの一種。四輪駆動・四輪操舵機構を装備し、荒れた地形などの不整地を走行することのできる特殊自動車である。災害廃棄物が保管されたコンテナ等の積み下ろし等に用いられる。



・バキューム車

東日本大震災の被災地では仮置場内の側溝に溜まった災害廃棄物を清掃するため等に利用された。

・アーティキュレーテッドダンプトラック

一度に 30 トン以上の災害廃棄物を運搬することができる。東日本大震災の被災地では、仮置場内において混合廃棄物や津波堆積物を効率よく運搬するために導入された。走行のために仮置場内に専用の走行路が造られた。



出典：石巻ブロック災害廃棄物処理業務現場だより

【収集運搬車両（生活ごみ用）の例】

・パッカー車

パッカー車は、回転板式（ホッパーに投入された廃棄物を回転板がすくい上げ、押入板によってボディ内に押し込む）、圧縮板式（ホッパーに投入された廃棄物を押込板によって一旦、ホッパー底部に押し付け、廃棄物を減容したり、大型廃棄物の場合は粗破碎した後、ボディ内部に押し込む）がある。積載効率が良く、ボディが密閉式なので衛生的である。



収集運搬車両等の種類

・コンテナ傾倒装置付収集車（小型コンテナ用）

廃棄物は専用の反転用バー付コンテナ（0.5～0.7m³）に投入される。このコンテナを傾倒させる装置が機械式収集車に装着してあり、これによりコンテナ内の廃棄物はホッパー部に投入される。

廃棄物が露出すること無く、作業員も廃棄物に手を触れること無しに衛生的に収集作業が行うことができる。



・脱着装置付コンテナ自動車（大型コンテナ用）

脱着装置付コンテナ自動車（アーム式ローダ車）は、トラックの荷台が着脱でき、1台のトラックと複数個のコンテナの組合せにより、廃棄物の貯留、収集、輸送までをシステム化できる車両である。

L型の強力な鋼鉄製のアームにより、自力で荷台の積降ろしを行い、安定した作業能力を持っている。



・クレーン式圧縮式ごみ収集車

機械式収集車にクレーンと補助ホッパーを備え、底開き式ダストボックスをクレーンで吊り上げて、廃棄物を補助ホッパーに投入する。投入された廃棄物は、水平圧縮版でボディ後部へ圧縮し詰め込む。ボディは密閉式のため、廃棄物の飛散が防げ、衛生的である。

【その他車輛の例】

・タンクローリー

固体や液体等を多量に運搬・輸送するための貨物自動車。主に石油や灯油などの危険物を運ぶものから、ガスやセメント、飲料水を運ぶものなど積み荷や用途によって多様な種類が存在する。（「ローリー」とはイギリス英語で「トラック」の意味。）大きさについても、重量が2t程度のものから20tを超えるものまで存在する。東日本大震災の被災地では仮置場で稼働するバックホウなどの重機や発電機などへの給油に用いられた。



出典：石巻ブロック災害廃棄物処理業務現場だより

・高所作業車

高所で作業を行うためにその機構を有した特殊車両並びに建設機械である。建物解体にあたり事前に高所の建物の状況を把握することをはじめ高所作業を行うために利用される。



・散水車

散水装置を備えた車両で、道路などの清掃に使われる。東日本大震災の被災地では、仮置場やその周辺道路からの粉じんの飛散防止等も目的に使用された。



出典：石巻ブロック災害廃棄物処理業務現場だより

(2) 排出用機材

避難所からは多量の避難所ごみが排出されるが、交通インフラへの被害等の事情により車両による回収を頻繁に行うことができない可能性もあるので、カラス対策や回収効率の向上等を考慮する必要がある。

【排出用機材の例】

・天蓋付収集コンテナ

天蓋付収集コンテナ（大型コンテナ方式用）は、後述する脱着装置付コンテナ自動車と組合せて使用される。天蓋付収集コンテナは、廃棄物の露出がなく、しかもコンテナの積降ろし作業だけで収集作業が行え、衛生的で労力の軽減化が図れる。廃棄物の投入は、上部投入口より行い、廃棄物の排出はダンプにより行う。近年、天蓋付収集コンテナは、建設廃棄物、工場廃棄物の収集を主体に広く採用されるようになってきた。



・天蓋付収集ボックス

天蓋付収集ボックス（吊り下げ方式用）では、廃棄物の投入は、投入口より行い、この容器による廃棄物の収集は、クレーン付き収集車と組み合わせて作業し、容器は底開式である。材質として鋼板または特殊亜鉛メッキ鋼板、プラスチック製等がある。



収集運搬車両等の種類

・コンパクト付コンテナ

コンパクト付きコンテナ（圧縮装置付きコンテナ）は、脱着装置付コンテナ自動車と組合せ用いられる。このコンテナには廃棄物を圧縮詰め込む装置が内蔵されており、圧縮装置を動かす動力源は別置きの油圧ユニットを使用する。廃棄物で満量になったコンテナは、脱着装置付コンテナ車（アームローダー車）で運搬される。



（3）重機

道路上の災害廃棄物の撤去や建物解体、収集運搬車両への積み込み、仮置場での粗選別をはじめとする作業では、ショベルローダー、ブルドーザー、フォークリフト、バックホウ等の重機が必要となる。

【重機の例】

・ショベルローダー

前方にパワーショベル、バケットを備えた特殊自動車。トラクターショベルのうち、車輪で走行するものである。主に工事現場などにおいて土砂などをダンプカーに積み込む時に使われる建設機械であり、油圧ショベルより一度に多量の土砂を積み込むことができる。

・ホイールローダー

土砂などをダンプトラックへ積み込む際に使用される重機である。一度に大量の物を積み込むことができるため、多くの土木工事現場や除雪作業等で利用される。



出典：石巻ブロック災害廃棄物処理業務現場だより

・ブルドーザー

前面のブレードを使用して地面を整地したり、後部のリッパ（爪）を使って土砂の掻き出しや割石を行う建設機械。トラクターの前面に可動式のブレード（排土板）を装着して、進行方向に土砂を押し出す。



出典：石巻ブロック災害廃棄物処理業務現場だより

・バックホウ

地面を掘削するために使用されるショベル系掘削機。掘削装置（バックホウ装置）を下向きに取り付け、手前に引きながら、通常地表面より下を掘削する。溝掘りなど、正確な掘削整形作業や硬い土の掘削作業ができ、地表面より低い場所の掘削に適している。



・スケルトン

バックホウやショベルカーなどのアーム（腕のように伸びた部分）の先端に取り付けるアタッチメントのひとつ。バケットで、底板部がマス目状になっているもの。土砂中の岩石の選別、セメントのかく拌などに使用される。

・鉄骨カッター

バックホウやショベルカーなどのアーム（腕のように伸びた部分）の先端に取り付けるアタッチメントのひとつ。鉄骨を切るハサミのような部品。断面がHの字になっていることからH鋼と呼ばれている太い鉄でできた柱や梁も切断できる。



収集運搬車両等の種類

・ブレーカー

動力により先端部のみ振動させ、その衝撃力により岩石、コンクリート構造物などを砕く機械。動力として油圧式と空気圧式がある。災害廃棄物処理ではバックホウのアタッチメントとして建物解体等に用いられる。



出典：石巻ブロック災害廃棄物処理業務現場だより

・つかみ機（フォーク）

バックホウやショベルカーなどのアーム（腕のように伸びた部分）の先端に取り付けるアタッチメントのひとつ。物をつかむための装置で、スクラップ処理をはじめ、木材処理や解体工事など広い用途に用いられる。つかみバケットとも言う。



【その他の機器】

・アスファルトフィニッシャー

ダンプトラックからアスファルト合材を受け取り、道路路面に敷き均し、締め固めるための建設機械。ディーゼルエンジン等の原動機を有し自走する。

・モーターグレーダー

仮置場内の舗装、道路工事等での路床・路盤の整地や除雪作業等に使用され、精度の高い場所の整形や仕上げに適している。



出典：石巻ブロック災害廃棄物処理業務現場だより

・泥上式スタビライザー（ソイルライマー）

通常の機械では進入できないような、軟弱地の地盤改良を行うための機械。左右のキャタピラーが浮船のようになっており、泥沼地でも作業ができる。



出典：石巻ブロック災害廃棄物処理業務現場だより

・自走式土質改良機

不良土・汚泥のリサイクルを行う自走式の土質改良機。東日本大震災の被災地では、土壌洗浄設備に設置している濁水処理プラントから発生する汚泥（脱水ケーキ）に不溶化剤・固化材を混合して良質な改良土への改質に使用されている。



・スィーパー

仮置場内の路面清掃のために導入される。



出典：石巻ブロック災害廃棄物処理業務現場だより

・自動包装設備

東日本大震災の被災地では、腐敗臭のある廃飼料の臭気を抑えるため袋詰めし運搬された。



出典：石巻ブロック災害廃棄物処理業務現場だより

収集運搬車両等の種類

・ロボットパレタイザー

腐敗臭のある廃飼料を袋詰め加工したものを運搬台に整然と積み重ねる作業に使用された。



出典：石巻ブロック災害廃棄物処理業務現場日より

・スチロールポスト

発泡スチロールの減容化・リサイクルを行う機械。運搬効率の低い発泡スチロール類を、破碎・送り・加熱・練り・カートリッジ収納まで連続的に行い、容積を50分の1から100分の1にまで圧縮し、長さ70cm、重さ10kgの大きさに処理された樹脂材は、再生プラスチックとしてリサイクルできる。



出典：石巻ブロック災害廃棄物処理業務現場日より

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(昭和四十五年十二月二十五日法律第百三十七号)

最終改正：平成二七年七月一七日法律第五八号

清掃法(昭和二十九年法律第七十二号)の全部を改正する。

第一章 総則(第一条—第五条の八)

第二章 一般廃棄物

第一節 一般廃棄物の処理(第六条—第六条の三)

第二節 一般廃棄物処理業(第七条—第七条の五)

第三節 一般廃棄物処理施設(第八条—第九条の七)

第四節 一般廃棄物の処理に係る特例(第九条の八—第九条の十)

第五節 一般廃棄物の輸出(第十条)

第三章 産業廃棄物

第一節 産業廃棄物の処理(第十一条—第十三条)

第二節 情報処理センター及び産業廃棄物適正処理推進センター

第一款 情報処理センター(第十三条の二—第十三条の十一)

第二款 産業廃棄物適正処理推進センター(第十三条の十二—第十三条の十六)

第三節 産業廃棄物処理業(第十四条—第十四条の三の三)

第四節 特別管理産業廃棄物処理業(第十四条の四—第十四条の七)

第五節 産業廃棄物処理施設(第十五条—第十五条の四)

第六節 産業廃棄物の処理に係る特例(第十五条の四の二—第十五条の四の四)

第七節 産業廃棄物の輸入及び輸出(第十五条の四の五—第十五条の四の七)

第三章の二 廃棄物処理センター(第十五条の五—第十五条の十六)

第三章の三 廃棄物が地下にある土地の形質の変更(第十五条の十七—第十五条の十九)

第四章 雑則(第十六条—第二十四条の六)

第五章 罰則(第二十五条—第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

災害の防止に関する法律に基づき定められた場合におけるその投入の場所及び方法に関する基準を除く。以下「特別管理一般廃棄物処理基準」という。)並びに市町村が特別管理一般廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。

- 4 土地又は建物の占有者は、その土地又は建物内の一般廃棄物のうち、生活環境の保全上支障のない方法で容易に処分することができる一般廃棄物については、なるべく自ら処分するように努めるとともに、自ら処分しない一般廃棄物については、その一般廃棄物処理計画に従い当該一般廃棄物を適正に分別し、保管する等市町村が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分に協力しなければならない。
- 5 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。
- 6 事業者は、一般廃棄物処理計画に従ってその一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合その他その一般廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、その運搬については第七条第十二項に規定する一般廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する一般廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。
- 7 事業者は、前項の規定によりその一般廃棄物の運搬又は処分を委託する場合には、政令で定める基準に従わなければならない。

(事業者の協力)

- 第六条の三** 環境大臣は、市町村における一般廃棄物の処理の状況を調査し、一般廃棄物のうちから、現に市町村がその処理を行つているものであつて、市町村の一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らしその適正な処理が全国各地で困難となつていると認められるものを指定することができる。
- 2 市町村長は、前項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、環境省令で定めるところにより、当該市町村において当該一般廃棄物の処理が適正に行われることを補完するために必要な協力を求めることができる。
 - 3 環境大臣は、第一項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等の事業を所管する大臣に対し、当該一般廃棄物の処理について市町村が当該製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者の協力を得ることができるよう、必要な措置を講ずることを要請することができる。
 - 4 環境大臣は、第一項の規定による指定を行うに当たつては、当該指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等の事業を所管する大臣の意見を聴かなければならない。

第二節 一般廃棄物処理業

(一般廃棄物処理業)

- 第七条** 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。
- 2 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
 - 3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
 - 4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
 - 5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
 - 一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
 - 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
 - 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。
 - 四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
 - ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - ハ この法律、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
 - ニ 第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第七条の四第一項第三号又は第十四条の三の二第一項第三号（第十四条の六において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問

その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第八条の五第六項及び第十四条第五項第二号二において同じ。)であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

ホ 第七条の四若しくは第十四条の三の二(第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第三項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ヘ ホに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号ハにおいて同じ。)がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

ヌ 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

7 前項の許可は、一年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

第七条の三 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第七条第五項第三号又は第十項第三号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- 三 第七条第十一項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

（許可の取消し）

第七条の四 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- 一 第七条第五項第四号ロ若しくはハ（第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに該当するに至つたとき。
 - 二 第七条第五項第四号チからヌまで（同号ロ若しくはハ（第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 三 第七条第五項第四号チからヌまで（同号二に係るものに限る。）のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 四 第七条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまでのいずれかに該当するに至つたとき（前三号に該当する場合を除く。）。
 - 五 前条第一号に該当し情状が特に重いとき、又は同条の規定による処分に違反したとき。
 - 六 不正の手段により第七条第一項若しくは第六項の許可（同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。）又は第七条の二第一項の変更の許可を受けたとき。
- 2 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が前条第二号又は第三号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

（名義貸しの禁止）

第七条の五 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、自己の名義をもつて、他人に一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

第三節 一般廃棄物処理施設

（一般廃棄物処理施設の許可）

第八条 一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設で政令で定めるもの（以下単に「ごみ処理施設」という。）、し尿処理施設（浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽を除く。以下同じ。）及び一般廃棄物の最終処分場で政令で定めるものをいう。以下同じ。）を設置しようとする者（第六条の二第一項の規定により一般廃棄物を処分するために一般廃棄物処理施設を設置

よる届出をしたときは、変更後のもの。次項において同じ。)に従い、当該一般廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

- 6 第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設(第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設であるものに限る。)の管理者は、当該届出に係る一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該一般廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。
- 7 第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設(第八条第四項に規定する一般廃棄物処理施設であるものに限る。)の管理者は、環境省令で定めるところにより、当該一般廃棄物処理施設の維持管理に関し環境省令で定める事項を記録し、これを当該一般廃棄物処理施設(当該一般廃棄物処理施設に備え置くことが困難である場合にあっては、当該一般廃棄物処理施設の設置者の最寄りの事務所)に備え置き、当該維持管理に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。
- 8 第一項の規定による届出をした市町村は、当該届出に係る第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更(環境省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、環境省令で定める事項を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- 9 第二項及び第三項の規定は前項の規定による届出について、第四項の規定は前項の規定による届出をした市町村について準用する。この場合において、第二項中「同項」とあるのは「前項」と、第四項中「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替えるものとする。
- 10 都道府県知事は、第一項の規定による届出に係る一般廃棄物処理施設の構造又は維持管理が第八条の二第一項第一号若しくは第八条の三第一項に規定する技術上の基準又は当該届出に係る第一項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類に記載した設置に関する計画若しくは維持管理に関する計画(これらの計画について第八項の規定による届出をしたときは、変更後のもの)に適合しないと認めるときは、その設置者又は管理者に対し、当該一般廃棄物処理施設につき必要な改善を命じ、又は期間を定めて当該一般廃棄物処理施設の使用の停止を命ずることができる。
- 11 第九条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による一般廃棄物処理施設の設置の届出をした市町村について準用する。この場合において、同条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第九条の三第八項」と、「同条第二項第一号に掲げる事項その他環境省令」とあるのは「環境省令」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と、同条第四項及び第五項中「当該許可」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。
- 12 第八条の二第六項の規定は、第三項又は第十項の規定に基づき都道府県知事が行う処分について準用する。

(市町村による非常災害に係る一般廃棄物処理施設の届出の特例)

- 第九条の三の二** 市町村は、非常災害が発生した場合に非常災害により生ずる廃棄物の処分を行うために設置する必要があると認める一般廃棄物処理施設について、一般廃棄物処理計画に定め、又はこれを変更しようとするときは、環境省令で定めるところにより、都道府県知事に協議し、その同意を得ることができる。

- 2 市町村が前項の同意に係る一般廃棄物処理施設を設置しようとする場合における前条の規定の適用については、同条第九項中「第二項及び第三項の規定は」とあるのは「第二項の規定は、」と、「、第四項の規定は前項の規定による届出をした市町村について準用する」とあるのは「準用する」と、「、第四項中「一般廃棄物処理施設を設置してはならない」とあるのは「第八条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしてはならない」と読み替える」とあるのは「読み替える」とし、同条第三項及び第四項の規定は、適用しない。

(非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例)

第九条の三の三 市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者は、当該処分を行うための一般廃棄物処理施設(一般廃棄物の最終処分場であるものを除く。)を設置しようとするときは、第八条第一項の規定にかかわらず、環境省令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を記載した書類及び当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出をしようとする者は、同項に規定する第八条第二項各号に掲げる事項を記載した書類を作成するに当たっては、政令で定める事項について条例で定めるところにより、前項に規定する調査の結果を記載した書類を公衆の縦覧に供さなければならない。この場合において、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、政令で定める事項について条例で定めるところにより、当該届出をしようとする者に対し、生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができる。

- 3 第九条の三第三項から第十項まで及び第十二項の規定は第一項の規定による届出について、第九条第三項の規定は当該届出をした者について準用する。この場合において、第九条の三第三項、第四項、第八項及び第九項中「市町村」とあるのは「非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者」と、同項中「第二項及び」とあるのは「第九条の三の三第二項の規定及び」と、「第二項中」とあるのは「同条第二項中「前項の」とあるのは「次項において準用する第九条の三第八項の」と、「と、第九条第三項中「第一項ただし書」とあるのは「第九条の三の三第三項において準用する第九条の三第八項」と、「同条第二項第一号」とあるのは「第八条第二項第一号」と、「当該許可」とあるのは「当該届出」と読み替えるものとする。

(周辺地域への配慮)

第九条の四 第八条第一項の許可を受けた者、第九条の三第一項の規定による届出をした市町村及び前条第一項の規定による届出をした者(以下「一般廃棄物処理施設の設置者」という。)は、当該一般廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び増進に配慮するものとする。

(一般廃棄物処理施設の譲受け等)

第九条の五 第八条第一項の許可を受けた者(第三項及び次条第一項において「許可施設設置者」という。)から当該許可に係る一般廃棄物処理施設を譲り受け、又は借り受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

第十四条の六 第十四条の三及び第十四条の三の二の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、第十四条の三第二号中「第十四条第五項第一号又は第十項第一号」とあるのは「第十四条の四第五項第一号又は第十項第一号」と、同条第三号中「第十四条第十一項」とあるのは「第十四条の四第十一項」と、第十四条の三の二第一項第五号中「前条第一号」とあるのは「第十四条の六において準用する前条第一号」と、同項第六号中「第十四条第一項若しくは第六項」とあるのは「第十四条の四第一項若しくは第六項」と、「第十四条の二第一項」とあるのは「第十四条の五第一項」と、同条第二項中「前条第二号又は第三号」とあるのは「第十四条の六において読み替えて準用する前条第二号又は第三号」と読み替えるものとする。

(名義貸しの禁止)

第十四条の七 特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者は、自己の名義をもって、他人に特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行わせてはならない。

第五節 産業廃棄物処理施設

(産業廃棄物処理施設)

第十五条 産業廃棄物処理施設(廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置しようとする者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- 三 産業廃棄物処理施設の種類
- 四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類
- 五 産業廃棄物処理施設の処理能力(産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、産業廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- 六 産業廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
- 七 産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
- 八 産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、災害防止のための計画
- 九 その他環境省令で定める事項

3 前項の申請書には、環境省令で定めるところにより、当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を添付しなければならない。ただし、当該申請書に記載した同項第二号から第七号までに掲げる事項が、過去になされた第一項の許可に係る当該事項と同一である場合その他の環境省令で定める場合は、この限りでない。

4 都道府県知事は、産業廃棄物処理施設(政令で定めるものに限る。)について第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、第二項第一号から第四号までに掲げる事項、申請

- 2 前項の検査は、当該産業廃棄物処理施設が前条第一項第一号に規定する技術上の基準に適合しているかどうかについて行う。

(産業廃棄物処理施設の維持管理等)

第十五条の二三 産業廃棄物処理施設の設置者は、環境省令で定める技術上の基準及び当該産業廃棄物処理施設の許可に係る第十五条第二項の申請書に記載した維持管理に関する計画(当該計画について第十五条の二の六第一項の許可を受けたときは、変更後のもの。次項において同じ。)に従い、当該産業廃棄物処理施設の維持管理をしなければならない。

- 2 産業廃棄物処理施設の設置者(第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第一項の許可を受けた者に限る。)は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であつて環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

(準用)

第十五条の二の四 第八条の四の規定は産業廃棄物処理施設の設置者(第十五条第四項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第一項の許可を受けたものに限る。)について、第八条の五の規定は産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場であつて環境省令で定めるものについて同項の許可を受けた者について準用する。この場合において、第八条の四中「当該許可に係る一般廃棄物処理施設」とあり、及び「当該一般廃棄物処理施設」とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、第八条の五第一項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、「一般廃棄物処理施設である一般廃棄物の最終処分場」とあるのは「産業廃棄物処理施設である産業廃棄物の最終処分場」と、「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と、同条第四項及び第六項中「特定一般廃棄物最終処分場」とあるのは「特定産業廃棄物最終処分場」と、同条第七項中「第九条の五第三項、第九条の六第一項又は第九条の七第一項」とあるのは「第十五条の四において準用する第九条の五第三項、第九条の六第一項又は第九条の七第一項」と、「第八条第一項」とあるのは「第十五条第一項」と読み替えるものとする。

(産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置についての特例)

第十五条の二の五 産業廃棄物処理施設の設置者は、当該産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものをその処理施設において処理する場合において、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その処理施設において処理する一般廃棄物の種類その他環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出たときは、第八条第一項の規定にかかわらず、同項の許可を受けずに、その処理施設を当該一般廃棄物を処理する一般廃棄物処理施設として設置することができる。

- 2 前項に規定する場合において、非常災害のために必要な応急措置として同項の廃棄物を処理するときは、同項の規定にかかわらず、その処理を開始した後、遅滞なく、その旨及び同項に規定する事項を届け出ることをもつて足りる。

(変更の許可等)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則
(昭和四十六年九月二十三日厚生省令第三十五号)

最終改正：平成二八年七月二九日環境省令第一九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に基づき、及び同法を実施するため、清掃法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十二号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（令第一条の環境省令で定める基準等）

- 第一条** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号。以下「令」という。）第一条第一号の二の環境省令で定める廃水銀は、水銀又はその化合物が使用されている製品（以下「水銀使用製品」という。）が一般廃棄物となつたものから回収したものとす。
- 2 令第一条第一号の三の環境省令で定める基準は、環境大臣が定める方法により処理したものであることとする。
- 3 令別表第一の一の項の環境省令で定めるごみ処理施設は、ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられている焼却施設とする。
- 4 令第一条第三号の環境省令で定める基準は、環境大臣が定める方法により処理したものであることとする。
- 5 令第一条第五号及び第七号並びに別表第一の三の項の環境省令で定める基準は、ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）の含有量が一グラムにつき三ナノグラム以下であることとする。
- 6 前項の基準は、環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。
- 7 令別表第一の四の項の環境省令で定める施設は、次のとおりとする。
- 一 助産所
 - 二 獣医療法（平成四年法律第四十六号）第二条第二項に規定する診療施設
 - 三 国又は地方公共団体の試験研究機関（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る。）
 - 四 大学及びその附属試験研究機関（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る。）
 - 五 学術研究又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（医学、歯学、薬学及び獣医学に係るものに限る。前二号に該当するものを除く。）

（令第二条の四の環境省令で定める基準等）

- 第一条の二** 令第二条の四第一号の環境省令で定める廃油は、次に掲げるものとする。
- 一 タールピッチ類

用する食品循環資源(同法第二条第三項に規定する食品循環資源をいい、一般廃棄物に該当するものに限る。)の運搬を行う場合に限る。)

(一般廃棄物の処分を委託できる者)

第一条の十八 法第六条の二第六項の規定による環境省令で定める一般廃棄物の処分を委託できる者は、次のとおりとする。

- 一 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者
- 二 第二条の三各号に掲げる者
- 三 特別管理産業廃棄物処分業者及び第十条の二十第一項に掲げる者(同条第二項の規定により特別管理一般廃棄物の処分を行う者に限る。)
- 四 法第九条の八第一項の認定を受けた者(当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。)
- 五 法第九条の九第一項の認定を受けた者(当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限るものとし、その委託を受けて当該認定に係る処分を業として行う者(同条第二項第二号に規定する者である者に限る。))を含む。)
- 六 法第九条の十第一項の認定を受けた者(当該認定に係る一般廃棄物の当該認定に係る処分を行う場合に限る。)

(特別管理一般廃棄物の処理の委託に係る通知事項)

第一条の十九 令第四条の四第二号の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 委託しようとする特別管理一般廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿
- 二 当該特別管理一般廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

(法第六条の三第一項の規定による指定に係る一般廃棄物の処理に関する事業者の協力)

第一条の二十 法第六条の三第二項の規定により市町村長は、同条第一項の規定による指定に係る一般廃棄物になる前の製品、容器等の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、文書により、当該一般廃棄物の処理その他環境大臣の定める協力を求めることとする。

(一般廃棄物収集運搬業の許可を要しない者)

第二条 法第七条第一項ただし書の環境省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者
- 二 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの
- 三 削除
- 四 広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物(以下この号において「広域収集運搬一般廃棄物」という。)を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者(広域収集運搬一般廃棄物のみの収集又は運搬を営利を目的とせず業として行う場合に限る。)
- 五 国(一般廃棄物の収集又は運搬をその業務として行う場合に限る。)
- 六 一般廃棄物の輸出に係る運搬を行う者(自ら本邦から輸出の相手国までの運搬を行う場合に限る。)

- 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。

十二 環境大臣の委託を受けて東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成二十三年法律第九十九号。以下「災害廃棄物処理特措法」という。）第二条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者（災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により災害廃棄物の収集又は運搬を行う場合に限る。）

十三 環境大臣から災害廃棄物処理特措法第二条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の収集又は運搬の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者であつて、次のいずれにも該当する者（災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により災害廃棄物の収集又は運搬を行う場合に限る。）

- イ 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。

- 法第七条第五項第四号 イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

- ハ 自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。

- ニ 環境大臣と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集又は運搬（災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により行う一般廃棄物の収集又は運搬に限る。）を委託しようとする者として記載されていること。

（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）

第二条の二 法第七条第五項第三号（法第七条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

- イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

- 積替施設を有する場合には、一般廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

二 申請者の能力に係る基準

- イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

- 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

（一般廃棄物処分業の許可を要しない者）

第二条の三 法第七条第六項 ただし書の規定による環境省令で定める者は、次のとおりとする。

一 市町村の委託（非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。）を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者

二 再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であつて市町村長の指定を受けたもの

三 削除

- 四 広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物(以下この号において「広域処分一般廃棄物」という。)を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者(広域処分一般廃棄物のみの処分を営利を目的とせず業として行う場合に限る。)
- 五 国(一般廃棄物の処分をその業務として行う場合に限る。)
- 六 再生利用の目的となる廃タイヤ(自動車用タイヤが一般廃棄物となつたものに限る。)を適正に処分する者であつて、次のいずれにも該当するもの(一般廃棄物処理基準に従い、当該廃タイヤのみの処分を業として行う場合に限る。)
- イ 当該業を行う区域に係る廃タイヤ(自動車用タイヤが産業廃棄物となつたものに限る。)の処分について、法第十四条第六項の許可を受けていること。
 - ロ 当該廃タイヤの処分を行う施設の一日当たりの処理能力が五トン以上であり、かつ、当該施設について、法第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けていること。
 - ハ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- ニ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。
- 七 廃牛脊柱を適正に処分する者であつて、次のいずれにも該当するもの(一般廃棄物処理基準に従い、当該廃牛脊柱のみの処分を業として行う場合に限る。)
- イ 当該業を行う区域に係る廃牛脊柱の処分について、法第十四条第六項の許可を受けていること。
 - ロ 法第七条第五項第四号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
 - ハ 不利益処分を受け、その不利益処分のあつた日から五年を経過しない者に該当しないこと。
- 八 環境大臣の委託を受けて災害廃棄物処理特措法第二条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の処分を業として行う者(災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により災害廃棄物の処分を行う場合に限る。)
- 九 環境大臣から災害廃棄物処理特措法第二条に規定する災害廃棄物である一般廃棄物の処分の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の処分を業として行う者であつて、第二条第十三号イからニまでのいずれにも該当する者(災害廃棄物処理特措法第四条第一項の規定により災害廃棄物の処分を行う場合に限る。)

(一般廃棄物処分業の許可の基準)

第二条の四 法第七条第十項第三号(法第七条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 処分(埋立処分を除く。以下この号において同じ。)を業として行う場合

イ 施設に係る基準

(1) 浄化槽(浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽(同法第三条の二第二項又は浄化槽法の一部を改正する法律(平成十二年法律第百六号)附則第二条の規定により浄化槽とみなされたものを含む。)をいう。以下同じ。)に係る汚泥又はし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥又はし尿の処分に適するし尿処理施設(浄化槽を除く。第十三条第五号を除き以下同じ。)、焼却施設その他の処理施設を有すること。

災害対策基本法

(昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号)

最終改正:平成二八年五月二〇日法律第四七号

第一章 総則(第一条—第十条)

第二章 防災に関する組織

第一節 中央防災会議(第十一条—第十三条)

第二節 地方防災会議(第十四条—第二十三条の二)

第三節 非常災害対策本部及び緊急災害対策本部(第二十四条—第二十八条の六)

第四節 災害時における職員の派遣(第二十九条—第三十三条)

第三章 防災計画(第三十四条—第四十五条)

第四章 災害予防

第一節 通則(第四十六条—第四十九条の三)

第二節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等(第四十九条の四—第四十九条の九)

第三節 避難行動要支援者名簿の作成等(第四十九条の十一—第四十九条の十三)

第五章 災害応急対策

第一節 通則(第五十条—第五十三条)

第二節 警報の伝達等(第五十四条—第五十七条)

第三節 事前措置及び避難(第五十八条—第六十一条の三)

第四節 応急措置等(第六十二条—第八十六条の五)

第五節 被災者の保護

第一款 生活環境の整備(第八十六条の六・第八十六条の七)

第二款 広域一時滞在(第八十六条の八—第八十六条の十三)

第三款 被災者の運送(第八十六条の十四)

第四款 安否情報の提供等(第八十六条の十五)

第六節 物資等の供給及び運送(第八十六条の十六—第八十六条の十八)

第六章 災害復旧(第八十七条—第九十条)

第七章 被災者の援護を図るための措置(第九十条の二—第九十条の四)

第八章 財政金融措置(第九十一条—第一百四条)

第九章 災害緊急事態(第一百五条—第一百九条の二)

第十章 雑則(第一百条—第一百十二条)

第十一章 罰則(第一百三条—第一百七条)

附則

第一章 総則

(目的)

くは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

- 7 前項の場合において、地方公共団体の長は、同項の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。
- 8 環境大臣は、第四項の規定により廃棄物処理特例地域を指定し、又は第五項の規定により廃棄物処理特例基準を定めたときは、その旨を公示しなければならない。
- 9 環境大臣は、廃棄物処理特例地域内の市町村の長から要請があり、かつ、次に掲げる事項を勘案して指定災害廃棄物を円滑かつ迅速に処理するため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、処理指針に基づき、当該市町村に代わつて自ら当該市町村の指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。
 - 一 当該市町村における指定災害廃棄物の処理の実施体制
 - 二 当該指定災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性
 - 三 当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性
- 10 第六項及び第七項の規定は、前項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行う環境大臣が当該収集、運搬又は処分を他の者に委託する場合について準用する。この場合において、第六項中「若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは」とあるのは、「又は」と読み替えるものとする。
- 11 第九項の規定により指定災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行つた環境大臣については、廃棄物処理法第十九条の四第一項の規定は、適用しない。
- 12 第九項の規定により環境大臣が行う指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とする。この場合において、同項の市町村は、当該費用の額から、自ら当該指定災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担する。
- 13 国は、前項後段の規定により市町村が負担する費用について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第五節 被災者の保護

第一款 生活環境の整備

(避難所における生活環境の整備等)

- 第八十六条の六** 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)